

平塚市環境基本計画

(平成 29 年度～平成 38 年度)

素案 (案)



目 次

(頁)

第1章 本計画の基本的事項	1
1 見直しの背景	1
2 計画の目的	1
3 計画期間	1
4 計画の位置づけ	2
5 計画の対象範囲	3
6 計画の推進主体	4
7 計画の構成	5
第2章 改定にあたって	6
1 前計画の進行状況	6
2 平塚市を取り巻く状況	12
3 世界・国・県等の動向	14
4 環境の保全と創造にあたっての主要課題	17
5 計画の見直しのポイント	20
第3章 環境基本計画のめざすもの	21
1 めざすべき環境像	21
2 基本方針	22
第4章 重点テーマ	23
重点テーマ1 :「環境市民」が活躍する地域づくり	24
重点テーマ2 :自然環境が有する機能・魅力の活用	25
重点テーマ3 :低炭素社会・循環型社会の形成による持続可能な社会	26
第5章 温室効果ガス削減目標	28
第6章 環境の分野別の取組	30
1 安全な生活環境を確保します	31
2 自然環境を保全・再生します	38
3 快適な都市環境を保全・創造します	48
4 地球環境保全へ貢献します	55
5 市民・事業者等による環境保全活動を促進します	61
第7章 計画の推進	66
1 推進体制	66
2 進行管理のしくみ	67
3 事業計画による施策・事業の推進	68
参考資料	69
1 環境に関するアンケート結果	69
2 平塚市における二酸化炭素排出量の現況及び将来推計	80
3 平塚市における温室効果ガスの排出削減可能量の試算結果	93
4 平塚市における二酸化炭素排出量の削減目標シナリオ	94

第1章 本計画の基本的事項

本章では、計画策定の背景を示すとともに、計画の位置づけ、目的、対象範囲、期間、推進主体などを定めます。

1 見直しの背景

平塚市環境基本計画改訂版〔平成19（2007）年3月策定〕（以下「前計画」という。）は、平成28（2016）年度末をもって計画期間満了となり、同時に、平塚市地球温暖化対策実行計画（区域施策編、事務事業編）〔平成24（2012）年2月策定〕（以下「地球温暖化対策実行計画」という。）が中間見直しの時期を迎えます。

一方、平成23（2011）年3月の東日本大震災後の社会情勢の変化を受け、過度に資源・エネルギーに依存してきたライフスタイルを見直し、再生可能エネルギーの導入や省エネルギーの推進、さらには循環型社会の形成等に関する施策をより一層推進することが求められています。

このため、地球温暖化対策に関する国による検討の状況や社会情勢、市民意識の変化等も踏まえて前計画を見直し、環境基本計画に地球温暖化対策実行計画を編入した新たな環境基本計画（以下「本計画」という。）を策定します。

また、前計画と地球温暖化対策実行計画は、一定の領域において政策が重複し、関連性の高い計画であるにもかかわらず、進行管理等をそれぞれ行っています。

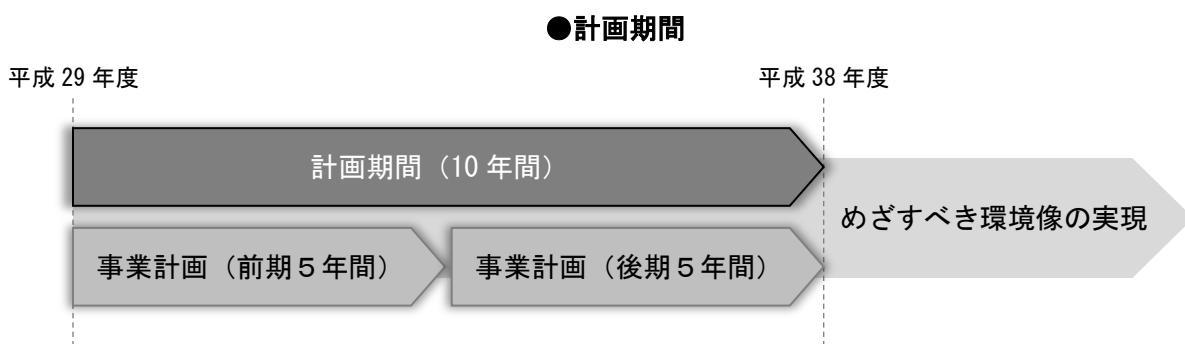
そこで、両計画を融合し、計画のわかりやすさを向上させるとともに、環境施策の効果的効率的な推進を図りました。

2 計画の目的

本計画は、本市における環境の保全と創造に関する施策を着実かつ効果的に推進することを目的とします。

3 計画期間

本計画の計画期間は、平成29（2017）年度から平成38（2026）年度までとしますが、環境問題をとりまく社会情勢の変化などに合わせ、概ね5年毎に見直します。



4 計画の位置づけ

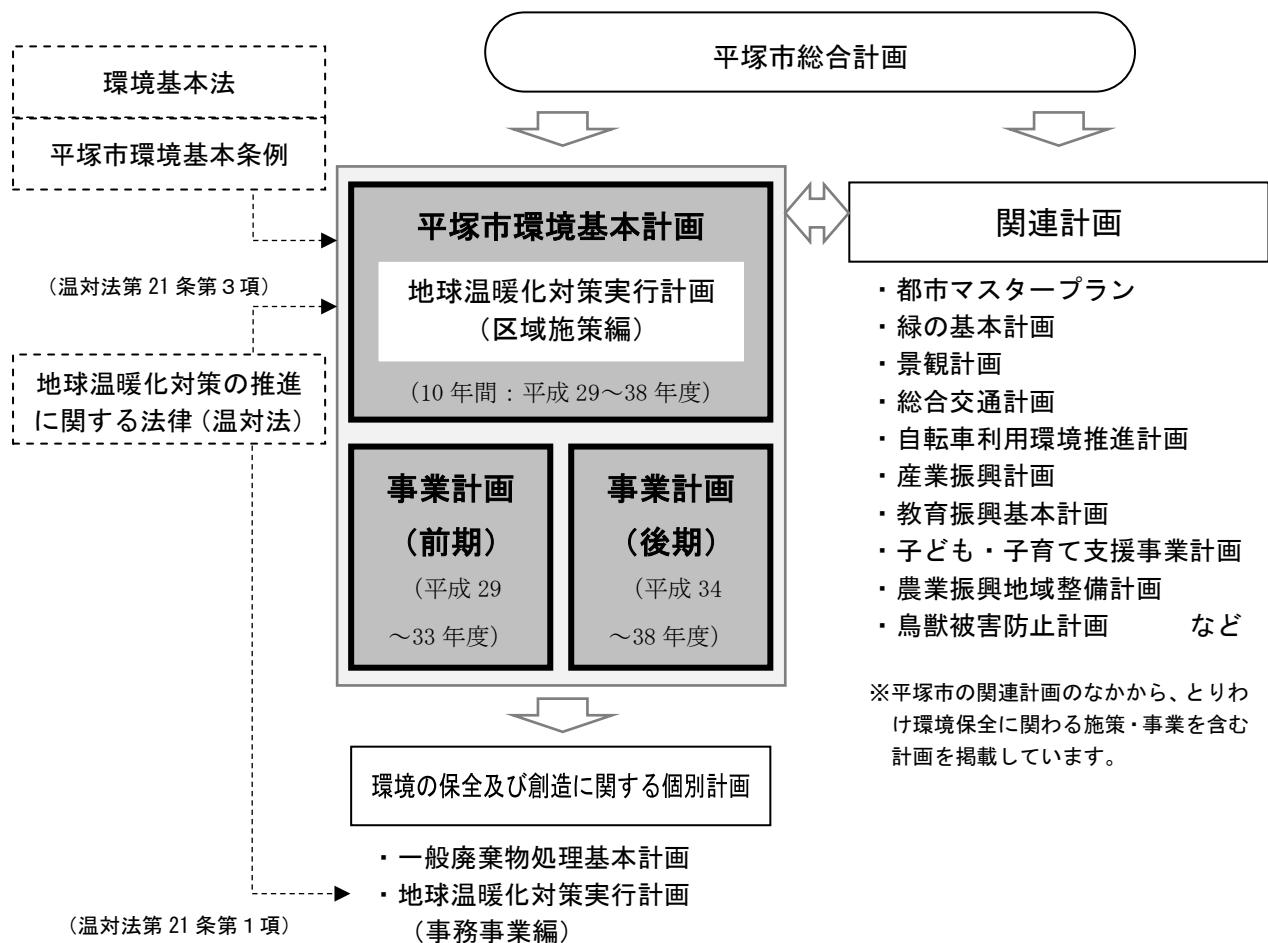
本計画は、平塚市環境基本条例第8条に基づく計画で、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上での基本的な方向として、中長期的な目標、施策の方向、その他必要な事項を定めます。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」といいます。）の第4条に定める地方公共団体の責務（地方公共団体は、その区域の自然的・社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するものとする。）を踏まえ、地球温暖化対策実行計画区域施策編（温対法第21条第3項）を含むものとします。

本計画の着実な推進を図るために、計画期間内の前期及び後期における市の施策・事業の内容を明らかにする事業計画を策定し、P D C Aサイクルにより、成果や改善点のフィードバックをしながら取組を進めていくものとします。

なお、本計画の施策については、平塚市総合計画をはじめとする様々な関連計画や条例との整合を図りながら推進していくものとします。

●計画の位置づけ



※平塚市の関連計画のなかから、とりわけ環境保全に関わる施策・事業を含む計画を掲載しています。

5 計画の対象範囲

本計画の対象地域は市全域とし、対象とする環境の範囲は、次表に示すとおりです。

●対象とする環境の範囲

分野	主な構成要素
生活環境	典型7公害（大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭）、都市生活型公害、廃棄物、化学物質 等
自然環境	動植物・生態系、生物の生育・生息環境、海岸、水辺と緑、自然とのふれあい 等
都市環境	公園・緑地、清掃・美化、歴史・文化、まちづくり、景観 等
地球環境	資源・エネルギーの利用、地球温暖化、その他の地球環境問題 等
環境保全活動	啓発・環境情報、環境教育・環境学習、環境保全活動 等

また、本計画は、地球温暖化対策実行計画を含んだ計画となっています。本計画において対象とする温室効果ガスは、温対法における温室効果ガスとしますが、主に特定事業所等で使用されているものなど、市民生活と直接関係しない温室効果ガスもありますので、必要な範囲で対策に取り組むこととします。

【温対法における温室効果ガス】

二酸化炭素 (CO₂)、メタン (CH₄)、一酸化二窒素 (N₂O)、
ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、
六フッ化硫黄 (SF₆)、三フッ化窒素 (NF₃)

温室効果ガス説明

6 計画の推進主体

本計画の推進主体は、市、市民、事業者及び滞在者とし、それぞれの責務に応じた役割分担と協働のもと、環境の保全及び創造に向けて自主的かつ積極的に取り組むものとします。

なお、滞在者の行うべき取組は、滞在中の環境負荷の低減や環境の保全（省エネルギー、ごみの排出削減、自然環境の保全など）に係るもので、基本的に市民の行う取組と共通します。そのため、滞在者は、市民が行う取組のうち、滞在中に実施できる取組を行うこととし、本計画においては、次頁以降、市民と同一の主体として扱います。

●各主体の責務（平塚市環境基本条例より抜粋）

<市>

- ・ 環境の保全及び創造に関し、市の区域の自然的・社会的条件に応じた基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施します。
- ・ 自らの事業活動に伴う環境への負荷の低減に率先して努めます。

<市民>

- ・ 日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら積極的に努めます。
- ・ 環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

<事業者>

- ・ 事業活動を行うにあたっては、これに伴って生ずる公害を防止し、廃棄物を適正に処理し、及び自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じます。
- ・ 物の製造、加工、販売その他の事業活動を行うにあたっては、製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷を低減するよう努めるとともに、環境に配慮した原材料、役務等を利用するよう努めます。
- ・ 環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

<滞在者（旅行者その他の滞在者）>

- ・ 滞在に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力します。

平塚市写真

写真キャプション

平塚市写真

写真キャプション

7 計画の構成

本計画の構成は、次に示すとおりです。

第1章 計画の基本的事項

計画策定の背景を示すとともに、計画の位置づけ、目的、期間、対象範囲、推進主体などを定めます。



第2章 改定にあたって

前計画の点検等を行い、環境の保全と創造にあたっての主要課題を導きました。また、前計画から本計画の策定に向けた見直しのポイントを整理しました。

第3章 環境基本計画のめざすもの

1 めざすべき環境像

市民・事業者・市の三者が共通の認識を持って環境の保全と創造に取り組むために、めざすべき環境像を掲げます。

2 基本方針

めざすべき環境像の実現に向けて、環境の保全と創造に取り組んでいくため、3つの基本方針を設定します。

第4章 重点テーマ

めざすべき環境像の実現に向けて、基本方針を踏まえた重点テーマを設定します。重点テーマに沿った施策・事業は、多岐にわたる施策を連携させ、各主体が連携し推進することで、総合的に推進していきます。

第5章 温室効果ガス削減目標

平塚市の温室効果ガス排出量の削減目標について規定します。

第6章 環境分野別の取組

めざすべき環境像の実現を目指し、各分野にわたり総合的に取り組んでいくため、基本方針を踏まえて分野別の施策と各主体による取組の方向を示します。

- 1 安全な生活環境を確保します
- 2 自然環境を保全・再生します
- 3 快適な都市環境を保全・創造します
- 4 地球環境保全へ貢献します
- 5 市民・事業者等による環境保全活動を促進します



第7章 計画の推進

計画の推進に向けて、推進体制や進行管理の仕組みを定めます。

第2章 改定にあたって

本章では、前計画の進行状況の点検や平塚市を取り巻く状況、世界・国・県等の動向を整理し、環境の保全と創造にあたっての主要課題を導きました。また、前計画から本計画の策定に向けた見直しのポイントを整理しました。

1 前計画の進行状況

(1) 前計画（環境基本計画）に基づく指標の進行状況

前計画では、本編Ⅰ「環境基本計画のめざすもの」において、基本方針やめざすがたを定めるとともに、本編Ⅱ「施策の体系と具体的な取組」において当面3年間に実施すべき施策やその目標、事業の具体的な内容を事業計画として示しています。

これまでに第1期事業計画〔平成19（2007）年度～平成21（2009）年度〕及び第2期事業計画〔平成22（2010）年度～平成24（2012）年度〕を策定しましたが、平成25（2013）年度からは第3期事業計画〔平成25（2013）年度～平成28（2016）年度〕に沿って事業を実施しています。

第3期事業計画では、5つの「施策の方向」と「めざすがた」の実現に向け、13の「施策の柱」とそれらを実現するために必要な24の「施策の項目」を設定しました。「施策の項目」のうち、4年間で重点的に取り組む施策を重点施策、それ以外の施策を基本施策とし、重点施策については、目標と事業計画を掲げています。

前計画については、毎年度、前年度における施策の実施状況について評価・点検を行い、計画に位置づけた施策の着実な推進を図っています。

ここでは、現時点における前計画の進行状況として、第3期事業計画の「重点施策」に対応する各指標について、平成27（2015）年度末の指標値がどの程度目標値に近づいたかを現す「目標達成度」を百分率（%）で整理しました。

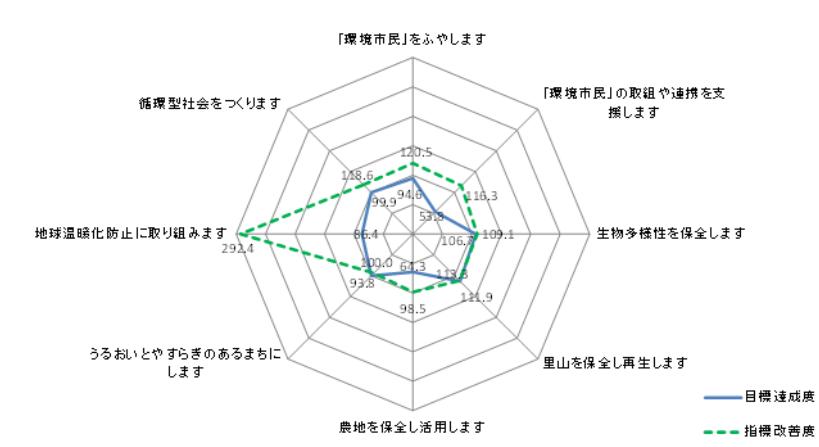
ただし、目標値には達成していないものの取り組んだ成果が生まれつつある指標もありました。このため、前計画策定当時〔平成19（2007）年度を基本〕から指標値がどの程度改善したかを示す「指標改善度」を併せて整理しました。

施策の柱ごとの「目標達成度」及び「指標改善度」は、次頁の表とグラフに示すとおりです。

●目標達成度【施策の柱毎の平成27（2015）年度末の実績値による評価】

施策の方向	施策の柱	目標達成度（%）	指標改善度（%）
1 「環境市民」による活動の促進	1-1 「環境市民」をふやします	94.6	120.5
	1-2 「環境市民」の取組や連携を支援します	53.8	116.3
2 自然環境の保全と再生	2-1 生物多様性を保全します	106.7	109.1
	2-2 里山を保全し再生します	113.3	111.9
	2-3 農地を保全し活用します	64.3	98.5
3 都市環境の保全と創造	3-1 うるおいとやすらぎのあるまちにします	100.0	93.8
4 地球環境保全への貢献	4-1 地球温暖化防止に取り組みます	86.4	292.4
	4-2 循環型社会をつくります	99.9	118.6

●目標達成度と指標改善度（施策の柱別）



施策の柱毎の目標達成度の平均を見ると、ほぼ目標を達成した柱（目標達成度95%以上）は8つのうち5つでした。前計画に基づく施策の推進による一定の成果が認められます。

一方、「環境ファンクラブの会員数」「平塚市環境共生型企業懇話会の参加企業延べ数」「耕作放棄面積」は、平成27（2015）年度末時点での目標に対する達成度が低い結果になりました。このため、これらの3つの重点施策に関連する施策の柱である「1-2『環境市民』の取組や連携を支援します」「2-3 農地を保全し活用します」及び「4-1 地球温暖化防止に取り組みます」の達成度は、低い結果となりました。

<個別の指標の検証>

① 目標値を達成若しくは達成に向けて進んでいる指標（目標達成度 95%超）：11 指標

- 「わかば環境 ISO で独自の分野に取り組んでいる幼稚園・小学校数」「自然観察会の参加人数」「里山保全モデル事業の開催回数」「里山保全モデル事業の参加人数」「市民農園数」「市民 1 人当たりの都市公園の面積」「美化推進モデル地区の指定」「一般住宅の太陽光発電システムによる発電力」「『ひらつか CO₂ CO₂ プラン』に取り組んだ人数」「市民 1 人が 1 日に排出するごみの量」「ごみの資源化率」

② 目標値の達成度が低い指標（目標達成度 95%以下）：3 指標

- 環境ファンクラブの会員数、平塚市環境共生型企業懇話会の参加企業延べ数、耕作放棄地面積

③ 数値の継続的な把握が難しい指標値：5 指標

- 「IS014001・9000 の認証を取得している事業者数」「里山保全モデル地区の拡大（面積）」「農業産出額」「耕作面積」「都市公園の面積」

※このような状況を踏まえ、指標や目標値の再設定を検討するとともに、より効果的な事業の実施に向けた方策を検討することが必要です。

なお、重点施策の目標と、各年度の実績一覧については、次頁の表のとおりです。

●重点施策の目標と実績一覧

※目標達成度は、平成 28 年度目標に対する進捗率

施策の方向	施策の柱	施策の項目	指標	単位	目標:上段 実績:下段										【定量評価】 目標達成度 (平成27年度) 【実績 ÷ 目標 × 100】	【定量評価】 目標改善度 (平成27年度) 【実績 ÷ 初期値 × 100】	主管課
					19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
「環境市民」による活動の促進	「環境市民」をふやします	幼稚園・小中学校などにおける環境教育の充実	わかば環境 ISO で独自の分野に取り組んでいる幼稚園・小中学校数	園・校	43	45	48	50	51	52	51	54	55	56	94.6	120.5	教育総務課
					44	47	49	51	51	52	52	53	53	—			
	「環境市民」の取組や連携を支援します	市民活動や企業の取組に対する支援	環境ファンクラブの会員数	人	65	70	80	90	100	110	140	160	180	200	52.5	169.4	環境政策課
					62	77	83	91	95	98	102	103	105	—			
			ISO14001・9000の認証を取得している事業者数	事業所	157	168	173	—	—	—	—	—	—	—	—	—	産業振興課
					163	166	167	—	—	—	—	—	—	—			
	平塚市環境共生型企業懇話会の参加企業延べ数	企業	—	—	—	90	95	100	90	95	100	100	100	—	55.0	63.2	産業振興課
			—	—	—	56	80	88	65	71	55	—	—	—			
自然環境の保全と再生	生物多様性を保全します	生物多様性の保全対策の推進	自然観察会の参加人数	人	—	—	—	40	40	40	45	45	45	45	106.7	109.1	博物館 環境政策課
					—	—	—	44	66	59	75	57	48	—			
	里山を保全し再生します	里山の保全・再生とふれあいの推進	里山保全モデル地区の拡大	m ²	—	8,000	10,000	11,000	12,000	13,000	—	—	—	—	—	—	環境政策課
					6,832	6,832	10,510	10,510	10,510	10,510	—	—	—	—			
			里山保全モデル事業の開催回数	回	—	—	—	—	—	—	6	9	6	6	116.7	100.0	環境政策課
					—	—	—	—	—	—	7	7	7	—			
	農地を保全し活用します	農業の活性化と農業とのふれあいの推進	里山保全モデル事業の参加人数	人	—	—	—	—	—	—	90	90	90	90	110.0	123.8	環境政策課
					—	—	—	—	—	—	80	87	99	—			
			農業産出額	百万円	6,208	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	農水産課
					—	—	—	—	—	—	—	—	—	—			
都市環境の保全と創造	うるおいとやすらぎのあるまちにします	みどりのネットワークの形成	耕作面積	ha	—	1,646	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	農水産課
					1,648	1,636	—	—	—	—	—	—	—	—			
		さわやかで清潔なまちづくりの推進	耕作放棄地面積	ha	—	—	—	5.0	4.5	4.1	3.7	3.3	3.0	2.7	24.3(※1)	55.9(※2)	農水産課
					—	6.2	—	2.6	3.4	4.6	5.8	9.5	11.1	—			
	農地を保全し活用します	市民農園数	箇所(区画)	17	18 (861)	18 (861)	19 (915)	20 (951)	21 (987)	21	23	24	23	—	104.3	141.2	農水産課
					17 (825)	17 (825)	17 (830)	18 (877)	19 (915)	20 (969)	22 (1,110)	23 (1,208)	24 (1,235)	—			
地球環境保全への貢献	地球温暖化防止に取り組みます	みどりのネットワークの形成	都市公園の面積	ha	126.07	128.36	130.18	—	—	—	—	—	—	—	—	—	みどり公園・ 水辺課
					128.27	130.09	132.03	—	—	—	—	—	—	—			
		みどりのネットワークの形成	市民1人当たりの都市公園の面積	m ²	—	—	—	5.01	5.15	5.19	5.19	5.40	5.45	5.50	100.0	107.6	みどり公園・ 水辺課
					—	—	—	5.11	5.18	5.19	5.40	5.40	5.50	—			
	循環型社会をつくります	さわやかで清潔なまちづくりの推進	美化推進モデル地区の指定	地区	5	5	5	6	6	3	3	4	4	4	100.0	80.0	循環型社会推進課
					5	5	3	3	3	4	4	4	4	—			
		くらしや事業活動における環境への配慮の推進	一般住宅の太陽光発電システムによる発電力	kW	1,785	2,030	2,275	3,180	3,880	4,580	8,140	10,000	事業終了	事業終了	96.9	568.9	環境政策課
					1,703	1,950	2,479	3,257	4,873	6,968	8,558	9,689	—	—			
			ISO14001・9000の認証を取得している事業者数(再掲)	事業所	3,000 (世帯)	300事業所 2,000	300事業所 2,000	3,000	3,500	4,000	8,000	9,000	10,000	10,000	107.2	210.1	環境政策課
					3,010 (世帯)	11事業所 2,636	22事業所 2,976人	5,103	7,957	7,599	8,508	9,745	10,721	—			
		廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進	平塚市環境共生型企業懇話会の参加企業延べ数(再掲)	企業	—	—	—	90	95	100	90	95	100	100	55.0	98.2	産業振興課
					—	—	—	56	80	88	65	71	55	—			

(2) 前計画（地球温暖化対策実行計画）に基づく指標の進行状況

前計画（地球温暖化対策実行計画）では、「温室効果ガス排出の削減目標」として、「長期のめざすべき方向」と二酸化炭素排出量の「削減目標」を設定しています。

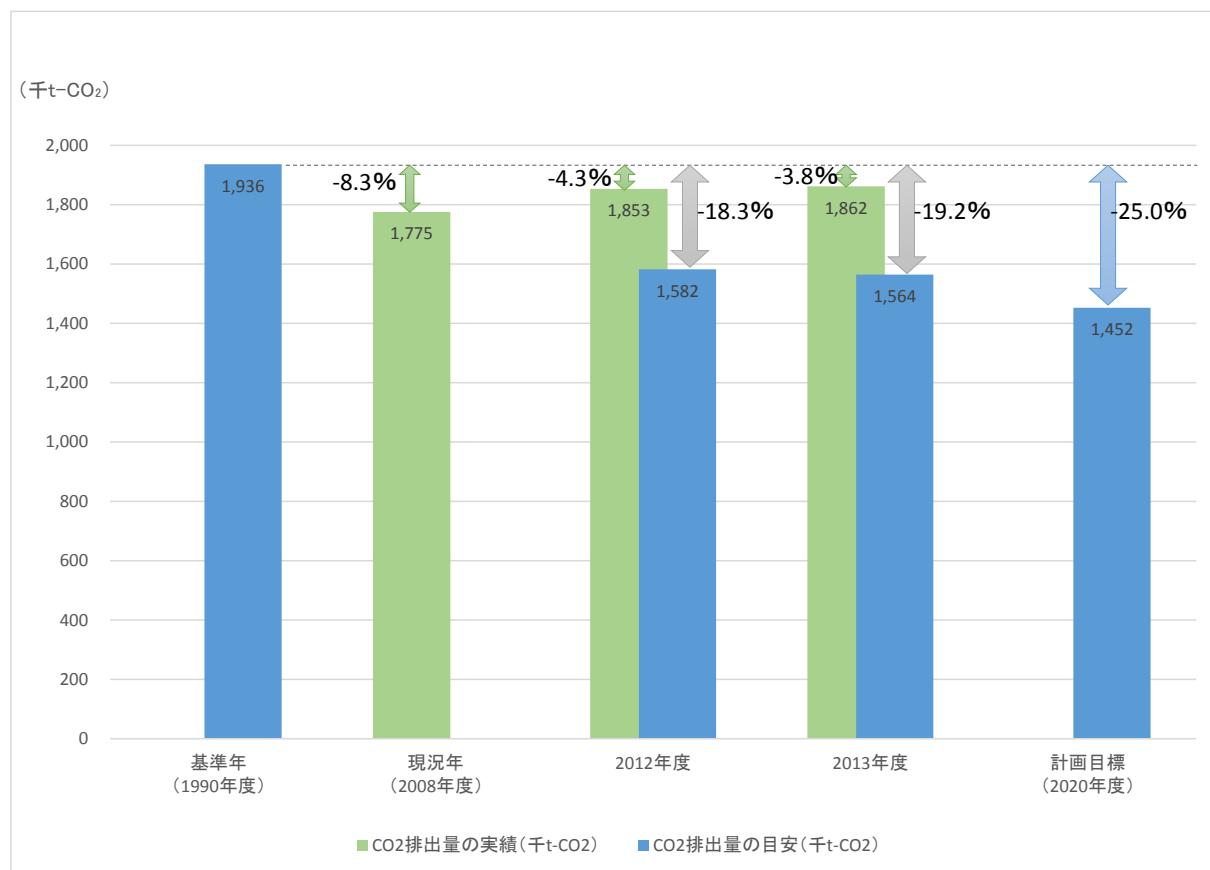
「長期のめざすべき方向」は、「平成 62（2050）年度のあるべき姿を目安として、基準年（1990 年度）の二酸化炭素排出量から約 80% 削減する」としています。

また、「削減目標」は、「目標年〔平成 32（2020）年度〕の削減目標として、基準年〔平成 2（1990）年度〕の二酸化炭素排出量から 25%、量にして 48 万 4 千 t-CO₂ を削減し、二酸化炭素排出量を 145 万 2 千 t-CO₂ 以下とする」ことを定めています。

ここでは、現時点における前計画の進行状況として、市域の二酸化炭素排出量について、目標年の平成 32（2020）年度に対する平成 25（2013）年度の排出量の目安と、排出量の実績値との比較をしました。

平成 25（2013）年度の排出量の目安である 156 万 4 千 t-CO₂ 以下（基準年比 19.2% 削減）に対し、実績値は 186 万 3 千 t-CO₂（基準年比 3.8% 削減）で、目標達成に向けた排出削減は十分ではありませんでした。ただし、この結果は、平成 23（2011）年度の東日本大震災・福島第一原子力発電所の事故などに伴う原子力発電所の停止や火力発電所の発電量の増加の影響を受けて、電力の二酸化炭素排出係数が上昇している影響を受けています。

● 前計画（地球温暖化対策実行計画）に基づく市域の二酸化炭素排出量の削減目標と実績値

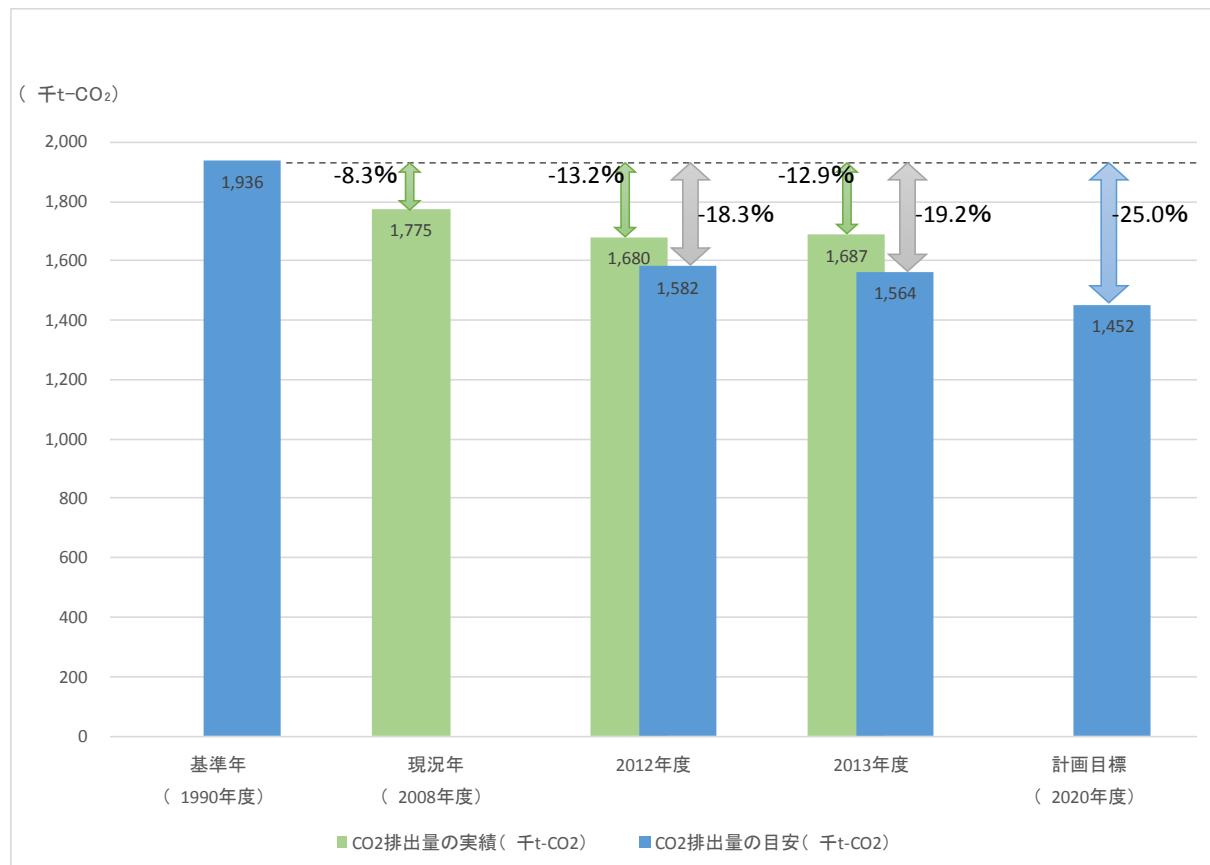


出典：ひらつかの環境

なお、市内での市民、事業者等による対策の進行状況を見る上で、参考として、平成 23 (2011) 年度以降の電力の排出係数の影響を加味しないで、平成 25 (2013) 年度の二酸化炭素排出量を算定しました [電力の排出係数は、平成 20 (2008) 年度の値を使用]。

その結果、平成 25 (2013) 年度の排出量（参考値）は、168 万 7 千 t-CO₂（基準年比 12.9% 削減）でした。これより、目標達成に対し十分ではないものの、市民や事業者等による対策が一定程度進行したことが認められます。

●参考：前計画（地球温暖化対策実行計画）に基づく市域の二酸化炭素排出量の削減目標と実績値（電力排出係数を固定したケース）



世界の年平均気温(最高値と推移について)

本文テキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキ
ストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキ
ストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキ
ストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキ
ストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキ
ストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキ
ストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキ

2 平塚市を取り巻く状況

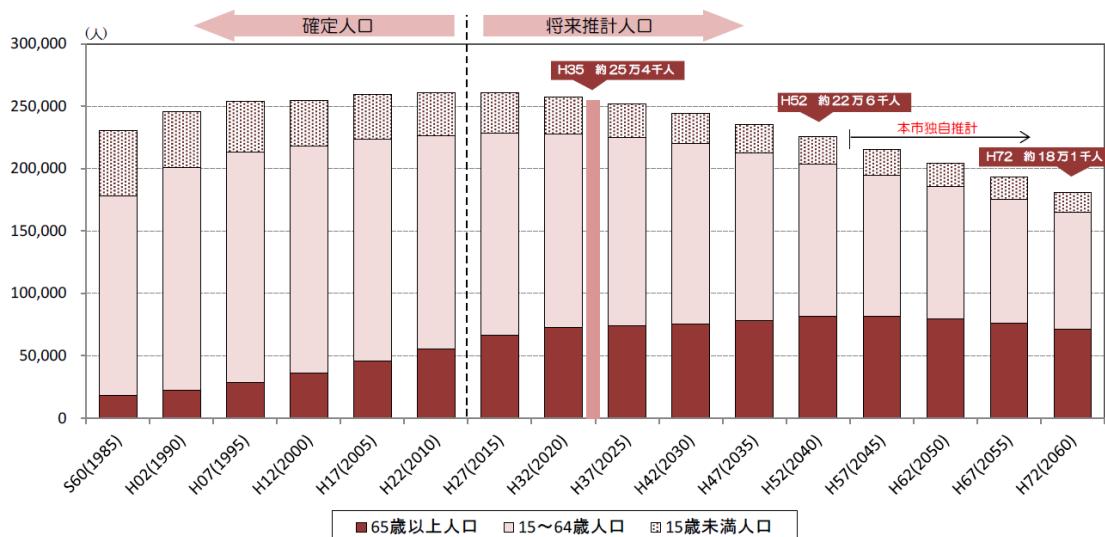
(1) 人口減少社会の到来

本市の総人口は、2度のベビーブームや産業の発展等に伴う転入により増加を続けてきましたが、平成22（2010）年11月の26万863人をピークに減少傾向に転じており、平成28（2016）年1月1日現在では、25万6,410人となっています。

人口の動態を社会増減と自然増減に分けてみると、社会増減では、就職が理由と思われる20代前半の都心方面への転出が大きく、社会減となっています。また、自然増減では、平成23（2011）年以降、死亡数が出生数を上回り、自然減で推移していることから、近年では社会減に自然減が加わり、人口減少が進んでいます。今後は自然減が大きくなり、加速度的に人口減少が進むと推計されています。

また、本市の年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）は、減少して推移しているのに対し、老人人口（65歳以上）は、増加が続いている。総人口に占める老人人口（高齢化率）は、平成52（2040）年には36%に達し、その後も上昇すると推計されています。高齢化の進展は、当面避けられず、今後、高齢化によって地域活動を支える人材が不足し、地域行事などの実施が困難になることが懸念されます。

●本市の人口の推移と見通し



【備考1】平成22（2010）年までは、総務省「国勢調査」から作成

【備考2】平成27（2015）年からは、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計を基にして作成

【備考3】平成35（2023）年の人口推計値は、国立社会保障・人口問題研究所において推計値が公表されていないことから、平成32（2020）年と平成37（2025）年の総人口を直線的に補間して算出

(2) 地域経済の変化

本市の従業者数は、平成 24 年経済センサス活動調査結果によると「製造業」が最も多く、次いで「卸売業・小売業」となっており、「製造業」と「卸売業・小売業」の従業者数を合わせると、全産業の約 4 割を占めています。

また、本市は、2010 年世界農林業センサスによると県内で 3 番目の経営耕地面積を有していることや、相模湾に面した地理的条件から、地域で採れた新鮮な農水産物を地域で消費できる環境があります。

本市周辺の都市基盤の状況を見ると、さがみ縦貫道路の全線開通や国道 134 号の 4 車線化によって広域な道路アクセス網が向上しており、まちのポテンシャルを活かしたまちづくりを進めることで、企業立地や交流人口の増加によるまちの活力の増進が期待できます。

一方、経済活動のグローバル化や情報通信ネットワークの拡大などを背景に、産業を取り巻く環境が大きく変化しています。全国と同様に本市でも、第 1 次産業や第 2 次産業の就業者数が減少する一方、第 3 次産業の就業者数が増加しており、就業構造が変化しています。

また、市内の事業所数は、徐々に減少する傾向にあり、従業者数も事業所数と連動して減少し、市内の市場が縮小しています。

(3) 魅力創出への期待

本市の自然環境としては、西部に丘陵地のまとまったみどりが広がり、中央部には金目川水系の河川が流れ、その周囲には県下一位の収穫量を誇る田園が広がっています。市街地には、緑豊かな総合公園が整備されており、多様な自然環境や身近な憩いの空間は、市民に魅力として感じられています。また、平塚海岸や湘南平、馬入花畠などの誘客につながる資源も有しております、これらの豊かな自然を後世に引き継ぐためには、適正な保全を図るとともに、交流やふれあいなどの場として活用を図る必要があります。

都市環境としては、JR 東海道本線平塚駅を中心に商業・業務機能が集積しており、にぎわいある空間となっています。まちの活力を高め、一層のにぎわいを創出する、まちづくりの観点からは、新たなまちの拠点づくりを推進するとともに、中心市街地での都市機能の集積、人の流れを呼び込む好循環の創出などを図る必要があります。

先人から引き継いだまちの資源を保存・活用しながら、快適で魅力あふれる都市空間の形成を図っていく必要があります。

3 世界・国・県等の動向

(1) 地球温暖化防止・気候変動対策の進展

<世界・国の取組>

- 平成 26（2014）年 11 月に国連が公表した「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）第 5 次統合報告書」では、世界の平均気温は 1880 年から 2012 年の間に 0.85℃ 上昇し、今世紀末には気温が最大 4.8℃ 上昇すると予測しています。
- 平成 27（2015）年 11 月から 12 月にかけてフランス・パリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）では、京都議定書に代わる平成 32（2020）年以降の新しい温暖化対策の枠組みとして「パリ協定」が採択されました。パリ協定では、「地球温暖化を抑制するために産業革命前からの気温上昇を 2℃ より十分に低く抑え、さらに 1.5℃ 以内に向けて努力する」という世界共通の目標（2 度目標）を掲げ、各国に対し温室効果ガス排出量の削減目標の設定を求めていました。
- 環境省では、パリ協定を踏まえ、COP21 で示した日本の中期目標「国内の排出削減・吸収量の確保により、平成 42（2030）年度に平成 25（2013）年度比 26.0% 削減」、世界共通の目標である 2 度目標の達成に向けた道筋を明らかにするため、平成 28（2016）年 5 月に地球温暖化対策計画を閣議決定しました。

<神奈川県の取組>

- 神奈川県では、平成 26（2014）年 4 月に「かながわスマートエネルギー計画」を策定し、「県内の年間電力消費量を平成 22（2010）年度比で、平成 32（2020）年度に 10% 削減、平成 42（2030）年度に 15% 削減する」目標を掲げています。また、「県内の年間電力消費量に対する分散型電源による発電量の割合を、再生可能エネルギー等、ガスコーチェネレーション、燃料電池等の普及拡大を見込み、平成 32（2020）年度は 25%、平成 42（2030）年度は 45% とする」目標を掲げています。
- さらに、平成 28（2016）年 3 月に公表した「神奈川県環境基本計画」では、10 年後のめざす姿として、「事業者や県民などすべての主体が、それぞれ率先して再生可能エネルギー等の利用や省エネルギーの取組を行い、温室効果ガス排出量の着実な削減が進んでいる」を示しています。将来的には、「『2050 年までに世界が温室効果ガス排出量半減を、さらに、我が国が 80% 削減をめざして行動していることを意識し、今世紀後半に、温室効果ガスの排出量と吸収量が均衡するようめざす』とするパリ協定の目標を踏まえて、事業者や県民などすべての主体が、それぞれの立場・責任に応じた貢献をする」を掲げています。その上で、重点的に取り組むべき事項として、「事業活動に伴い発生する温室効果ガスの削減」「エネルギー供給に伴い発生する二酸化炭素の低減」を提示しています。
- 「神奈川県地球温暖化対策推進条例」〔平成 21（2009）年 7 月に制定〕に基づき、2010（平成 22）年 3 月に策定された神奈川県地球温暖化対策計画は、計画策定後の状況変化を踏まえ、計画の改定作業を進めています。平成 28（2016）年 6 月に公表された「神奈川県地球温暖化対策計画改定案」では、新たな目標を「2030（平成 42）年度の県内の温室効果ガスの総排出量を、2013（平成 25）年度比で 27% 削減することをめざす。」としています。

(2) 生物多様性保全への取組の進展

＜世界・国の取組＞

- ・ 平成 22(2010)年に名古屋市で開催された「生物多様性条約第 10 回締約国会議」(COP10)では、平成 32(2020)年までに達成すべき 20 の目標を掲げた「愛知目標」が採択されました。
 - ・ 国では、愛知目標を受け、平成 24(2012)年に新国家戦略「生物多様性国家戦略 2012-2020」を策定し、日本の愛知目標の達成に向けたロードマップを提示しました。

＜神奈川県の取組＞

- ・ 神奈川県では、平成 28（2016）年 3 月に、神奈川県環境基本計画が示す基本方向に沿って、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本的な計画となる「かながわ生物多様性計画」を公表しました。この計画では、「地域の特性に応じた生物多様性の保全」「生物多様性の理解と保全行動の促進」を目標に掲げ、県土を 6 つの生態系エリアに区分し、生物多様性保全を進めるための取組を示しています。
 - ・ この計画では、本市を含む、「山麓の里山エリア」について、生物多様性の保全を含めた農業の有する多面的機能と、それを支える農林業の営みを維持するため、里地里山の保全等の促進、農業の有する多面的機能の発揮の促進（環境保全型農業の推進など）、野生鳥獣との棲み分けなどの取組を示しています。「河川・湖沼及び沿岸エリア」では、「生きものに配慮した川づくりや砂浜の回復・保全、持続可能な水産業」を示しています。さらに、「エリアをまたぐ取組」として、外来生物の監視と防除、緑地の保全、環境に配慮した計画的な土地利用、基盤となる情報の収集と発信、各主体への啓発などを示しています。

生物多様性及び生態系サービスの総合評価

(3) 持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）の進展

＜世界・国の取組＞

- ・ 平成4（1992）年にブラジルのリオデジャネイロで開催された地球サミットで、地球再生の行動計画「アジェンダ21」が採択され、この中で、持続可能な開発の促進には、教育が不可欠であることが明記されました。
- ・ 平成14（2002）年のヨハネスブルグ・サミットでの日本の提案をきっかけに、同年の国連総会で、平成17（2005）年からの10年を「国連持続可能な開発のための教育の10年」（以下「国連ＥＳＤの10年」という。）とすることが採択されました。
- ・ 平成27（2015）年以降のＥＳＤの推進方策については、「国連ＥＳＤの10年」の後継プログラムとしてグローバル・アクション・プログラムが、平成26（2014）年の国連総会で承認されました。
- ・ 国内においては、平成15（2003）年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が成立しました。その後同法は、国際的な動向も踏まえて平成23（2011）年6月に一部改正され、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「環境教育等促進法」といいます。）となりました。環境教育等促進法には、国民や民間団体等との協働取組や学校教育における環境教育の充実などが盛り込まれました。

＜神奈川県の取組＞

- ・ 「神奈川県環境基本計画」では、10年後のめざす姿として、「環境問題の解決のため、学校や地域において多くの人が環境学習・教育等に取り組んでおり、県民自らが環境のことを考え、行動し、多くの主体が協働・連携しながら積極的に環境保全活動に参加している」や「企業間連携が活発に行われている」、「環境問題の解決に向けた技術の活用が進んでいる」を示しています。将来的には、「すべての県民が、学校や地域において環境に関する十分な知識を得る機会をもち、その結果、自ら環境のを考え、行動し、協働・連携しながら積極的に環境保全活動に参加していることをめざす」、「様々な技術が活用され、県民による取組と併せて、環境に関する課題の解決が進む」を掲げています。

ESD

本文テキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキ
ストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキ
ストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキ
ストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキ
ストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキ
ストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキ
ストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキ
ストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキ

4 環境の保全と創造にあたっての主要課題

前計画の進行状況や平塚市を取り巻く状況、世界・国・県等の動向を踏まえ、本市の環境の保全と創造にあたっての主要課題を整理しました。

① 地域において中長期的な視野で地球温暖化防止・気候変動対策に取り組むこと

- ・ 地球温暖化は、人類の活動が引き起こした最も深刻な環境問題です。近年では、強い台風やハリケーン、集中豪雨、干ばつや熱波などの異常気象が世界各地で発生し、甚大な被害を引き起こしています。
- ・ 本市は穏やかな気候に恵まれ、これまで大規模な自然災害を免れてきました。しかし今後は、地球温暖化の影響により、猛暑日の増加や、大雨、台風の頻度と強度の増加、それに伴う自然災害の発生が懸念されます。
- ・ 市域において、地球温暖化の原因となる温室効果ガスである二酸化炭素は、平成 25 (2013) 年度に 186 万 2 千 t-CO₂ が排出されました。これは、平成 2 (1990) 年度と比較して約 7 万 4 千 t-CO₂ 削減されましたが、平成 24(2012) 年度と比較し 8.7 千 t-CO₂ 増加しています。
- ・ 本市においても、中長期的な視野で地球温暖化対策に取り組むことが必須であり、節電・省エネルギー対策はもとより、より二酸化炭素の排出が少ないエネルギー利用への転換、新たな技術の導入、ライフスタイルの変革などを市民・事業者等に提案し、行動変革を促していくことが必要です。
- ・ 同時に、地球温暖化の影響に対処するための対策（適応策）に取り組んでいくことで、安心・安全な暮らしの確保にもつなげていくことが必要です。

② 家庭・事業所での省エネルギー対策や再生可能エネルギー導入をさらに広げ、新たな価値観やライフスタイルを提案・発信していくこと

- ・ 「環境に関するアンケート」の結果によると、家庭では、日常生活の中でのマナー・社会ルールのような行動が定着していますが、もう一步取り組むことのできる行動や、地域の環境保全活動に自らが参加したり、応援したりする行動への実施の意向がうかがわれました。
- ・ 事業所では、事業所内で常日頃から取り組むことのできる行動が定着しています。再生可能エネルギー利用やクリーンエネルギー自動車といった設備・機器の導入や、地域の環境保全活動への参加に対する実施意向がうかがわれました。
- ・ 半数以上の家庭で照明やエアコン、冷蔵・冷凍庫など省エネ型の家電製品の導入が進んでいます。事業所では、高効率照明や省エネ型冷蔵・冷凍機、高効率空調機の導入が進んでいます。今後は、家電製品やクリーンエネルギー自動車、LED 照明の導入普及が見込まれます。

③ 平塚市の自然の恵みを次世代に継承するため、自然環境を保全・再生するとともに、地域資源として活用していくこと

- ・ 私たちの日常生活や事業活動は、木材やエネルギー、食べ物、水など、国内外の生物多様性から生み出される“自然の恵み”に支えられ成り立っており、次世代に継承されることが大切です。
- ・ しかし、市内の森林や里山、農地は、開発に伴う消失、農業従事者の人口減少や耕作放棄地の増加に伴う荒廃が懸念されています。里山の荒廃は、森から里、里から川、川から海へと続く循環の中でもたらされる水質浄化や洪水緩和、大気浄化、レクリエーション、文化の継承などの機能を損なうおそれがあります。
- ・ 生物多様性の保全を含めた農業の有する多面的機能と、それを支える農林業の営みを維持すると同時に、都市化が進むなかで緑地の保全、環境に配慮した計画的な土地利用、外来生物の監視と防除などの対応が必要です。
- ・ 本市の自然は、快適で豊かな生活の基礎、魅力ある観光資源、自然とのふれあいを提供してくれるため、地域資源としてとらえ、保全と活用を図っていくことが必要です。

④ 一人ひとりの自発的な行動を支えていくため、環境情報の提供を行うとともに、自然体験や自然とのふれあう機会を提供していくこと

- ・ 「環境に関するアンケート」の結果によると、市民の7割が、「日常生活における一人ひとりの行動が、環境に大きな影響を及ぼしている」と認識し、環境教育・環境学習や情報提供の重要性を感じています。環境保全の取組を自分事としてとらえ、行動変革に向けてそれが主体的に取り組むことが必要と考えている市民・事業者が多いことがうかがわれます。
- ・ 環境教育・環境学習に対する期待としては、学校での環境教育をはじめ、暮らしに役立つ講座・イベント、自然・農業体験や自然の中での遊びを重視しています。

⑤ 持続可能な社会に向けて環境教育・環境学習を推進していくこと

- ・ 環境の保全及び創造の取組を進め、地域の課題解決につなげていくためには、一人ひとりの自発的な行動を促し、社会を構成する多様な主体の参加と協力を得ることが必要です。
- ・ 単に環境保全に関する知識の習得やルールの周知にとどまらず、持続可能な社会を見据え、日々の取組の中で問題解決に必要な能力・態度を身に付けていくことが重要となります。

⑥ 市民等の高い参加意識・意欲に対応し、地域での環境保全活動、協働による取組の広がりを支えていくこと

- ・市民の14%は、地域での環境保全活動に参加しており、参加したいという人を合わせると、全体の7割に上ります。清掃・美化活動や河川・海岸の保全活動、自然保護活動、緑化活動など、さまざまな活動に対し、参加の意向があります。
- ・環境保全活動を行っている団体は、他の団体や個人と連携している団体が8割を超える、今後も連携の相手を広げながら、活動を拡大していきたいと考えています。
- ・このような市民等の地域貢献やコミュニティへの参加に対する意識・意欲に対応し、地域の課題解決につながるような環境保全活動、協働による取組をより一層拡大していくことが期待されます。
- ・しかし、前計画の環境指標である「環境ファンクラブの会員数」、「平塚市環境共生型企業懇話会の参加企業延べ数」の目標達成度〔平成27（2015）年度末時点〕が低く、市民の取組や連携への支援に係る施策については、内容や進め方をさらに工夫していくことが必要です。

施策実施写真

写真キャプション

施策実施写真

写真キャプション

施策実施写真

写真キャプション

施策実施写真

写真キャプション

5 計画の見直しのポイント

(1) 市民等のニーズの把握と望ましい環境像の再設定

- ・ 環境に関するアンケートの結果から、市民等の環境に対する意識・意向の変化等を把握し、社会情勢の変化などを踏まえて、望ましい環境像等の再設定を行うものとします。なお、望ましい環境像を改め、本計画において、「めざすべき環境像」とします。

(2) 計画の構成の見直し

- ・ 環境基本計画に地球温暖化対策実行計画を編入するため、両計画に記載した施策・事業を整理・統合します。
- ・ 本計画が中長期的な方向を示すものであることや、これまでの計画の推進状況を踏まえ5年毎に見直しを行うものとします。そのために、環境基本計画に基づく事業計画を概ね5年毎に策定・推進するものとします。

(3) 施策体系の見直し

- ・ 前計画の進行状況、関連計画の策定・改定、社会情勢の変化などを踏まえ、施策体系、施策内容・事業、環境指標・目標の見直しを行います。

(4) 重点テーマの設定

- ・ めざすべき環境像を実現していくにあたり、必要となる取組の方向性を、基本方針として定めます。
- ・ さらに、基本方針をより具体的に施策に反映させるため、基本方針に応じた重点テーマを設定し、重点テーマに沿って特に重点的に推進していく施策を、重点取組とします。
- ・ 重点テーマは、庁内の関係部署に横断的に関連する施策も多いことから、相互連携のもとで推進し、より良いまちづくりに寄与するよう、多角的な視点を持って取り組みます。
- ・ 重点取組は事業計画のもとで、具体的な目標を置くなどして、めざすべき環境像の実現に向けて計画的に取り組んでいくものとします。

第3章 環境基本計画のめざすもの

1 めざすべき環境像

市民、事業者、市の三者が共通の認識を持って環境の保全と創造に取り組んでいくために、次のとおり「めざすべき環境像」を掲げます。

【めざすべき環境像】

地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしいまち ひらつか

「地球にやさしい、自然にやさしい、人にやさしい」という言葉は、環境基本条例に規定されている「環境共生都市」の実現のため、地域活動や団体活動、一人ひとりの日常生活、事業者の事業活動の中で、環境の保全に取り組んでいくことを目指したものです。

「環境共生都市」を感じられる
まちの写真

写真キャプション

「環境共生都市」を感じられる
まちの写真

写真キャプション

「環境共生都市」を感じられる
まちの写真

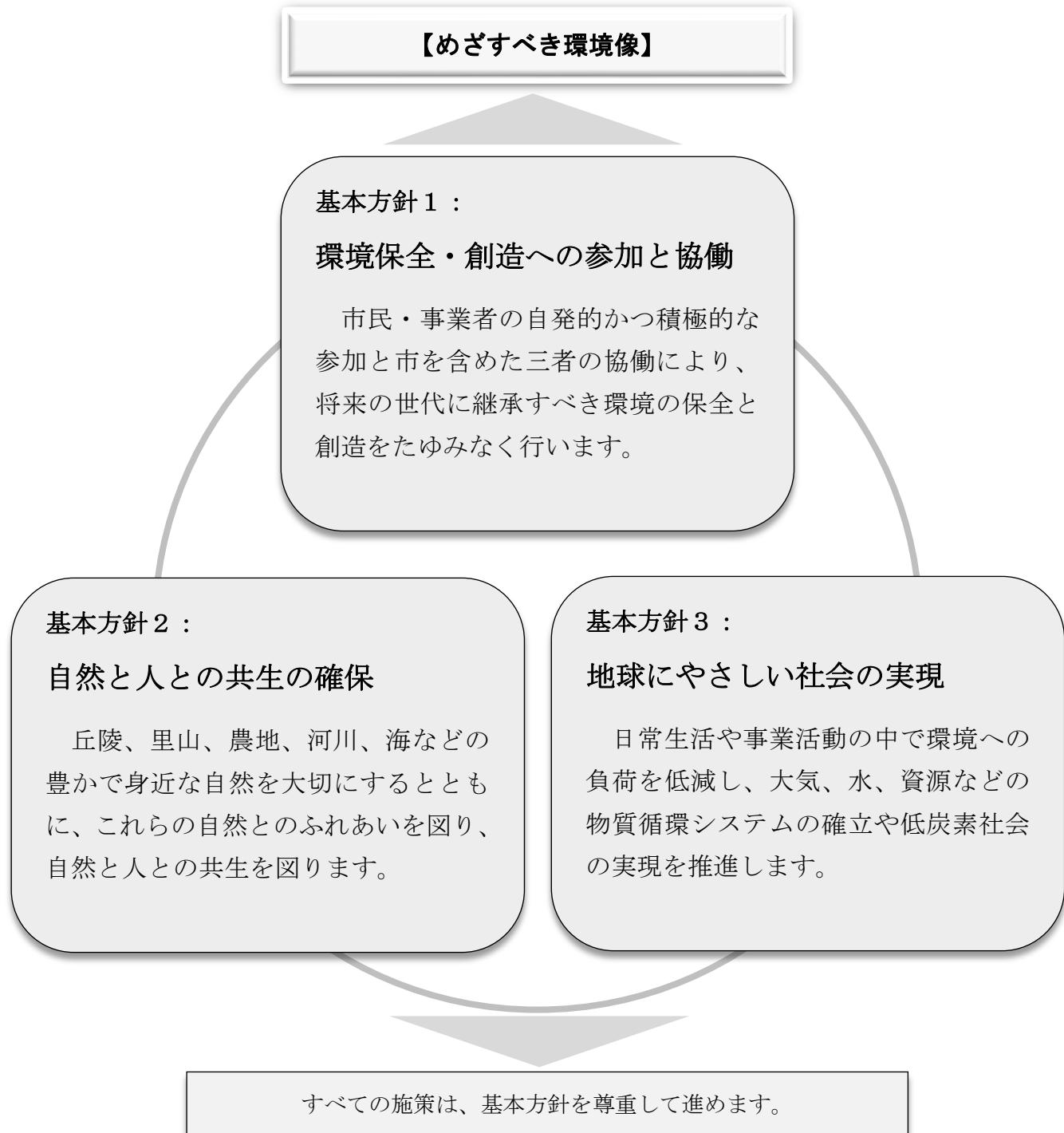
写真キャプション

「環境共生都市」を感じられる
まちの写真

写真キャプション

2 基本方針

めざすべき環境像の実現に向けて、環境の保全と創造に取り組んでいくため、3つの基本方針を設定します。そのため、本計画に、位置づけられるすべての施策は、3つの基本方針を尊重して進めることとします。基本方針の理念に沿って施策を実現していくことで、めざすべき環境像の実現を図ります。



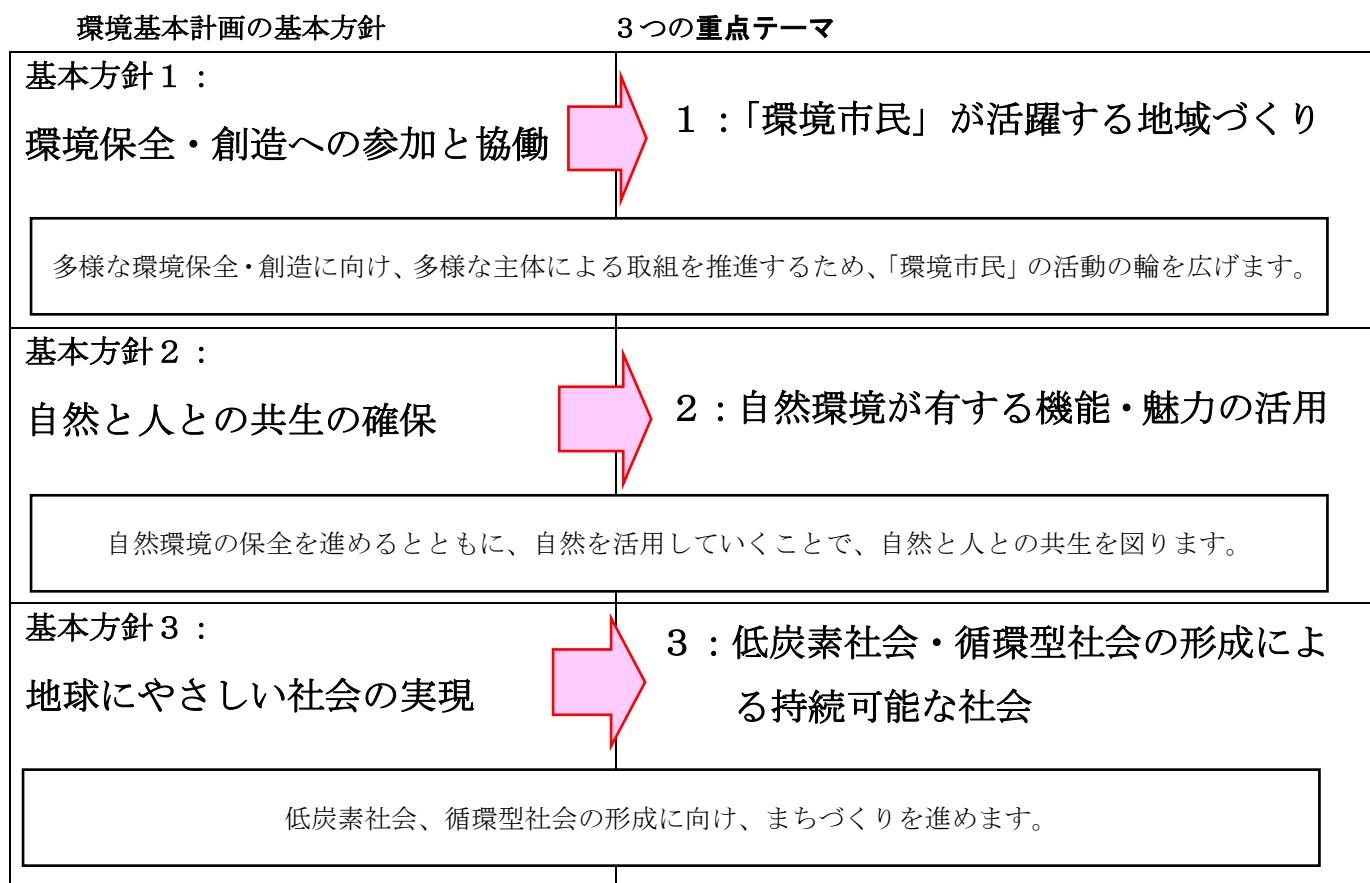
また、特に近年の社会的要請や本市の主要課題を踏まえて重要な視点については、基本方針の理念をさらに一步展開して重点テーマとして設定します。(重点テーマについては次章をご覧ください。)

第4章 重点テーマ

高度経済成長期において、環境施策といえば、まず公害対策のことを指していました。しかし、今日、環境施策の分野は、第2章-4「環境の保全と創造にあたっての主要課題」(17頁参照)でも示すとおり多岐にわたっており、多様な取組を多様な主体が取り組んでいく必要性に直面しています。

めざすべき環境像の実現に向けて、基本方針に沿って、環境の保全と創造を推進していくためには、例えば「生活環境分野」、「自然環境分野」、「都市環境分野」などといった分野別取組を、それぞれ別個に取り組むのではなく、施策どうしを連関させ、府内の関係部署や、市民と市、事業者と市等、各主体が連携し、施策を総合的に推進していくことが必要です。このように、総合的に取組を推進することで、より良いまちづくりに寄与するよう、多角的な視点を持って取り組みます。

本章では、3つの基本方針を、より具体的に施策に反映させるため、平塚市の主要課題を踏まえて、多岐にわたる施策の中でも特に重点的に取り組む3つの重点テーマを設定します。詳細な各重点テーマの設定趣旨は、次頁以降をご覧ください。



なお、重点テーマに沿った施策・事業については、本計画に基づく事業計画で重点取組として取り上げ、具体的な目標などを設定します。第7章にも示すとおり、本計画に位置づけられたすべての施策はP D C Aサイクルによる点検・評価の対象になりますが、重点取組については目標に基づき、成果の定数的な確認や改善点のフィードバックを重視して進めていきます。

重点テーマ1：「環境市民」が活躍する地域づくり

- 本市では、平成12（2000）年3月に公表した環境基本計画で、「環境の保全や創造の重要性に気づき、考え、それぞれの立場に応じて自発的、積極的に行動する市民・事業者」を「環境市民」と呼び、こうした市民等の活動を促進するための情報提供や環境教育などを一つの柱とし、取り組んできました。基本方針1「環境保全・創造への参加と協働」の実現に向け、「環境市民」の環境配慮の行動を促進し、より多くの「環境市民」とともに活動を推進していくため、“「環境市民」が活躍する地域づくり”を重点テーマに設定します。
- 平成27（2015）年度に実施した環境に関するアンケートによると、環境配慮行動を実践する市民・事業者が増え、社会への参加や貢献に対する高い意識・意欲がうかがわれました。
- 今後は、市民や事業者による自発的、積極的な行動・参加を支えていくため、環境情報の提供や環境教育・環境学習の推進に加え、各主体の連携、協働による取組を促進していくことにより、あらゆる環境のあらゆる分野にわたる環境に配慮した取組を浸透させていくことが重要です。
- また、市民による地域貢献やコミュニティへの参加に対する意識・意欲に根差し、農業や観光の振興、商工業の活性化、子育て支援、少子高齢化対策、地域コミュニティの形成など、地域の課題解決につながるような環境保全活動をより一層促進していくことが大切です。

●重点テーマに沿った取組の方向

- 持続可能なライフスタイルについての情報を発信するとともに、子どもから大人、高齢世代まで社会のあらゆる世代を対象に、本市ならではの環境教育・環境学習を進めます。
- 「環境市民」のネットワーク化を図り、環境保全のための主体的・積極的な活動の展開を促進し、地域での環境保全活動、協働による取組の広がりを支えていきます。

関連事業の写真

（「わかば環境ISO」の推進）

写真キャプション

関連事業の写真

（ひらつか環境ファンクラブ
活動の促進）

写真キャプション

重点テーマ2：自然環境が有する機能・魅力の活用

- 本市は、湘南の海、相模川や金目川などの大小河川、西部丘陵や里山、県下有数の田園地帯など、多様性に富み、かつ森・里・川・海が連なる自然環境を有しています。また、平塚海岸や湘南平、馬入花畠などは、誘客につながる資源となり、本市の自然環境は、居住意向の高い市民の魅力や誇りになっています。
- このような、本市の自然を特徴づける森林や里山、河川、海岸などは、私たちの生活に潤いや安らぎを与えてくれる環境資源となり、私たちに自然の中での遊びや自然観察、アウトドアスポーツなど、自然とふれあえる場・レクリエーションの場を提供しています。
- また、次世代を担う子どもたちは、自然とのふれあいの中で、発達段階に応じた刺激を受け、感覚を働かせて、試したり、考えたり、友だちと力を合わせたりしながら、様々な体験ができます。
- 基本方針2「自然と人との共生の確保」は、自然環境を保全するということだけでなく、自然環境を活かして、人の暮らしを豊かにすることをめざすものです。今後は、本市の自然環境が私たちに与えてくれる恵みに着目し、自然環境の保全・再生と持続可能な利用を図っていくことが重要であることから“自然環境が有する機能・魅力の活用”を重点テーマに設定します。
- また、生物多様性の保全と持続可能な利用のバランスのもと、人と自然との共生を実現していくことが重要です。

●重点テーマに沿った取組の方向

- 身近な自然となるみどりの風景を保全しながら、生きものが生息できる環境を保全・再生し、公園等のみどりの拠点や、市内各地にある農地や社寺、里山をつなげます。さらに、森・里・川・海の自然環境の繋がりを育んでいく、エコロジカルネットワークの形成に取り組みます。
- 人と自然とのふれあいを重視しながら、地域の自然環境や自然と共生してきた歴史・文化への関心を深め、地域の自然環境への愛着を育みます。
- 希少種の保全や外来種への対応に配慮しながら、自然と人との共生を図ります。

重点テーマ3：低炭素社会・循環型社会の形成による

持続可能な社会

- ・ 近年、日常生活や事業活動に伴い発生する二酸化炭素など温室効果ガスの増加により、私たちは地球温暖化という地球規模の大きな問題に直面しています。温暖化の進行により、気温の上昇、降水量の変化など様々な気候の変動が起き、自然災害の発生をはじめ、食料、健康などの様々な影響が生じることが懸念され、私たちの日常生活や事業活動への影響が懸念されています。
- ・ また、化石燃料等の資源を消費すると、限りある地球の資源量が減少していきます。資源の枯渇を防ぎ、地球環境を保全していくためには、大量消費型のライフスタイルを改める必要があります。
- ・ 基本方針3「地球にやさしい社会の実現」のためには、省エネルギーの取組や、資源の再利用などを進めることにより、低炭素型・循環型の社会の形成が必要になります。省エネルギーの取組は、エネルギーの使用に伴う温室効果ガスの排出削減に効果があるとともに、化石燃料の消費削減につながります。資源の再利用は、ごみの焼却量の削減による温室効果ガスの削減とともに、限りある資源の節約にもなります。未来を担う子どもたちに、美しい地球環境を引き継ぐために、“低炭素社会・循環型社会の形成による持続可能な社会”を重点テーマとして取り組みます。
- ・ なお、低炭素社会の実現に向けては、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの導入促進など、地球温暖化の防止を図るための対策（緩和策）に取り組むとともに、すでに直面している地球温暖化による気候変動の影響を抑制し、安心・安全を確保するための対策（適応策）に取り組んでいくことが重要です。

●重点テーマに沿った取組の方向

- 日常生活や事業活動での環境配慮行動の定着を図るとともに、環境性能の高い建築物の建設、高効率な省エネルギー設備・機器（燃料電池やコーチェネレーション等）、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用を広く普及させます。
- コンパクトな地域の生活圏を形成するとともに、公共交通機関での移動による環境負荷の少ない交通ネットワークを確立することで、過度なマイカー利用を抑制していきます。
- 大量消費型のライフスタイルを見直し、再利用や再資源化を進めることで、限りある資源を保全します。

低炭素社会

低炭素とは地球温暖化の要因とされる二酸化炭素の排出が低く抑えられた状態を意味します。

この低炭素を実現する取組が生活や産業、行政の様々な場面で実行され、二酸化炭素の排出を少なくした社会や経済を「低炭素社会（Low-carbon society）」といいます。このためには、省エネルギーの推進、再生可能エネルギーの利用、緑の創出や保全管理などの取組を、総合的に行う必要があります。

また、都市の低炭素化のためには、マイカー利用を抑制し、公共交通や自転車、歩による移動を促進していくことが重要になります。そのため、公共交通や自転車利用環境の整備を進めるとともに、日常生活に必要な商業施設や公共公益施設、バス停などの交通施設といった都市機能を集約し、地域の生活圏をコンパクトに配置することで、マイカーに頼らずに生活できるまちづくりを進める必要があります。このようなコンパクトなまちづくりを進めることは、地域で支え合うコミュニティ活動の活性化にも寄与し、環境共生都市の実現に多方面から関わっていきます。

また、現在進みつつある地球温暖化をできる限り緩和（地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化を防止すること）するとともに、気候変動への適応（地球温暖化による気候変動によって引き起こされる影響を抑制すること）を図ることが求められています。

循環型社会

第5章 温室効果ガス削減目標

本章では、本市の温室効果ガス削減目標について規定します。

平成27(2015)年にフランス・パリで開催された気候変動枠組み条約第21回締約国会議(COP21)において、平成32(2020)年以降の気候変動対策の新たな国際枠組みとなるパリ協定が採択されました。この協定では、世界共通の長期目標として、産業革命前からの地球の平均気温の上昇を2度未満に保ち、1.5度に抑える努力をしていくことが明記されました。また、今世紀後半には温室効果ガスの実質的な排出をゼロ（人為的な温室効果ガスの排出と自然による吸収量とのバランスを取る）とする目標を掲げています。

国においては、パリ協定の採択を受けて、平成28(2016)年5月に地球温暖化対策計画を閣議決定しました。地球温暖化対策計画では、めざすべき方向として、①中期目標〔平成42(2030)年度において平成25(2013)年度比26%削減〕の達成に向けた取組、②長期的な目標〔平成62(2050)年80%削減をめざす〕を見据えた戦略的取組、③世界の温室効果ガスの削減に向けた取組の3つを掲げています。

本市では、このような世界・国の動きを踏まえ、低炭素社会の実現を目指し、市域からの温室効果ガス排出量の削減目標を設定します。なお、本市における温室効果ガスは、二酸化炭素が約99%を占めていることから、二酸化炭素の排出量について目標を置くこととし、その他の温室効果ガスは排出量が極めて少ないため、目標を設定しません。

本市の温室効果ガス（二酸化炭素）削減目標の算定根拠の説明

●平塚市の温室効果ガス（二酸化炭素）排出量の削減目標

市域全体の削減目標	平成 38（2026）年度までに平成 25（2013）年度比 18.5%削減
部門別削減目標	<p>平成 38（2026）年度までに部門別排出量を削減 [平成 25（2013）年度比]</p> <p>産業部門：産業部門の排出量を 5.0%削減</p> <p>業務部門：業務部門の排出量を 30.4%削減</p> <p>家庭部門：家庭部門の排出量を 30.1%削減</p> <p>運輸部門：運輸部門の排出量を 21.1%削減</p> <p>廃棄物部門：廃棄物部門の排出量を 5.1%削減</p>

- ※ 本市では、本計画の計画期間中の削減目標の達成をめざすことで、将来的に国の長期的な目標である「平成 62（2050）年度までに 80%削減」の達成に寄与するよう、取組を推進します。なお、国の地球温暖化対策計画において、長期的な目標の基準年度は設定されていません。
- ※ 国の中期目標は、国の長期エネルギー需給見通し〔平成 27（2015）年 7 月、資源エネルギー庁〕による平成 42（2030）年度の全原電平均の電力の二酸化炭素排出係数（0.37kg-CO₂）の確実な達成を前提としています。
- ※ 平塚市の削減目標は、国の中期目標における二酸化炭素排出削減率を本市において達成するように、目標設定しました。ただし、国の中期目標は、平成 42（2030）年度までの削減率ですので、本市では、平成 38（2026）年度時点までに必要な二酸化炭素削減率を目標としました。今後の取組の進捗や国の削減目標の見直しなどを踏まえ、必要に応じて目標の改定について検討します。
- ※ 平塚市における目標値の設定にあたっては、平成 42（2030）年度までの将来予測と削減可能量の試算を行いました。将来予測は、今後追加的な対策を見込まないまま推移したケース〔現状趨勢排出量（BAU）〕とします。削減可能量は、国の地球温暖化対策計画を基に、実施が可能又は要請される削減量を積み上げました。

第6章 環境の分野別の取組

本章では、生活環境、自然環境、都市環境、地球環境及び環境保全活動といった各分野において取り組んでいく分野別の施策を定めます。めざすべき環境像の実現を目指し、各施策は、基本方針の理念を尊重して取り組むこととします。

また、市、市民、事業者等がそれぞれ自主的かつ積極的に取り組むことで、めざすべき環境像の実現につながることから、市民・事業者等による取組についても、例示します。

分野	施策の柱	施策項目
1 安全な生活 環境を確保 します (生活環境分野)	1－1 大気環境・水環境を保全します	<ul style="list-style-type: none">・大気環境の保全対策の促進・水環境の保全対策の促進
	1－2 安全で快適な生活環境を確保します	<ul style="list-style-type: none">・化学物質対策の促進・土壤汚染・地下水汚染への対応・騒音・振動・悪臭・地盤沈下に対する取組
2 自然環境を 保全・再生し ます (自然環境分野)	2－1 生物多様性を保全します	<ul style="list-style-type: none">・生物多様性の保全対策の推進
	2－2 里山を保全・再生します	<ul style="list-style-type: none">・里山の保全・再生とふれあいの推進
	2－3 水辺の自然を再生します	<ul style="list-style-type: none">・川や海の自然環境の再生とふれあいの推進
	2－4 農地を保全・活用します	<ul style="list-style-type: none">・農業の活性化、農業とのふれあいの推進・環境に配慮した農業の推進
3 快適な都市 環境を保全 ・創造します (都市環境分野)	3－1 うるおいとやすらぎのあるまちをつくります	<ul style="list-style-type: none">・みどりのネットワークの形成・さわやかで清潔なまちづくりの推進・平塚らしい景観のあるまちづくりの推進
	3－2 環境共生型のまちをつくります	<ul style="list-style-type: none">・環境共生モデル都市の形成・交通の円滑化の推進・ヒートアイランド対策の推進
4 地球環境保全へ貢献します (地球環境分野)	4－1 低炭素社会の実現に向けて取り組みます	<ul style="list-style-type: none">・再生可能エネルギー等の導入促進・暮らしや事業活動における環境への配慮の促進・市の事業活動における環境への配慮
	4－2 循環型社会の実現に向けて取り組みます	<ul style="list-style-type: none">・廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進・不法投棄防止対策の推進
5 市民・事業者等による環境保全活動を促進します (環境保全活動等)	5－1 環境教育・環境学習を推進します	<ul style="list-style-type: none">・幼稚園・小中学校などにおける環境教育の充実・地域における環境教育・環境学習の充実
	5－2 市民等の取組や連携を支援します	<ul style="list-style-type: none">・市民活動や企業の取組に対する支援

1 安全な生活環境を確保します

日常生活や事業活動から生じる大気汚染や水質汚濁などを防止し、安心で快適な生活環境を確保します。

めざす姿

- 工場や自動車などから排出される大気汚染物質が削減され、空気のきれいなまちになっています。
- 下水道や農業集落排水施設が整備されるとともに、合併処理浄化槽の設置が進み、川や海の水がきれいになっています。
- 騒音、振動、悪臭などがなくなり、快適なまちになっています。
- 土壌・地下水汚染対策の強化や、化学物質に関する情報提供などにより、安全な生活環境が確保されています。

関連事業の写真
(ごみ焼却場など)

写真キャプション

関連事業の写真
(下水処理場など)

写真キャプション

1－1 大気環境・水環境を保全します

■環境の現状と取組状況

<大気環境の保全>

- 本市では大気汚染調査として、大気自動測定機による測定を実施しています。また、発生源対策として大気汚染防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、工場・事業場に対して指導等を実施しています。
- 大気汚染に係る環境基準については、平成27（2015）年度に全地点で二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質（長期的評価）、微小粒子状物質は環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントは非達成でした。
- 平成27（2015）年度における湘南地域での光化学スモッグ注意報の発令回数は3回でした。
- PM2.5については、大気中の濃度が高くなると予想されるときには、神奈川県が高濃度予報を行っています。平成27（2015）年度は、神奈川県内に高濃度予報は出ませんでした。
- 本市では、継続的に摂取した場合に人の健康を損なう恐れのある、有害大気汚染物質の監視を3地点で実施しました。環境基準が定められているベンゼン等の4物質は、全地点で環境基準を達成しました。

<水環境の保全>

- 水質汚濁の主な原因としては、家庭からの生活系排水や畜産系排水等が考えられます。
- 平成27（2015）年度の河川のBOD（生物化学的酸素要求量）は、相模川水系や金目川水系等の本川、流入排水路や流入河川の96%の地点で環境基準値を下回っていました[河川23地点、海域（相模湾内）1地点で測定]。
- 地下水は、67%の地点で環境基準値に適合していました（24地点での測定）。
- 平成27（2015）年度末現在の市内の下水道普及率は、行政人口比で97.4%となっています。
- 工場等による排水については、水質汚濁防止法と神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく立入調査・指導等を実施するほか、自主測定の結果についても立入調査により確認し、指導を実施しています。
- 畜産系排水については、排水設備の維持管理や更新を適切に行っていくことが望ましく、家畜排せつ物処理施設等の改修にかかる費用の一部を補助しています。

■環境課題

- 光化学スモッグの発生は窒素酸化物や炭化水素などの大気汚染物質濃度だけではなく、気象条件とも密接な関係があり注意が必要です。
- PM2.5は、大気中に浮遊している粒子のうち、粒径2.5マイクロメートル以下の微小な粒子を指します。PM2.5は非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。
- 生活系排水については、公共下水道や農業集落排水施設を整備するとともに、合併処理浄化槽の設置を促進する必要があります。
- 畜産系排水については、排水設備の維持管理や更新を適切に行っていくことが望まれ、排水の水質測定による監視と併せて、引き続き水質の改善に努めていく必要があります。
- 地下水については、監視測定を継続的に実施するとともに、地下水汚染が発見された地点に

について適切な浄化対策を実施し、地下水資源の保全を図っていく必要があります。

■施策の方向

施策 1 大気環境の保全対策の促進

① 事業活動に伴う大気汚染防止対策の促進

- ・ 事業活動に伴う大気汚染防止に向け、法令に基づき工場・事業場に対する指導等を実施します。

② 大気汚染状況の監視測定等の実施

- ・ 大気汚染物質の監視測定を実施します。

施策2 水環境の保全対策の促進

① 家庭からの生活排水の適正な処理の促進

- ・家庭からの生活排水の適正な処理を促進し、水質汚濁の低減を図ります。

② 事業活動に伴う排水の適正な処理の促進

- 事業活動に伴う排水の適正な処理を促進し、法令に基づく工場・事業場に対する指導等を実施します。

③ 水質汚濁状況の監視測定等の実施

- ・水質汚濁状況の監視測定を実施します。

関連事業(平塚市の太気環境状況)

■市民・事業者等による取組

ステップ	市民	事業者	環境への配慮
まずはここから	○		洗剤やシャンプーなどは、使いすぎないようにしましょう。
	○		自宅の庭などでごみを燃やさないようにしましょう。
	○		食器の油汚れなどは、紙でふき取ってから洗いましょう。
	○	○	台所の排水溝に油や調理くずを流さないようにしましょう。
	○	○	エコドライブをこころがけましょう。
	○	○	浄化槽を適正に維持・管理しましょう。
	○	○	公共下水道、農業集落排水処理施設の供用が開始されている区域では、速やかに接続しましょう。
		○	環境に関する法規制等の最新情報を常に入手し、対応しましょう。
		○	施設、設備の日常点検を徹底しましょう。
		○	排水処理施設の維持・管理に努め、排水基準を守りましょう。
		○	焼却炉は、法律や条例に基づき適正に管理するとともに、野焼きをしないようにしましょう。
		○	ばい煙や粉じんについては、法令に基づく排出基準、焼却炉の構造基準を守りましょう。
さらにもう1歩	○	○	下水道が整備されていない地域では、合併処理浄化槽を設置しましょう。
	○	○	車両を購入する時は、低燃費・低公害車を選びましょう。
	○	○	河川・水路の水質保全活動や清掃活動などに積極的に参加しましょう。
		○	公害防止のための従業員教育を徹底しましょう。
		○	施設や設備などを更新するときは、より低公害型のものを導入しましょう。
		○	ボイラーや給湯器などの燃料の使用削減や管理を徹底しましょう。

イラスト等

1－2 安全で快適な生活環境を確保します

■環境の現状と取組状況

<化学物質の適正管理>

- 本市では、神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、事業者に対し、化学物質の使用履歴と管理体制の把握を促すため、化学物質の自主的な管理状況の報告を義務付けています。
- 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）による化学物質の排出量等の届出制度（PRTR）に関する情報をウェブサイトで公表しています。
- 有害性の高いダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、県と協力して環境汚染状況調査を実施しています。平成27（2015）年度の大気調査では、神奈川県が平塚市博物館、本市が旭小学校と土屋小学校で実施し、全地点で環境基準を達成しています。

<土壤汚染・地下水汚染対策>

- 本市では、土壤汚染対策法、水質汚濁防止法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づき、汚染状況調査の実施、汚染が発覚した場合の浄化対策等に関する指導を行っています。

<騒音・振動対策>

- 本市では、騒音規制法に基づく自動車騒音常時監視のほか、自動車騒音・振動や新幹線騒音・振動の自主測定を実施しています。
- 平成27（2015）年度は、自動車騒音常時監視測定を5路線7区間で実施し、環境基準の達成率は、84.4～100%でした。自動車騒音・振動測定は、8路線9地点で実施し、騒音は4地点で環境基準値に適合、振動は全地点で要請限度値以下でした。
- 新幹線騒音・振動測定は、6地点で実施し、騒音は4地点で環境基準値を超過、振動は全地点で勧告指針値以下でした。
- 本市では、工場・事業場の騒音・振動について、騒音規制法、振動規制法及び神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出を受理するとともに適宜助言を行っています。

<公害苦情>

- 公害苦情には、屋外燃焼行為（野焼きや小型焼却炉の使用）に伴うばい煙による大気汚染や悪臭、飲食店のカラオケ騒音、建設作業現場や空調機の室外機等から発生する騒音・振動をはじめ、河川における魚の死亡事故や河川・水路・道路側溝に油等が流出する水質事故等も含まれています。平成27（2015）年度の苦情件数は、平成26（2014）年度と比べ49件減少し、87件でした。

■環境課題

- 化学物質については、人や生態系に悪影響を及ぼす可能性（環境リスク）をできるだけ少なくするよう、適切な管理が必要となっています。
- 自動車・新幹線騒音については、国・県などの道路管理者や新幹線事業者と連携を図り、市民・事業者の協力を得て効果的な施策を検討していく必要があります。

■施策の方向

施策1 化学物質対策の促進

① 化学物質に関する情報収集・提供

- ・ 化学物質の使用等に関する情報収集・提供を継続的に実施します。

② 化学物質対策の促進

- ・ 化学物質の適切な管理に向け、事業者を指導します。
- ・ 県と合同の環境汚染状況調査、県条例に基づく焼却炉に対する規制、野焼きに対する指導を実施していきます。

施策2 土壌汚染・地下水汚染への対応

① 土壌汚染・地下水汚染の未然防止対策の促進

- ・ 法令等に基づき、土壌汚染・地下水汚染の未然防止対策を促進します。

② 地下水汚染状況の監視測定の実施、汚染浄化対策効果の確認

- ・ 土壌汚染・地下水汚染の状況を把握するとともに、工場・事業場での汚染浄化対策の効果を確認するための調査を実施します。

施策3 騒音・振動・悪臭・地盤沈下に対する取組

① 自動車や新幹線による騒音・振動への対応

- ・ 自動車や新幹線による騒音・振動について監視測定を実施するとともに、騒音の軽減に向けた取組を促進します。

② 工場・事業場に対する規制・指導の実施

- ・ 工場・事業場の騒音・振動についても、引き続き、立入調査及び指導を実施します。

③ 悪臭への対応

- ・ 臭気指数規制により、悪臭への対応の充実を図ります。

④ 地盤沈下の防止

- ・ 地盤沈下量の測定を実施するとともに、工場・事業場に対する地下水利用の規制・指導を実施します。

■市民・事業者等による取組

ステップ	市民	事業者	環境への配慮
まずはここから	○		自宅の庭などでごみを燃やさないようにしましょう。
	○		夜間のピアノやカラオケなどの使用、ペットの鳴き声などによる近隣への影響を考えましょう。
	○		化学物質に関する情報の収集に努め、理解を深めましょう。
	○		ごみステーションを利用する際は、排出の日時を守り、適正に分別し、廃棄物が散乱しないようにしましょう。
		○	環境に関する法規制等の最新情報を常に入手し、対応しましょう。
		○	施設、設備の日常点検を徹底しましょう。
		○	焼却炉は、法律や条例に基づき適正に管理するとともに、野焼きをしないようにしましょう。
		○	ばい煙や粉じんについては、法令に基づく排出基準、焼却炉の構造基準を守りましょう。
		○	化学物質の適正管理に努めるとともに適切な情報公開をしましょう。
		○	安全な食品・製品の製造・販売に努めましょう。
		○	深夜営業の飲食店などは、近隣の生活環境に配慮しましょう。
		○	建設工事等では、低騒音・低振動型の建設機械の使用等により、騒音・振動の軽減に取り組みましょう。
さらにもう1歩	○	○	エアコンなど家電製品を購入する際には、低騒音型のものを選びましょう。
	○	○	化学物質による環境への負荷が少ない製品を購入、使用しましょう。
	○	○	公害防止のための従業員教育を徹底しましょう。
	○	○	施設や設備などを更新するときは、より低公害型のものを導入しましょう。
	○	○	有害化学物質の発生防止設備を整備しましょう。
	○	○	有害化学物質の使用量削減や管理徹底に努めましょう。
	○	○	化学物質による環境への負荷の少ない事業活動をしましょう。
	○	○	業務用冷凍冷蔵機器・業務用空調機器などの点検管理を徹底し、フロン類を適正に回収しましょう。
	○	○	農業者は有機肥料・低農薬栽培に努めましょう。
		○	近隣住民等からの意見や苦情に対応する仕組を整備し、誠意をもって即時対応しましょう。

関連事業（化学物質対策）

2 自然環境を保全・再生します

自然度の高い樹林を保全し、里山や水辺の自然を再生します。また、農業生産の場であるとともに身近なみどりでもあり、多様な生き物のすみかでもある農地を保全し、環境に配慮した農業を推進します。

めざす姿

- 高麗山周辺や土屋・吉沢地区に残された質の高い自然環境が守られています。
- 里山を保全・再生し、自然とふれあう場として活用しています。
- 水辺の自然を再生し、水に親しむ場として活用しています。
- 環境に配慮した農業を推進し、土とふれあう場として活用しています。

関連事業の写真

(里山、川、海、農地など)

写真キャプション

関連事業の写真

(里山、川、海、農地など)

写真キャプション

2－1 生物多様性を保全します

■環境の現状と取組状況

- ・ 多様な生き物が集まり、森や河川など多様な生態系が形成され、相互につながりを持ちながら生活をしています。
- ・ 本市では、生物多様性の保全に向け、自然環境のあるべき姿やとるべき対策など情報収集等を行っています。

■環境課題

- ・ 本市の特徴的な自然環境を有機的につないでいくことにより、生物の生息・生育空間の連続性や適切な配置を確保する生態系ネットワーク（エコロジカル・ネットワーク）を形成していくことが期待されます。

■施策の方向

施策1 生物多様性の保全対策の推進

① 野生生物の情報収集、生物多様性の保全策の検討

- ・ 野生生物の基礎的な調査を進めるとともに、保全すべき自然の姿を明確にし、地域の特性に応じた手法を検討していきます。

② 生物生息空間の保全対策の推進

- ・ 野生生物の生息空間となる環境を保全するとともに、都市環境と共生するまちづくりを進めます。

③ 野生生物への理解の促進

- ・ 自然についての展示、刊行物、講座、観察会などを通じ、生物多様性に対する理解や関心を高めます。

④ 有害鳥獣対策の推進

- ・ 人間と野生生物との共存を図るため、野生鳥獣による生活被害を防除し、適正な保護管理を推進します。

⑤ 特定外来生物の防除

- ・ 在来種（その土地に元からいた生物）の生息・生育を脅かす、特定外来生物を防除します。

⑥ 生物多様性の保全に取り組む市民活動団体等の活動促進

- ・ 生物多様性の保全に取り組む市民活動団体や企業等の活動を促進し、市民ぐるみの保全活動の活性化を図ります。

■市民・事業者等による取組

ステップ	市民	事業者	環境への配慮
まずはここから	○		身近な自然にある植物や野鳥・昆虫などの生態について、知識を深めましょう。
	○		動植物をむやみに捕獲・採取しないようにしましょう。
	○	○	ペットは最後まで責任を持って飼育し、捨てないようにしましょう。
	○	○	植栽の際は、地域の生育環境に合った樹種の選定に努めましょう。
		○	新たな開発に際して野生動植物の生育・生息場所の保護・保全などに配慮しましょう。
さらにもう1歩	○	○	生物多様性を理解し、地域の自然環境と生態系を保全しましょう。
	○	○	地域の生態系を乱さないよう、外来生物被害予防三原則(入れない・捨てない・抜けない)を守りましょう。【外来生物例：アカミミガメ(ミドリガメ)、アメリカザリガニ、スクミリングガイ(ジャンボタニシ)、タイワンリス、アレチウチなど】

市内で見られる野生生物



関連画像

テキストテキストテキストテキストテキストテキス
トテキストテキストテキストテキストテキストテキ
ストテキストテキストテキストテキストテキストテキ
キストテキストテキストテキストテキストテキスト
テキストテキストテキストテキストテキストテキス
トテキストテキストテキストテキストテキストテキ
ストテキストテキストテキストテキストテキスト

画像キャプション



関連画像

テキストテキストテキストテキストテキストテキス
トテキストテキストテキストテキストテキストテキ
ストテキストテキストテキストテキストテキストテキ
キストテキストテキストテキストテキストテキスト
テキストテキストテキストテキストテキストテキス
トテキストテキストテキストテキストテキストテキ
ストテキストテキストテキストテキストテキスト

画像キャプション

2－2 里山を保全・再生します

■環境の現状と取組状況

- 本市では、平成16（2004）年度と平成17（2005）年度に調査した「平塚市自然環境評価書（総合評価編）」に基づき、西部丘陵地域の自然を保全・再生していくため、土屋頭無地区の山林の一部を自然環境復元モデル地域と位置づけ、市民の理解と協力を得ながら重点的に整備復元を進めています。
- 西部丘陵地域の自然環境を保全・再生するため、土屋頭無地区の山林の一部を里山保全モデル地区に指定しました。里山保全モデル地区では、市民ボランティアや地域の人などと散策路の整備、倒木の裁断、間伐、下草刈などによる里山の整備事業を実施しています。
- 市民活動団体の協力のもと、里山の整備や米づくりなど、里山の保全・再生活動を体験する「平塚市民・大学交流事業『市民と大学生による里地里山再生プロジェクト』」や、子どもたちが里山ならではの遊びや生き物観察を通して里山のすばらしさや保全・再生することの重要性を理解することを目的とした「夏休みこども環境教室『里山編』」を開催しています。

■環境課題

- 吉沢地区から土屋地区にかけての西部丘陵には、まとまったみどりが広がり、貴重な自然環境が残されている一方で、人の手が入らなくなうことによる里山の荒廃が進んでいます。こうした地域の課題を周知しながら、地域住民や市民活動団体、企業、行政などの参加・協働のもとで保全・再生の取組を進めていくことが必要です。

■施策の方向

施策1 里山の保全・再生とふれあいの推進

① 西部丘陵地域資源まちづくり支援

- 地域住民や学術機関などとの連携を深めながら、西部丘陵地域の自然資源や地域資源を活かした交流やレクリエーションの場づくりを推進します。

② 市民を主体とした継続的な里山保全活動の促進

- 里山保全モデル地区での活動を踏まえ、里山保全・再生のための組織づくりを進めるとともに、市民を主体とした継続的な里山保全活動と里山体験を促進します。

③ 里山の自然とのふれあいの促進

- 市民団体等との協働により、里山の自然環境を活用し、自然体験や自然のなかでの遊びなど、里山の自然とのふれあいの促進を図ります。

■市民・事業者等による取組

ステップ	市民	事業者	環境への配慮
まずはここから	○	○	敷地内の樹木などを大切に保存しましょう。
	○	○	自然を守る活動を支援しましょう。
さらにもう1歩	○	○	自然を知り・親しみ・守るボランティアや行事に参加しましょう。

2－3 水辺の自然を再生します

■環境の現状と取組状況

- 平塚海岸は、自然の砂浜が広がり、海岸砂防林としてクロマツ林が続いています。「平塚砂丘の夕映え」は平塚八景に数えられており、平塚を代表する景観となっています。砂浜には、ハマヒルガオやコウボウムギなどの植物や砂地性の昆虫が見られ、砂丘特有の生物相を形成しています。市内には、相模川、金目川、鈴川、渋田川などの河川があります。相模川には、ヨシ、オギの草地などの自然が残されています。本市では、河川や海岸の美化活動・緑化活動に対して支援を行うなど、市民活動団体との連携強化を図りつつ、水辺の自然環境の保全・再生に向けた取組を進めています。
- 河内川では、市民、県、市の協働により、地域住民が水辺の自然と親しめる川づくりが進められており、アジサイの植栽支援なども行っています。また、渋田川でも、美化ボランティア団体や地元自治会の清掃や草刈り、植栽などが行われています。
- 相模川では、馬入花畠において、「馬入花畠の会」と協力してポピーやコスモスをはじめ季節の花を咲かせているほか、事業所で組織された平塚地区環境対策協議会や地元小学生とともにチューリップの球根の植栽や河川敷清掃を実施しています。
- 市民、国、市が協働し、豊かな水辺の自然環境にふれあえる空間づくりをめざし、「馬入水辺の楽校」が運営されています。
- 平塚沖では、漁場の底質の改善と魚類等の生息環境の向上のために、海底耕うんを実施しています。
- 「夏休みこども環境教室『海編』『川編』」を開催しています。

■環境課題

- 相模川の河口部では、かつて発達していた干潟が消失し、渡来するシギ・チドリ類の種類や数が激減しています。
- 河川や海岸の美化活動・緑化活動を促進し、水辺の自然環境の保全・再生に向けた取組への参加を広げていくことが必要です。

■施策の方向

施策1 川や海の自然環境の再生とふれあいの推進

① 川や海の自然環境の保全と再生

- 川や海などの水辺の自然環境を保全・再生します。

② 川や海とのふれあいの促進

- 市民団体等との協働により、水辺の自然環境を活用し川や海とのふれあいの促進を図ります。

■市民・事業者等による取組

ステップ	市民	事業者	環境への配慮
まずはここから	○		洗剤やシャンプーなどは、使いすぎないようにしましょう。
	○		食器の油汚れなどは、紙でふき取ってから洗いましょう。
	○	○	台所の排水溝に油や調理くずを流さないようにしましょう。
	○	○	浄化槽を適正に維持・管理しましょう。
	○	○	公共下水道、農業集落排水処理施設の供用が開始されている区域では、速やかに接続しましょう。
		○	排水処理施設の維持・管理に努め、排水基準を守りましょう。
さらにもう1歩	○	○	下水道が整備されていない地域では、合併処理浄化槽を設置しましょう。
	○	○	多様な生物が生息する水辺空間を大切にし、保全活動に協力しましょう
		○	海の環境を保全するため、海岸・河川の美化や上流地域での植樹に取り組みましょう。

関連事業(川・海の協働)、海洋ごみ、マイクロプラスチックなど



画像キャプション

2－4 農地を保全・活用します

■環境の現状と取組状況

- 本市では、県下一位の収穫量を誇る稲作をはじめ、東京・横浜など大消費地の近郊という地の利を生かした野菜や花き栽培、畜産などが活発に行われています。
- 市は、市民と農業とのふれあいを促進するため、農業体験や市民農園の整備を進めています。
- 地場農産物に関する情報発信やイベントでのPRに努めるとともに、学校給食における地場農産物の活用を推進しています。
- 県や湘南農業協同組合等の関係機関と連携し、生物農薬や有機肥料等の取組事例の情報提供などを通じて減農薬・低農薬の意識の普及啓発に努める耕畜連携事業を実施しています。
- 家畜排せつ物の適正な処理と有効活用を図るため、家畜排せつ物処理施設等の改修に対する補助を実施しているほか、自然環境に配慮した農業基盤の整備を行っています。

■環境課題

- 農地は食料供給の場だけでなく、保水機能や景観形成など様々な機能を持っています。農業の活性化を図り、農地が併せ持つこれらの多面的機能の充実につなげていくことが求められます。
- 農薬や化学肥料の使用抑制、農業廃棄物の適正処理等、環境にやさしい農業を進めることができます。また、地産池消、農業体験など、地元農産物や地元農業に対する関心を高めていくことが必要です。
- 有害鳥獣による農作物への被害などの問題が発生しています。鳥獣対策の取組を継続的に行なうことが必要です。

関連事業の写真
(市民農園など)

関連事業の写真
(市民農園など)

写真キャプション

写真キャプション

■施策の方向

施策1 農業の活性化、農業とのふれあいの推進

① 農業活性化の推進

- 農業生産環境の充実を図るとともに、担い手の育成・支援を推進します。
- 農地の貸し借りの促進等により、農地の有効活用を図ります。
- 有害鳥獣による農業被害への対策を行います。

② 農業とのふれあいの促進（都市農業理解の促進）

- 農業に対する理解を深めるため、農業体験学習やひらつか花アグリの各施設と連携し、市民と農業との様々なふれあいの機会を創出します。

③ 地産地消の推進

- 地産地消を通じ、農業に対する関心を高めます。

施策2 環境に配慮した農業の推進

① 環境保全型農業の促進

- 環境保全型農業を促進するため、農業者や生産組織に対する情報提供や、市民に対する積極的なPRを行います。

② 家畜排せつ物の適正処理と活用の促進

- 家畜排せつ物の適正な処理と有効活用を図るため、畜産農家における家畜排せつ物処理施設等の整備と適正な維持管理を促進します。

③ 自然環境に配慮した農業基盤の整備

- 農業基盤の整備についても、自然環境に配慮した整備を推進します。

■市民・事業者等による取組

ステップ	市民	事業者	環境への配慮
まずはここから	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	地元の農産物を購入し、地産地消につとめましょう。
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	有機栽培や低農薬栽培の農産物を買いましょう。
		<input type="radio"/>	事業者は、最も身近な消費者である市民を対象に、農水産物を販売しましょう。
さらにもう1歩	<input type="radio"/>		市民農園を利用しましょう。
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	地場産の食材の活用や、伝統的な食文化を学び、伝承に協力しましょう。
		<input type="radio"/>	特別栽培農産物などに積極的に取り組み、良好な農地の維持・保全に努めましょう。
		<input type="radio"/>	農業者は、有機肥料・低農薬栽培に努めましょう。

3 快適な都市環境を保全・創造します

環境に配慮した交通ネットワークや清潔でうるおいのあるまちづくりを進め、まちの生活の質を高めます。

めざす姿

- みどりのネットワークが広がり、うるおいとやすらぎのあるまちになっています。
- 地域の貴重なみどりや歴史的資源などと調和した魅力ある景観を持つまちになっています。
- ポイ捨てや不法投棄がなくなり、清潔できれいなまちになっています。
- 環境負荷の少ない交通ネットワークが構築され、環境共生型の都市基盤整備が進んでいます。

関連事業の写真

(公園、歴史的な場所、駅前など)

写真キャプション

関連事業の写真

(公園、歴史的な場所、駅前など)

写真キャプション

3－1 うるおいとやすらぎのあるまちをつくります

■環境の現状と取組状況

<緑の保全、緑化の推進>

- 本市の都市公園の面積は、平成 27（2015）年度末現在 141.39ha、市民 1 人当たりにすると約 5.50 m²となっており、徐々に増加しています。
- 本市では、「平塚市緑の基本計画（第 2 次）」に基づき、身近なみどりを増やすため、公園の整備や緑化運動等を推進しています。
- 身近に残された貴重なみどりを保全するため、保全樹等の指定や維持管理費に対する助成を実施しています。また、生垣の設置を促進するため、平塚市いけがき設置奨励補助金制度による助成を実施しています。
- 緑化意識の高揚を図るため、毎年春に「平塚市緑化まつり」を開催しています。
- みどり豊かなまちづくりのため、緑化モデル団体に対する花苗等の配布や助成制度等による活動支援、「平塚市緑化モデル団体連絡協議会」の設置による組織間の交流と連携を促進しています。
- 事業所等における緑化については、平塚市まちづくり条例に基づき、事業所等の緑化を推進しています。

<清掃美化>

- 本市では、「平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例」に基づき美化推進モデル地区を指定しています。美化推進モデル地区では、自発的、自主的な美化活動に取り組む地域の申請に基づき、活動内容に沿ったさまざまな支援を行っています。
- 美化意識の高揚と美化運動を推進するために、地区美化推進委員の活動に対する支援を行うとともに、まちぐるみ大清掃や各種団体の協力を得て美化キャンペーンを実施しています。

<景観の保全>

- 本市では、平塚らしい良好な景観づくりを一層促進するため、景観法に基づく諸制度を盛り込んだ「平塚市景観計画」及び、景観法の規定に基づく手続きや平塚市景観計画の推進のために必要な事項を定めた「平塚市景観条例」を平成 20（2008）年 12 月に制定しています。また、本市の地域特性に応じた良好な景観の形成、風致の維持、公衆の危害の防止を図るために平成 24（2012）年 12 月に平塚市屋外広告物条例を制定しています。
- まちの美観を保つため、道路上のはり紙や立看板などの違反屋外広告物について、商店会、自治会、PTAなどの協力員と協働して除却活動を行っています。
- 平成 20（2008）年 7 月から「平塚市まちづくり条例」を施行し、建物の建築、道路や園の整備、緑の創出などの「まちづくり」について、建物の建て方、道路や公園の整備の方法、埠のつくり方など、協働のまちづくりのルールや都市計画法に基づく都市計画の提案手続き、開発事業に伴う手続きや基準などを総合的に定めています。

■環境課題

- ・ みどりは私たちの生活にうるおいと安らぎを与えるだけでなく、空気の浄化や生態系の保全、防災など、さまざまな機能を持っています。一方で、都市開発の進展などにより市内のみどりが減少傾向にあり、かつ市民の身近な環境の変化に対する実感として現れつつあるようです。みどりの多様な機能の発揮に配慮しつつ、社寺林や公園などのまとまったみどりを核として、街路樹や屋上緑化、民有地の生垣などをつなぐみどりのネットワークづくりを進めが必要です。
- ・ 本市は、「平塚八景」をはじめとする、水とみどりに彩られた豊かな自然景観や旧東海道の宿場町の面影を残す落ち着きある街並みなどの特色ある景観に恵まれています。これらの景観資源は、観光の振興や歴史・文化の継承、うるおいのある景観づくりなどの視点から、保全と活用に取り組むことが必要です。

■施策の方向

施策1 みどりのネットワークの形成

① 拠点となるみどりの確保

- ・ まとまったみどりの確保に向け、検討段階から地域の意見を生かして、身近な公園づくりを進めます。

② みどりのつながりの確保

- ・ 市民との協働により、拠点となるみどりを街路樹や生垣等でつなぐ「みどりのネットワーク」を形成します。

③ 市民や事業者による緑化活動の支援と促進

- ・ 市民や事業所における緑化活動をより一層促進し、行政も含めて三者が一体となったみどりの保全と創造を推進します。

施策2 さわやかで清潔なまちづくりの推進

① さわやかで清潔なまちづくりの推進

- ・ 平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例に基づいて指定した美化推進モデル地区や市民・事業者の主体的な活動を支援するとともに、さわやかで清潔なまちづくりに向けた啓発活動に努めています。
- ・ 地域における美化活動を促進するため、地区美化推進委員の活動に対する支援を行うとともに、まちぐるみ大清掃やポイ捨て防止キャンペーン等を通じ、清潔なまちづくりに向けた取組を行います。

施策3 平塚らしい景観のあるまちづくりの推進

① 平塚らしい景観のあるまちづくりの推進

- ・ 景観計画及び景観条例等に基づいた平塚らしい良好な景観づくりを推進します。

② 平塚八景や歴史的・文化的資源の保全と活用

- ・ 市民に対し、まちづくりに関する情報提供やアドバイスを行い、市民が中心となった地域の景観づくりを促進します。

■市民・事業者等による取組

ステップ	市民	事業者	環境への配慮
まずはここから	<input type="radio"/>		海・山・川では、ごみは必ず持ち帰りましょう。
	<input type="radio"/>		家のまわりや近くの公園の掃除をしましょう。
	<input type="radio"/>		たばこの吸い殻やごみのポイ捨て、路上喫煙をしないようにしましょう。
	<input type="radio"/>		ベランダや庭のみどりを増やしましょう。
	<input type="radio"/>		ペットの飼育はルールを守り、粪尿等を適正に処理し、又、放し飼いなど行わないようにしましょう。
	<input type="radio"/>		自分の住むまちを愛し、美しい景観の保全や創造に協力しましょう。
	<input type="radio"/>		市の歴史や文化について学び、知識や理解を深めましょう。
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	住宅の新築・増改築や建物の整備などをするときは、周辺の景観との調和に努めましょう。
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	除草や剪定など、所有地の管理を適正に行いましょう。
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	敷地内の樹木などを大切に保存しましょう。
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	樹林地や農地にごみを不法投棄することは、絶対にやめましょう。
	<input type="radio"/>		工場・事業場の周辺の清掃などに積極的に取り組みましょう。
		<input type="radio"/>	事業所の敷地に緑を多く取り入れ、周辺環境の向上に貢献しましょう。
		<input type="radio"/>	平塚市屋外広告物条例を守るとともに、屋外広告物の定期的な点検を行い、安全管理に努めましょう。
さらにもう1歩	<input type="radio"/>		みどりのあっせん事業を利用し、不用な樹木を提供、活用しましょう。
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	有形・無形の文化財や歴史的遺産を守り、次世代に継承しましょう。
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	自宅や工場・事業場の敷地内や建物の壁面・屋上等の緑化を推進しましょう。
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	道路沿いの緑化や生垣の設置に努め、みどりのつながりをふやしましょう。
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	緑地空間づくりに参加し、維持・管理にも協力しましょう。
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	地域の清掃活動や美化活動、地域の緑化活動に積極的に参加しましょう。
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	春と秋の「まちぐるみ大清掃」に参加しましょう。
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	市内のみどりを増やすため、「みどり基金」に募金しましょう。

3－2 環境共生型のまちをつくります

■環境の現状と取組状況

- ・ 東海道新幹線新駅を誘致している寒川町倉見地区と、相模川を挟んだ本市大神地区とを新たな道路橋で結び、川の東西両地区を一体とした環境共生都市「ツインシティ」について、本市では環境への負荷の低減等に配慮した、ツインシティ大神地区のまちづくりを進めています。
- ・ 交通の円滑化と環境に対する負荷の低減を図るため、各交通機関の連携、関係者との協働のもと、道路網、鉄道網、バス網、自転車の利用促進や各交通機関の適切な役割分担、周辺環境に配慮した交通施設の整備など、総合的な交通計画の検討を行っています。
- ・ また、自転車の利用しやすい街づくりを進めるため、自転車レーンや矢羽根マークなどの自転車通行帯の整備、自転車等駐車場の整備を推進しています。
- ・ ヒートアイランド現象による気温上昇は、地球温暖化と相まって環境に大きな負荷を与えています。

■環境課題

- ・ 人の移動や物の輸送が、二酸化炭素の排出や資源消費をより少なくする省エネ省資源型に転換されるとともに、市民が過度に自動車に依存しないライフスタイルを浸透していくことが重要です。
- ・ 緑や水面には、緑陰による太陽熱の防御、水の蒸発散による冷却、風の通り道の確保といった働きがあることから、市街地の熱によるヒートアイランド現象の抑制としてとらえていくことが必要です。
- ・ 引き続き、地域住民を中心に、環境共生モデル都市の形成に向けた研究・検討を行っていくことが必要です。

ヒートアイランド現象、ツインシティ等

■施策の方向

施策1 環境共生モデル都市の形成

① ツインシティの形成に向けた取組の推進

- ・ 地域住民を中心に、環境共生モデル都市の形成に向けた研究・検討を行います。
- ・ 新幹線新駅を中心とした交通網の整備について、県に要請します。
- ・ 平塚市ツインシティ大神地区土地区画整理組合において進められている、土地区画整理事業を促進します。

施策2 交通の円滑化の推進

① 交通による環境負荷の低減

- ・ 公共交通機関の活用、徒歩や自転車利用への支援、渋滞対策、新たな交通マネジメントや交通システム整備を推進し、交通の低炭素化に取り組みます。
- ・ 自家用自動車に過度に依存しない交通行動への誘導を図るため、公共交通関係機関との協議を通じ、引き続き利用者の利便性向上を促進します。

② 自転車の利用しやすいまちづくり

- ・ 自転車利用者の利便性を高めるため、自転車通行帯や駐輪場の整備を進めます。

③ 交通の分散と円滑化

- ・ 交通の分散と円滑化を図るため、新しい公共交通システムの検討を行います。

施策3 ヒートアイランド対策の推進

① ヒートアイランド対策の推進

- ・ 省エネが進むよう、緑と水を活用した熱対策に取り組みます。
- ・ 民有地におけるみどりの創出を促進するための新たな助成制度を検討するとともに、熱をためない都市基盤の整備について調査・検討を行います。
- ・ エネルギーの利用による人工排熱を抑制するため、家庭や事業所における省エネルギー対策を促進します。

■市民・事業者等による取組

ステップ	市民	事業者	環境への配慮
まずはここから	○		自転車は、決められた場所に止めましょう。
	○		自転車の利用マナーを守りましょう。
	○	○	自動車の利用を控えて公共交通機関を利用し、近くの場合は自転車や徒歩にしましょう。
さらにもう1歩	○	○	グリーンカーテンを設置しましょう。
	○	○	自宅や工場・事業場の敷地内や建物の壁面・屋上等の緑化を推進しましょう。
	○	○	ブロック塀を生垣にかえましょう。
	○	○	緑地空間づくりに参加し、維持・管理にも協力しましょう。
		○	工場や事業場の敷地内に透水性舗装や浸透枠、雨水貯留施設などを導入しましょう。

4 地球環境保全へ貢献します

地球環境保全のため、省エネや再生可能エネルギーの導入の推進などにより、日常生活や事業活動から排出される二酸化炭素を削減するとともに、循環型社会の実現に向けて、「3R」の取組などを推進します。

めざす姿

- 環境に配慮した日常生活や事業活動が定着し、二酸化炭素排出量の削減が進んでいます。
 - 廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理が進み、循環型社会が実現されています。
 - 環境保全のための広域的な取組が進んでいます。

3R 等の取組

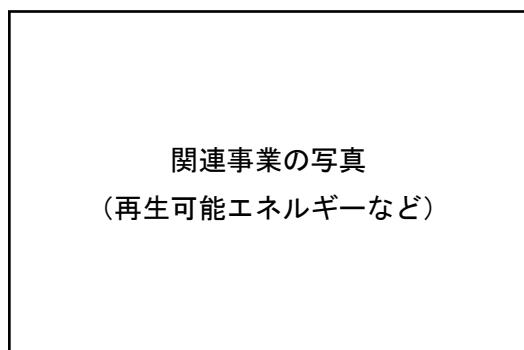
4－1 低炭素社会の実現に向けて取り組みます

■環境の現状と取組状況

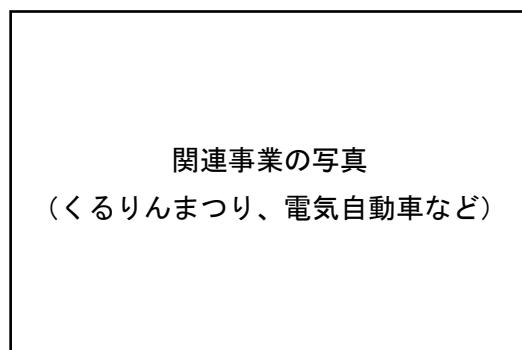
- 平成 25（2013）年度の二酸化炭素総排出量は 186 万 2 千 t-CO₂ で、平成 2（1990）年度と比較して約 7 万 4 千 t-CO₂ 削減されましたが、平成 24（2012）年度と比較し 8.7 千 t-CO₂ 増加しています。これは、平成 23（2011）年度以降の原子力に代わる火力発電量の割合が依然として高いことや、景気回復の兆候が見られるためと考えられます。部門別の二酸化炭素排出状況については、平成 2（1990）年度と比較して産業部門が減少した一方、民生家庭、民生業務、運輸、廃棄物の 4 部門が増加しています。
- 本市では、平成 19（2007）年に策定した「平塚市地球温暖化対策地域推進計画」と、平成 20 年（2008）に策定した「平塚市地球温暖化対策実行計画」を併せ、平成 24（2012）年 2 月に中長期的な視点に立った新たな「平塚市地球温暖化対策実行計画」を策定しました。
- 温室効果ガスの削減に向け、各家庭でできることから取り組んでいく「ひらつか CO₂C₀2（コツコツ）プラン」への参加の呼びかけや、太陽光発電システムを利用した環境教室等を開催し、再生可能エネルギーの重要性について学ぶ機会を提供しています。また、一般家庭に対する太陽光発電システム設置費の助成など E C O S（エコス）補助金制度によって環境に配慮したくらしの普及を図りました。
- また、環境に配慮した事業活動を促進するため、環境共生型企業懇話会の開催や、事業者の太陽光発電システム・省エネ機器等の導入に対する支援など、企業による環境への取組を支援しています。

■環境課題

- 市民一人ひとりの日常的な活動と、事業所のオフィス活動が、二酸化炭素の排出や資源消費をより少なくする省資源・省エネルギー型のライフスタイル、ビジネススタイルに転換し、浸透・定着を図っていくことが重要です。
- エネルギーを安定的かつ適切に供給するためには、資源の枯渇のおそれがある少なく、環境への負荷が少ない太陽光やバイオマスなどの再生可能エネルギーの導入を一層進めが必要です。
- コーチェネレーション、ヒートポンプなどの高効率給湯器や高効率空調機、石油・石炭に比べて二酸化炭素の排出の少ないエネルギー源である天然ガスへの利用転換など、エネルギーの利用効率を高める技術の導入・普及を促進していくことが必要です。



写真キャプション



写真キャプション

■施策の方向

施策1 再生可能エネルギー等の導入促進

① 一般家庭や事業者への再生可能エネルギー等の導入促進

- ・ 一般住宅及び事業所における太陽光発電等の導入を促進します。
- ・ 二酸化炭素の排出を削減できる技術・設備について、継続的な情報収集を行うとともに、導入を支援します。
- ・ 廃棄物や排水の処理からは、焼却熱や排水が持つ熱、汚泥や有機ごみなどを原料としたバイオ燃料などが得られます。このため、民間に向けた導入支援や情報提供を推進し、廃棄物・排水からのエネルギーの利用促進に取り組みます。

施策2 くらしや事業活動における環境への配慮の促進

① 環境に配慮したくらしの普及

- ・ 環境に配慮したくらしの浸透・定着を図るため、家庭向けに情報発信や実践への支援を推進し、エコライフ等の普及に取り組みます。
- ・ 環境に配慮したくらしを広げていくため、「ひらつか CO2 CO2 プラン」への取組の呼びかけや、日常生活における環境配慮に関する情報提供を行います。
- ・ 自動車からの CO2 排出量の削減を進めていくために、ハイブリッド自動車（HV）やプラグインハイブリッド自動車（PHV）、電気自動車（EV）、燃料電池自動車（FCV）、クリーンディーゼル自動車（CDV）など、次世代自動車や低公害自動車の普及を促進します。また、次世代自動車や低公害自動車を実際に見たり触れたりできる機会を提供するほか、導入・利用に対する支援策を検討します。
- ・ 市庁舎への電気自動車の充電設備の設置を検討します。

② 環境に配慮した事業活動の普及

- ・ 環境に配慮した事業活動の浸透・定着を図るため、企業の取組に対する支援や情報提供を行います。
- ・ 住宅・建築物の新築・更新の機会においては、建築物省エネ法に基づく省エネ性能表示制度、住宅性能表示制度についての普及啓発を行います。

施策3 市の事業活動における環境への配慮

① 市の事業活動における環境への配慮

- ・ 温対法に基づき、市は事務事業の実施に関し、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、P D C A サイクルに基づく実効的・継続的な温室効果ガス排出削減に努めることが求められています。市は、事業者や市民等の模範となるよう自ら率先して取り組みます。

■市民・事業者等による取組

ステップ	市民	事業者	環境への配慮
まずはここから	○		台所で野菜や食器を洗うときは、水道をとめて「ため洗い」にしましょう。
	○		シャワーを使う時間を短くしましょう。
	○		風呂はお湯が冷めないよう、使用後はフタをしましょう。
	○		テレビを見る時間を減らし、止めるときは主電源も切りましょう。
	○		冷蔵庫は詰め込みすぎないようにし、季節ごとに温度設定を調節しましょう。
	○		おふろの残り湯は、洗濯、洗車、植木の散水などに利用しましょう。
	○		パソコンやテレビゲームの使用時間を減らしましょう。
	○		電気炊飯器や電気ポットは、長時間保温するより、必要なときにあたため直し、沸かし直しましょう。
	○		掃除機を使うときは、フィルターなどの手入れをしてから使いましょう。
	○		アイロンはまとめてかけるようにして、余熱も上手に使いましょう。
	○		ヘアドライヤーの使用時間を減らしましょう。
	○ ○		水はこまめに止めましょう。
	○ ○		電気はこまめに消しましょう。
	○ ○		エアコンは省エネ温度(夏28度、冬20度)に設定し、フィルターはきれいにしましょう。
	○ ○		エコマークやグリーンマークなどがついた商品の購入・利用に努めましょう。
さらにもう1歩	○ ○		自動車の利用を控えて公共交通機関を利用し、近くの場合は自転車や徒步にしましょう。
	○ ○		エコドライブをこころがけましょう。
	○ ○		車両の点検・整備を定期的に行うとともに、過積載をしないようにしましょう。
	○		家電製品は、省エネ性能の高い機器を買いましょう。
	○ ○		住宅や事業所、店舗を新築や改築するときは省エネ性能の高い建物にしましょう。
	○ ○		冷房効果を高めるため、カーテン、ブラインド、すだれを上手に利用しましょう。
	○ ○		照明を取りかえる時は、白熱電球からLED電球にかえましょう。
	○ ○		雨水利用タンクなどを設置して、雨水を散水などに利用しましょう。
	○ ○		省エネラベルなどを参考に、省エネルギー型製品の選択、利用に努めましょう。
	○ ○		車両を購入する時は、低燃費・低公害車を選びましょう。
	○ ○		太陽熱利用施設や太陽光発電施設を利用しましょう。
	○ ○		燃料電池や自家発電機を導入しましょう。
	○		オフィスなどで省エネ行動、節水行動を組織化して実践しましょう。
	○		エレベーター、空調設備、OA機器等のオフィス設備の省エネルギー化を進めましょう。
	○		石油や都市ガスなどのエネルギー源から、熱や電気など複数のエネルギーを合わせて発生させるコーポレーションの導入に努めましょう。
	○		深夜電力を活用した温水利用による水蓄熱システムなどの導入に努めましょう。
	○		雨水の利用や工場冷却水の再利用に努めましょう。
	○		共同の輸送や配送など、物流の合理化・効率化を図りましょう。
	○		長寿命化、リサイクル、省エネ等を考慮した製品の開発や提供に努めましょう。
	○		生産、流通、販売、サービスなど事業活動の各段階で、エネルギー利用の効率化や改善に努めましょう。
	○		リサイクルしやすい素材や構造に改良するなど、省エネルギー関連の技術開発に努めましょう。

4－2 循環型社会の実現に向けて取り組みます

■環境の現状と取組状況

- 平成16（2004）年4月に平塚市リサイクルプラザ（愛称くるりん）を開設し、空き缶類、ビン、ペットボトル、容器包装プラスチック（プラクル）の資源化を行うとともに、ごみの減量化・資源化等への理解を深めるための啓発活動を行っています。
- また、平成25（2013）年10月に稼働した環境事業センターは、高効率ごみ発電施設として環境負荷の少ないエネルギー利用を促進し、適正処理・処分の確保を達成することによって、循環型社会の実現に貢献しています。
- 本市では、不法投棄の未然防止と早期発見のため、継続的なパトロールや看板の設置等による不法投棄防止に向けた普及啓発を実施しています。不法投棄物を見つけた場合には、新たな不法投棄を招かないよう、不法投棄物の早期回収を実施するとともに、排出者の調査と指導を実施しています。
- 食品ロスとは、まだ食べられる食品が廃棄されることです。日本国内で発生している食品ロスは、620万トンで、これは、国内の食用の魚介類の量に匹敵する数量であるほか、世界全体の食料援助量の約1.5倍とも言われています。家庭における一人当たりの食品ロスは、1年間で24.6kgと試算されています。これは、茶碗164杯分のごはんに相当します。

■環境課題

- 環境への負荷を低減した循環型社会への転換を図るため、廃棄物の排出ができるだけ抑制し、排出した場合は資源として最大限活用し、活用できない場合は廃棄物として適正に処理を行うことが必要となっています。
- 廃棄物の適正な処理を促進し、地域の良好な環境を保全するため、不法投棄防止に取り組むことが必要です。
- 消費者が食品ロスに対する認識をより高めて消費行動を改善することが重要であり、市民、事業者及び行政等の各主体が連携して取り組んでいくことが求められています。

■施策の方向

施策1 廃棄物の発生抑制・資源化・適正処理の推進

① 廃棄物の発生抑制・資源化の推進

- ごみの焼却処理から排出される二酸化炭素を減らすとともに、大量消費型の社会を循環型社会に転換していくため、Reduce（リデュース、発生抑制）、Reuse（リユース、再使用）、Recycle（リサイクル、再生利用）の3Rを推進し、ごみの減量化に取り組みます。
- 容器包装廃棄物の削減やまだ食べられるのに廃棄される「食品ロス」の削減を進めます。

② 廃棄物の適正処理の推進

- 廃棄物を適正に処理するため、大磯町・二宮町と連携した広域的なごみ処理の適正な運用を進めます。

施策2 不法投棄防止対策の推進

① 不法投棄防止対策の推進

- 不法投棄をしない、させない地域環境づくりに向け、継続的なパトロールの実施や看板設置、啓発事業を実施します。
- 新たな不法投棄を招かないよう、不法投棄物を早期に回収します。
- 不法投棄者の追跡調査を強化します。

■市民・事業者等による取組

ステップ	市民	事業者	環境への配慮
まずはここから	<input type="radio"/>		買い物は余分な包装を省き、買い物袋を持参しましょう。
	<input type="radio"/>		シャンプーや洗剤は、つめかえ式のものを選びましょう。
	<input type="radio"/>		資源再生物の分別を徹底し、指定の収集日に出しましょう。
	<input type="radio"/>		食べ物を大切にし、食べ残しを減らしましょう。
	<input type="radio"/>		紙コップ、紙ナプキン、わりばしなどの使い捨てのものは、使用しないようにしましょう。
	<input type="radio"/>		資源の大切さを認識し、物を大切にしましょう。
	<input type="radio"/>		集団資源回収やスーパーなどの店頭回収に協力しましょう。
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	生ごみは水切りを徹底し、可燃ごみの量を減らしましょう。
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	不法投棄は絶対にしないようにしましょう。
		<input type="radio"/>	分別回収ボックスの設置などにより、ごみの分別を徹底しましょう。
		<input type="radio"/>	過剰梱包・過剰包装をやめましょう。
		<input type="radio"/>	部品、材料、オフィス用品などは、環境に配慮したものを購入しましょう。
		<input type="radio"/>	商品の輸送では、通い箱など、ごみを出さない容器を使用しましょう。
さらにもう1歩	<input type="radio"/>		ばら売りやはかり売りをしているものを選びましょう。
	<input type="radio"/>		再生された素材や再使用された部品を多く利用している商品を選びましょう。
	<input type="radio"/>		フリーマーケットや市の不用品登録などを利用しましょう。
	<input type="radio"/>		充電式電池やソーラー式の商品を買いましょう。
	<input type="radio"/>		余分な包装をはぶいたり、買い物袋の持参などに取り組んでいる環境にやさしいお店を利用しましょう。
	<input type="radio"/>		食材を無駄なく使うようにこころがけて、ごみを出さない工夫をしましょう。
	<input type="radio"/>		電子レンジの加熱には、ラップではなく、ふたつき容器を使用しましょう。
	<input type="radio"/>		家庭用生ごみ処理機を利用して、ごみを減らしましょう。
	<input type="radio"/>		生ごみに落葉などを加えてたい肥をつくってみましょう。
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	「ごみ減量化・資源化協力店」を積極的に利用しましょう。
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	紙は再生紙を使い、両面を使用しましょう。
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	市民、商店街や事業者が協力し合って、リサイクルシステムの確立などの環境保全に取り組みましょう。
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	不法投棄の現場などを発見したら、すぐに市や警察に連絡しましょう。
		<input type="radio"/>	事業活動から出る廃棄物は、事業者が責任を持って適正に処理しましょう。
		<input type="radio"/>	食品廃棄物等の発生抑制、再資源化に取り組みましょう。
		<input type="radio"/>	「ごみ減量化・資源化協力店」に登録し、ごみの減量やリサイクルに取り組みましょう。
		<input type="radio"/>	廃棄物管理票(マニフェスト)をもとに廃棄物の適正な処理を確認しましょう。
		<input type="radio"/>	再生資源を使用した商品、再生可能な商品、詰め替え商品など環境に配慮した商品を重点的に販売しましょう。
		<input type="radio"/>	販売事業者は再使用可能な製品(リターナブルびんなど)の流通を図るとともに、その回収に努めましょう。
		<input type="radio"/>	長寿命化、リサイクル、省エネ等を考慮した製品の開発や提供に努めましょう。

5 市民・事業者等による環境保全活動を促進します

環境の保全や創造の重要性に気づき、考え、自発的、積極的に行動する「環境市民」の活動を促進するため、情報提供や環境教育の実施などによる支援を行います。

めざす姿

- 「環境市民」のネットワークが形成され、環境保全のための主体的・積極的な活動が展開されています。
- 充実した環境教育により、子どもの環境問題に対する関心が高まっています。
- 地域での環境保全活動や環境教育が活発に行われています。

市民・事業者等による取組

本文テキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキ
ストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキ
ストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキストテキ
ストテキストテキストテキストテキスト

関連画像

画像キャプション

5－1 環境教育・環境学習を推進します

■環境の現状と取組状況

<学校等での環境教育>

- 「わかば環境 I S O」(学校版環境 I S O制度)に沿って、すべての市立幼稚園・小中学校と、私立幼稚園で、学校ぐるみ、幼稚園ぐるみの特色ある環境教育を進めています。
- 小学校4年生を対象に、身近な問題である「ごみ」をテーマにした「ごみ学級」を毎年実施しています。また、学校教育における環境学習の促進に向けて、より多くの児童・生徒が環境問題に関心を持ち、知識を深めるための学びやすい仕組みづくりとして、平成19(2007)年度から「ひらつか環境学習ガイドホームページ」を公開しています。

<地域での環境保全活動>

- 市民活動団体による環境保全活動や、市民、事業者、市による連携した活動が展開されています。
- 環境保全活動を実践する市民が集まって組織される「ひらつか環境ファンクラブ」では、会員相互の情報交換や市民に向けた情報発信等が行われています。

<環境学習の機会>

- 子どもたちの環境への関心を高めるための取組として、地域の市民活動団体等と協力し、里山体験などをテーマとした「こども環境教室」を開催するほか、びわ青少年の家や公民館、博物館の各施設では、「こども自然体験教室(びわっ子クラブ)」や「生き物観察会」、「野鳥観察会」、「綿の糸つむぎ体験」などが開催されています。
- 学校や地域を対象に、豊富な知識と経験を持つ「ひらつか環境ファンクラブ」の会員を講師として派遣する「環境・地球温暖化対策出前講座」を実施しています。

■環境課題

- 環境問題を解決し、豊かな環境を守り育てていくためには、環境の保全や創造の重要性に気づき、考え、それぞれの立場に応じて自発的、積極的に行動する市民を増やし、取組を広げていくことが必要です。
- 次世代を担う子どもたちが、身近なことから環境問題について関心を持ち、環境保全のために行動できるよう、幼稚園や小中学校等における一貫した環境教育が必要となっています。

■施策の方向

施策1 幼稚園・小中学校などにおける環境教育の充実

① 幼稚園・保育園・小中学校での環境学習の推進

- 総合的な環境学習の仕組みである「わかば環境 I S O」を活用し、幼稚園・保育園や小中学校で特色ある取組がより充実していくよう支援します。

② 学校などの環境学習の支援

- 市民団体や市内事業者との連携も図りながら、環境をテーマにした環境学習情報の充実を図るなど、環境学習の機会が増えるよう支援します。

施策2 地域における環境教育・環境学習の充実

① 子どもを対象とした環境教室等の開催

- 子どもを対象とした環境教室等の充実を図るとともに、子どもの自主的な環境活動を促進します。

② 幅広い年齢層を対象にした環境学習の促進

- 子どもから大人まで幅広い年齢層の人が環境について理解を深められるよう、青少年育成事業や生涯学習関連事業と連携し、さまざまな場面で環境について考える機会を提供していくとともに、市民活動団体等と連携した講座やイベントを開催します。
- 市民や事業者が、地球温暖化、気候変動などに対する知識や理解を深め、適切な対策、行動を実施していくよう、情報発信や学習機会の提供、学びや実践を広げる活動への支援を推進し、地球温暖化に関する環境学習の普及に取り組みます。

③ 人材育成

- 環境教育・環境学習を実践できる人材の拡大を図るため、市内の環境保全団体や大学等との連携を図るほか、若い世代を含めて人材を発掘・育成します。
- 環境分野の専門知識やノウハウを備えた指導者、環境保全活動の連携を行う調整役（コーディネーター）などの人材の育成と活躍促進を図ります。

■市民・事業者等による取組

ステップ	市民	事業者	環境への配慮
まずはここから	<input type="radio"/>		家族や友人と自然にふれあう機会を増やし、自然の現状や大切さを学びましょう。
	<input type="radio"/>		環境に関する講演会や自然観察などに参加しましょう。
	<input type="radio"/>		参加型の環境調査やイベントに積極的に参加しましょう。
	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	環境学習に参加し、大気汚染や水質汚染、騒音、ごみ問題などの身近な環境問題、地球温暖化などの地球環境問題について理解を深めましょう。
さらにもう1歩	<input type="radio"/>		環境を守るための情報を発信しましょう。
	<input type="radio"/>		地域活動や講座を通して知識や経験を深め、環境活動のリーダーをめざしましょう。
		<input type="radio"/>	従業員に対し、計画的に環境教育・研修を実施しましょう。
		<input type="radio"/>	工場見学会の実施や環境報告書の発行等により、積極的に環境情報の提供を行いましょう。

施策実施写真



写真キャプション

施策実施写真



写真キャプション

5-2 市民等の取組や連携を支援します

■ 環境の現状と取組状況

- ・「ひらつか環境ファンクラブ」は、環境に興味がある人や活動を実践している人同士がネットワークを作り、知識や技術・体験などを会員同士や多くの市民と情報交換することを目的として発足しました。本市では、「ひらつか環境ファンクラブ」との協働により、環境教室や活動発表会などの環境啓発活動を実施しています。
 - ・本市では、市民活動の活性化を目的として、市民活動団体の公益的な活動・事業に対して助成を行う「ひらつか市民活動ファンド」を設置しています。
 - ・緑地や公園等の地域の緑化に取り組む緑化モデル団体、公園愛護会、地域の美化活動に取り組む地区美化推進委員会に対して、事業費の助成や研修会の開催、会報誌の発行やちらしの作成等、財政面・活動面からさまざまな支援をしています。
 - ・環境にやさしい企業活動の推進を目的とする企業が集まり、環境共生型企業懇話会が開催されています。

■ 環境課題

- ・ 日常生活や事業活動における環境配慮の取組を広げていくために、具体的な行動を示したり、ライフスタイルの変革に向けた情報の提供や提案をしたりすることが必要です。
 - ・ 多様な活動主体同士の連携・交流を促進し、地域の課題解決につながる環境保全活動を進めるための協働による取組を進めることが必要です。

関連事業(環境ファンクラブ、環境フェアなど)

閨連画像

画像キャプション

■施策の方向

施策1 市民活動や企業の取組に対する支援

①市民の環境保全活動に対する支援

- ・市民活動の活性化を図るため、財政面・活動面での支援を行います。特に環境関係の市民活動団体については、地域の環境保全活動を担う存在として、それぞれの活動内容に応じた支援を行います。

②環境にやさしい企業づくりの支援

- ・企業の環境に配慮した事業活動を促進するため、環境配慮に向けた取組の支援を行います。

③環境保全団体のネットワークづくりの促進

- ・環境保全に向けた情報交換・意見交換や、活動状況の発信の場である「ひらつか環境ファンクラブ」の活動を促進します。

■市民・事業者等による取組

ステップ	市民	事業者	環境への配慮
まずはここから	○		地域の美化活動や里山保全活動等の市民活動に参加しましょう。
	○	○	自分たちが取り組んでいる環境保全活動を発表し、情報を提供しましょう。
	○	○	環境学習や地域の環境保全活動を通じて、コミュニケーションの輪を広げましょう。
さらにもう1歩	○	○	市民・事業者・環境保全活動団体・市で相互にネットワークをつくり、環境情報を収集・提供・交換するとともに相互交流を図りましょう。

関連事業の写真
(環境ファンクラブ、
市民活動ファンド、懇話会など)

写真キャプション

関連事業の写真
(環境ファンクラブ、
市民活動ファンド、懇話会など)

写真キャプション

第7章 計画の推進

本章では、計画の推進に向けて、推進体制や進行管理の仕組みを定めます。

1 推進体制

環境基本計画の推進にあたっては、平塚市環境審議会において、進行状況の点検・評価、課題の解決に向けた調整等を行い、計画に位置づけた施策の着実な推進を図ります。

(1) 平塚市環境審議会

本市では、環境基本法第44条及び環境基本条例第22条に基づき、環境基本計画の策定及び変更、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項の調査審議を行う附属機関として、平塚市環境審議会（以下「環境審議会」とします。）を設置しています。

環境審議会の委員は、公募による市民、環境保全に取り組んでいる団体、事業者、学識経験者から構成されています。

環境基本計画の進行状況については、これまで毎年度、環境審議会において点検を行っており、今後も引き続き点検を行い、計画の着実な推進を図ります。

(2) 協働による取組の推進

市民・事業者等による自主的な活動や市、市民及び事業者の協働による取組が円滑に推進されるよう、施策の実施と環境配慮指針の周知・浸透を図ります。

また、環境保全活動に関する市民や事業者への普及啓発や市との連絡調整のため、市民や市民活動団体、事業者などにより構成される「ひらつか環境ファンクラブ」と連携しながら、協働による取組の推進を図ります。

(3) 国・県・他地域との連携

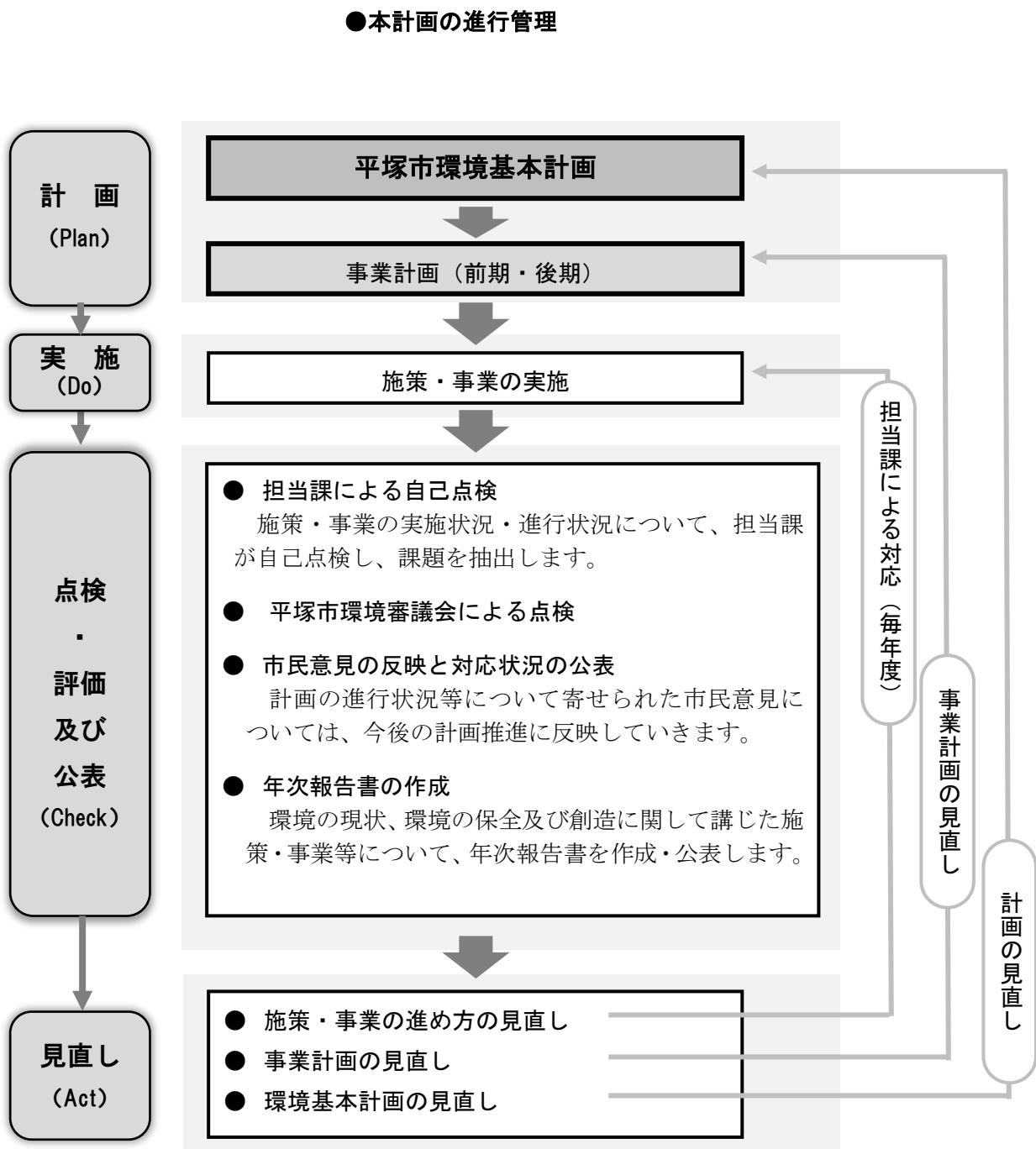
大気汚染や水質汚濁、地球環境問題など広域的な取組が求められる課題への対応については、国や県、他地域との連携を図りながら、広域的な視点から取組の推進を図ります。

(4) 庁内関係課との連携

環境基本計画推進にあたって、府内連携し、施策の推進や、事業の進行状況の確認等を行います。

2 進行管理のしくみ

本計画の着実な推進を図るため、計画期間の前期及び後期における事業計画を策定し、次図に示すP D C Aサイクルにより、進行管理を行います。



3 事業計画による施策・事業の推進

本計画の着実な推進を図るために、計画期間内の前期又は後期における市の施策・事業の内容を明らかにする事業計画を策定し、成果や改善点のフィードバックをしながら取組を進めていきます。

事業計画では、本計画の「第6章 環境の分野別の取組」に沿って、前期又は後期における市の施策・事業を取り上げ、「事業内容」及び「担当課」を明確化します。

特に、本計画で設定した重点テーマに沿った施策・事業については事業計画で「重点取組」と位置づけ、「事業目標・指標」及び「実施スケジュール」を定めます。

参考資料

1 環境に関するアンケート結果

(1) 実施概要

本アンケートは、市民や事業者、団体における「環境への取組」や「今後の市の環境施策に期待すること」などを把握し、平塚市環境基本計画の改定に反映していくための基礎資料を得ることを目的に実施しました。

● 環境に関するアンケートの実施概要

	市 民	事業者	団体
調査対象	18歳以上の市内居住者	市内事業所	環境ファンクラブ登録団体及び市民活動センター掲載団体
抽出法	住民基本台帳による層化無作為抽出法	市民法人税関連データを基に業種の分布を考慮し抽出	環境ファンクラブ登録団体及び市民活動センター掲載団体から抽出
調査方法	郵送配付・郵送回収	郵送配付・郵送回収	郵送配付・郵送回収
調査期間	平成27年12月25日～平成28年1月20日	平成27年12月25日～平成28年1月20日	平成27年12月25日～平成28年1月20日
配布数	2,500件	200件	30件
回収数	899件	92件	19件
回収率	36.0%	46.0%	63.3%

(2) アンケート結果

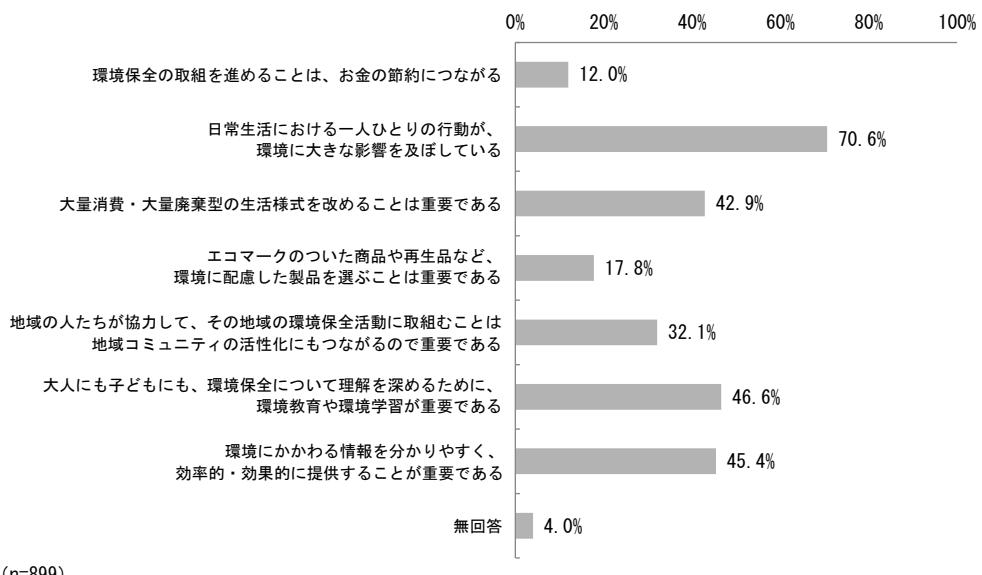
① 環境に対する考え方

市民の7割が、「日常生活における一人ひとりの行動が、環境に大きな影響を及ぼしている」と認識し、環境教育・環境学習や情報提供の重要性を感じています。

環境保全の取組を自分事としてとらえ、行動変革に向けてそれぞれが主体的に取り組むことが必要と考えている人・事業者が多いことがうかがわれます。

- 「日常生活における一人ひとりの行動が、環境に大きな影響を及ぼしている」が市民70.6%と最も回答率が高かった。
- 市民は、「大人にも子どもにも、環境保全について理解を深めるために、環境教育や環境学習が重要である」(46.6%)、「環境にかかわる情報を分かりやすく、効率的・効果的に提供することが重要である」(45.4%)といった環境教育・環境学習や情報提供についての回答率が比較的高かった。
- 環境保全活動を進めていくうえで重要な環境教育・環境学習について聞いたところ、学校での環境教育・環境学習をはじめ、暮らしに役立つ講座・イベント、自然・農業体験や自然の中での遊びなどの回答が多くかった。

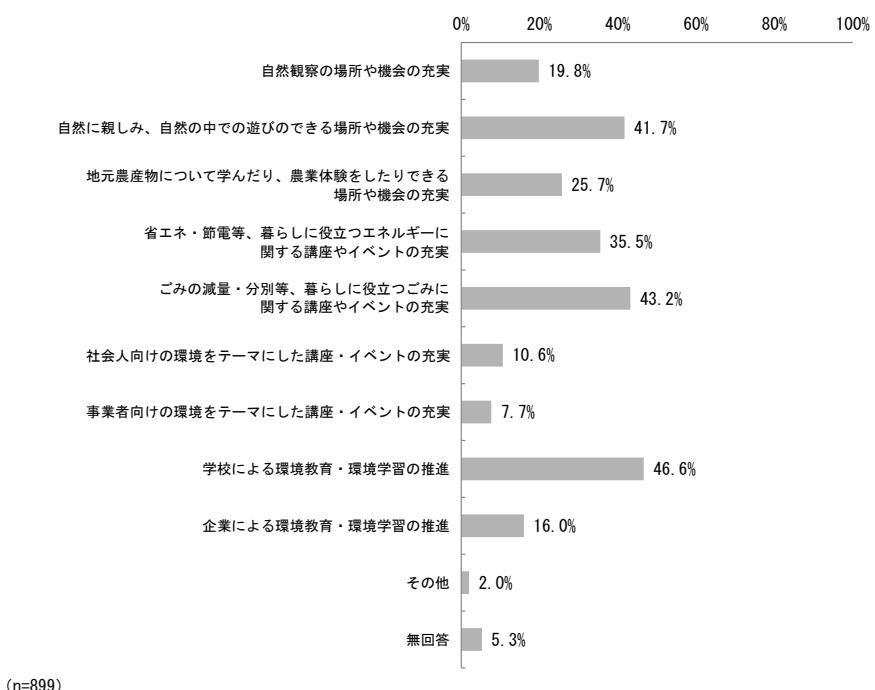
●環境に対する考え方（3つまで選択）【市民アンケート】



また、環境教育・環境学習としては、学校での環境教育をはじめ、暮らしに役立つ講座・イベント、自然・農業体験や自然の中での遊びを重視しています。

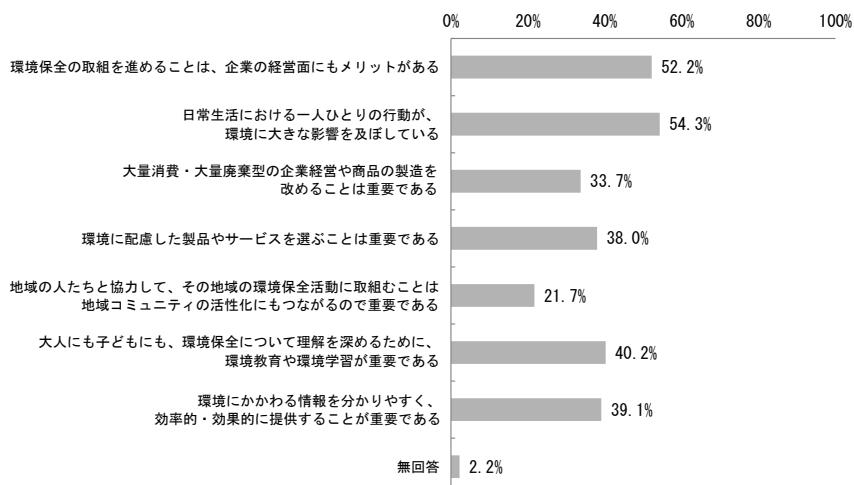
- 環境保全活動を進めていくうえで重要な環境教育・環境学習について聞いたところ、学校での環境教育・環境学習をはじめ、暮らしに役立つ講座・イベント、自然・農業体験や自然の中での遊びなどの回答が多かった。

●環境保全活動を進めていくうえで重要な環境教育・環境学習（3つまで選択）【市民アンケート】



- 事業者は、「環境保全の取組を進めることは、企業の経営面にもメリットがある」（52.2%）についての回答率が5割を超えた。

●環境に対する考え方（3つまで選択）【事業所アンケート】



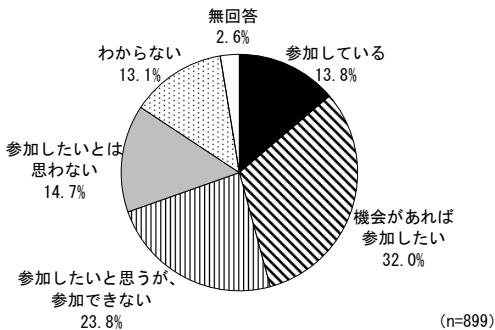
② 地域での環境保全活動への参加

市民の 14%は、地域での環境保全活動に参加しており、参加したいという人を合わせると、全体の 7割に上ります。清掃・美化活動や河川・海岸の保全活動、自然保護活動、緑化活動など、さまざまな活動に対し、参加の意向があります。

環境保全活動を行っている団体は、他の団体や個人と連携している団体が 8割を超え、今後も連携の相手を広げながら、活動を拡大していきたいと考えています。

- 「参加している」と回答した市民は 13.8%であった。これに、「機会があれば参加したい」(32.0%) と「参加したいと思うが、参加できない」(23.8%) を含めると、全体の 7割の人が地域での環境保全活動への参加意向がある。
- また、「参加している」と回答した人のうち、84.7%の人が「地域や自宅周辺の清掃・美化活動」に参加したと回答している。
- 一方、「機会があれば参加したい」「参加したいと思うが、参加できない」と回答した人については、「地域や自宅周辺の清掃・美化活動」(49.0%) をはじめ、「河川や海岸の保全活動」(37.8%) や「自然や生物の保護活動」(29.9%)、「地域の緑化活動」(28.7%) など、各分野の活動に参加したいと回答があった。

●地域での環境保全活動への参加意向【市民アンケート】



- 環境保全活動を行っている団体に、他の団体や個人と連携して環境保全活動を行っているか聞いたところ、「行っている」と回答した団体は 82.4%であった。
- 「行っている」と回答した団体に連携先を聞いたところ、「市」(78.6%) や「N P O・任意団体」(57.1%)、「学校」(50.0%) の回答率が比較的高かった。
- また、現在連携して行っている環境保全活動を、「今後も実施したい」または「拡充したい」と考えているか聞いたところ、「今後、実施や拡充を行いたい」と回答した団体は 100%であった。
- すべての団体に、今後、新たに他の団体・個人と連携して環境保全活動を行ったり、環境保全に関する情報を得たいと考えているか(既に他の団体・個人と連携して実施して環境保全活動を行っている団体には、新たに別の団体や個人と連携をしていきたいと考えているか)聞いたところ、「行いたい」と回答した団体は 78.9%であった。
- 「行いたい」と回答した団体に連携先を聞いたところ、「市」(66.7%) や「町内会などの地縁組織」(60.0%)、「学校」(46.7%)、「有識者・専門家」(46.7%) が挙げられた。

③ 家庭・事業所での環境配慮行動

家庭では、日常生活の中でのマナー・社会ルールのような行動が定着していますが、もう一步取り組むことのできる行動や、地域の環境保全活動に自らが参加したり、応援したりする行動への実施の意向がうかがわれました。

事業所では、事業所内で常日頃から取り組むことのできる行動が定着しています。再生可能エネルギー利用やクリーンエネルギー自動車といった設備・機器の導入や、地域の環境保全活動への参加に対する実施意向がうかがわれました。

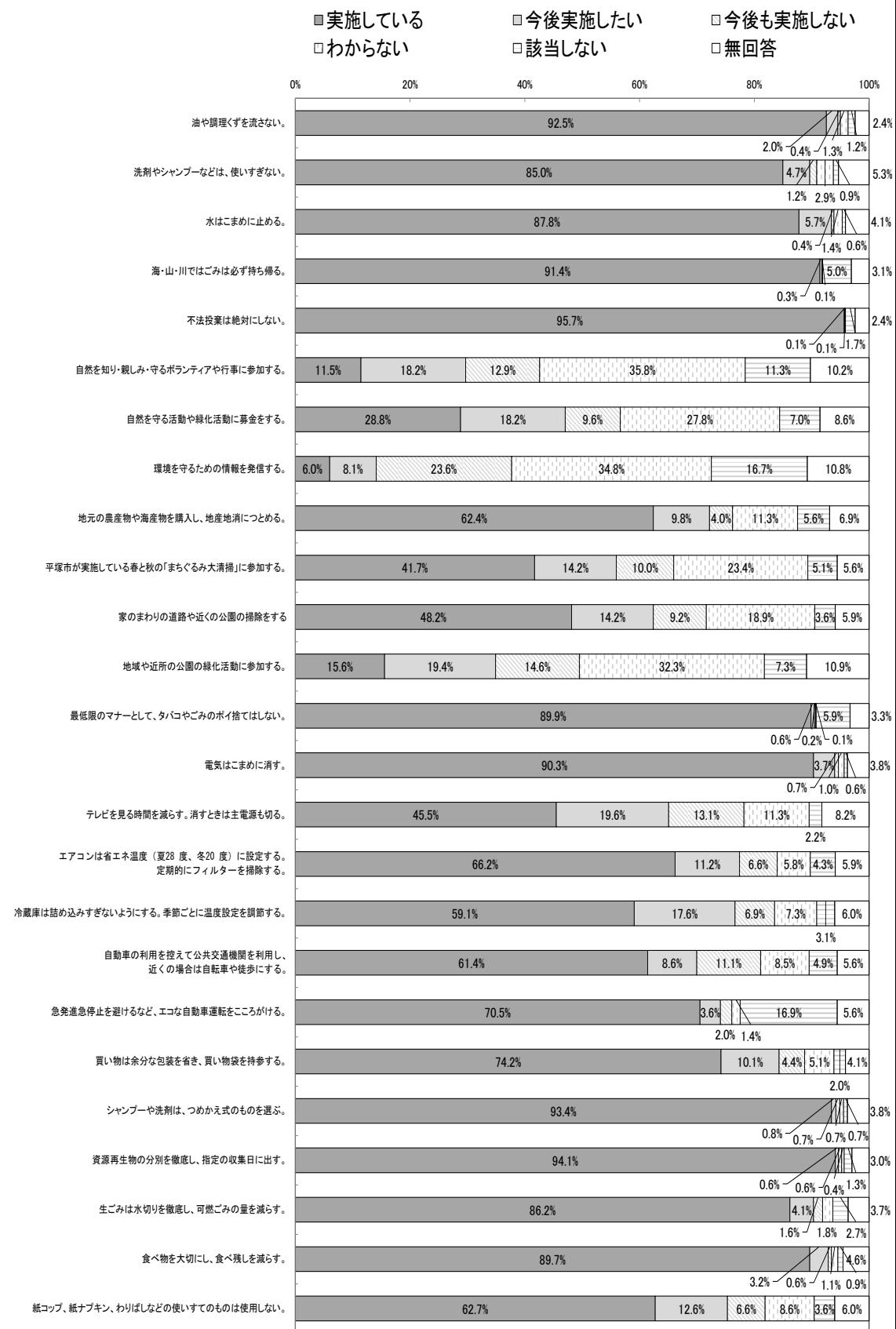
＜実施している行動＞

- ・ 家庭では、「不法投棄は絶対にしない」「資源再生物の分別を徹底し、指定の収集日に出す」「シャンプーや洗剤は、つめかえ式のものを選ぶ」「油や調理くずを流さない」「海・山・川ではごみは必ず持ち帰る」など、日常生活でのマナーのような行動については、回答率が9割を超えた。
- ・ 事業所では、「紙の両面使用や再生紙の利用に努める」「分別回収ボックスの設置などにより、ごみの分別を徹底する」など、いずれも事業所内で常日頃から取り組むことのできる行動の回答率が9割を超えた。

＜今後の実施意向＞

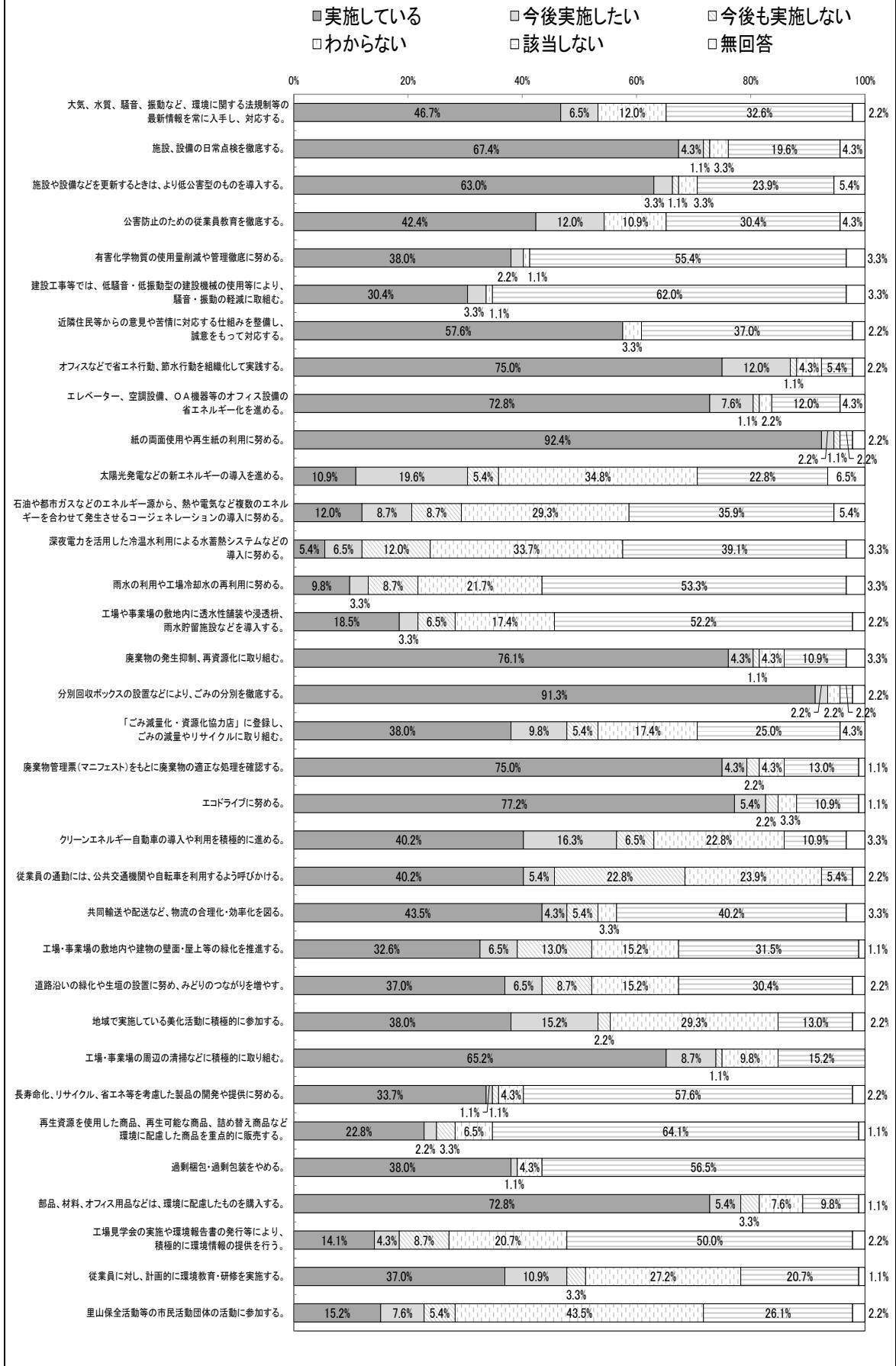
- ・ 家庭では、「テレビを見る時間を減らす。消すときは主電源も切る」(19.6%) といった日常生活の中でもう一步取り組むことのできる行動のほか、「地域や近所の公園の緑化活動に参加する」(19.4%) や「自然を知り・親しみ・守るボランティアや行事に参加する」(18.2%)、「自然を守る活動や緑化活動に募金をする」(18.2%) といった地域の環境保全活動に自らが参加したり、応援したりする行動であった。
- ・ 事業所では、「太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を進める」(19.6%) 「クリーンエネルギー自動車の導入や利用を積極的に進める」(16.3%) といった設備・機器の導入のほか、「地域で実施している美化活動に積極的に参加する」(15.2%) といった地域の環境保全活動への参加が挙げられた。

● 家庭での環境配慮行動の実施状況・実施意向【市民アンケート】



(n=899)

● 事業所での環境配慮行動の実施状況・実施意向【事業所アンケート】



(n=92)

④ 再生可能エネルギー・省エネルギー設備・機器の導入

半数以上の家庭で照明やエアコン、冷蔵・冷凍庫など省エネ型の家電製品の導入が進んでいます。事業所では、高効率照明や省エネ型冷蔵・冷凍機、高効率空調機の導入が進んでいます。今後は、家電製品やクリーンエネルギー自動車、LED照明の導入普及が見込まれます。

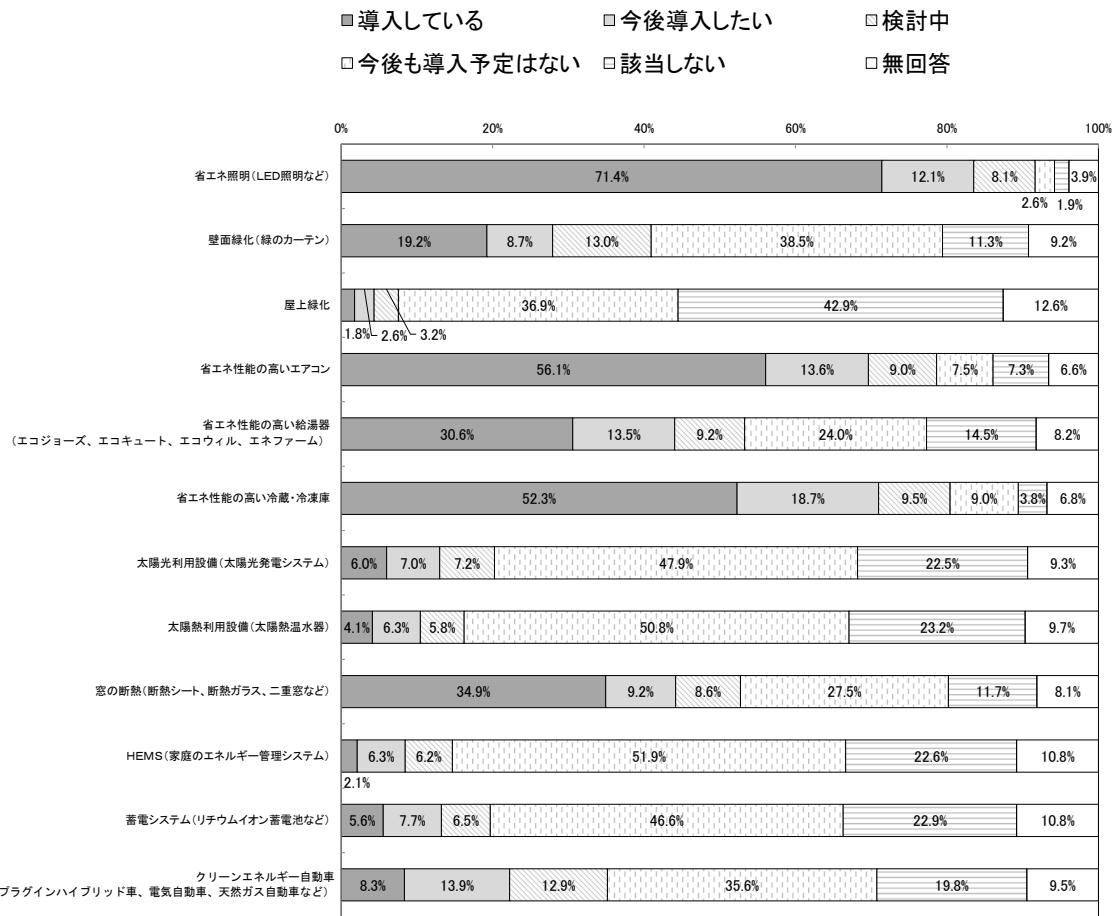
＜導入している設備・機器＞

- 市民では、「省エネ照明（LED照明など）」（71.4%）や「省エネ性能の高いエアコン」（56.1%）、「省エネ性能の高い冷蔵・冷凍庫」（52.3%）などが挙げられた。買い替えに合わせて省エネ型のものを選ぶ機会が多いことがうかがわれる。
- 事業者では、「高効率照明（LED照明）」（52.2%）や「省エネ型冷蔵・冷凍機」（33.7%）、「高効率空調機」（33.7%）が挙げられた。

＜今後の導入意向の高い設備・機器＞

- 市民では、「省エネ性能の高い冷蔵・冷凍庫」（18.7%）や「クリーンエネルギー自動車」（13.9%）、「省エネ性能の高いエアコン」（13.6%）が挙げられた。
- 事業者では、「高効率照明（LED照明）」（19.6%）や「ノンフロンの空調、冷蔵・冷凍庫」（18.5%）、「ハイブリット自動車、クリーンエネルギー自動車、電気自動車等」（14.1%）が挙げられた。

●家庭での省エネ・CO₂削減に役立つ機器・設備の導入状況・導入意向【市民アンケート】



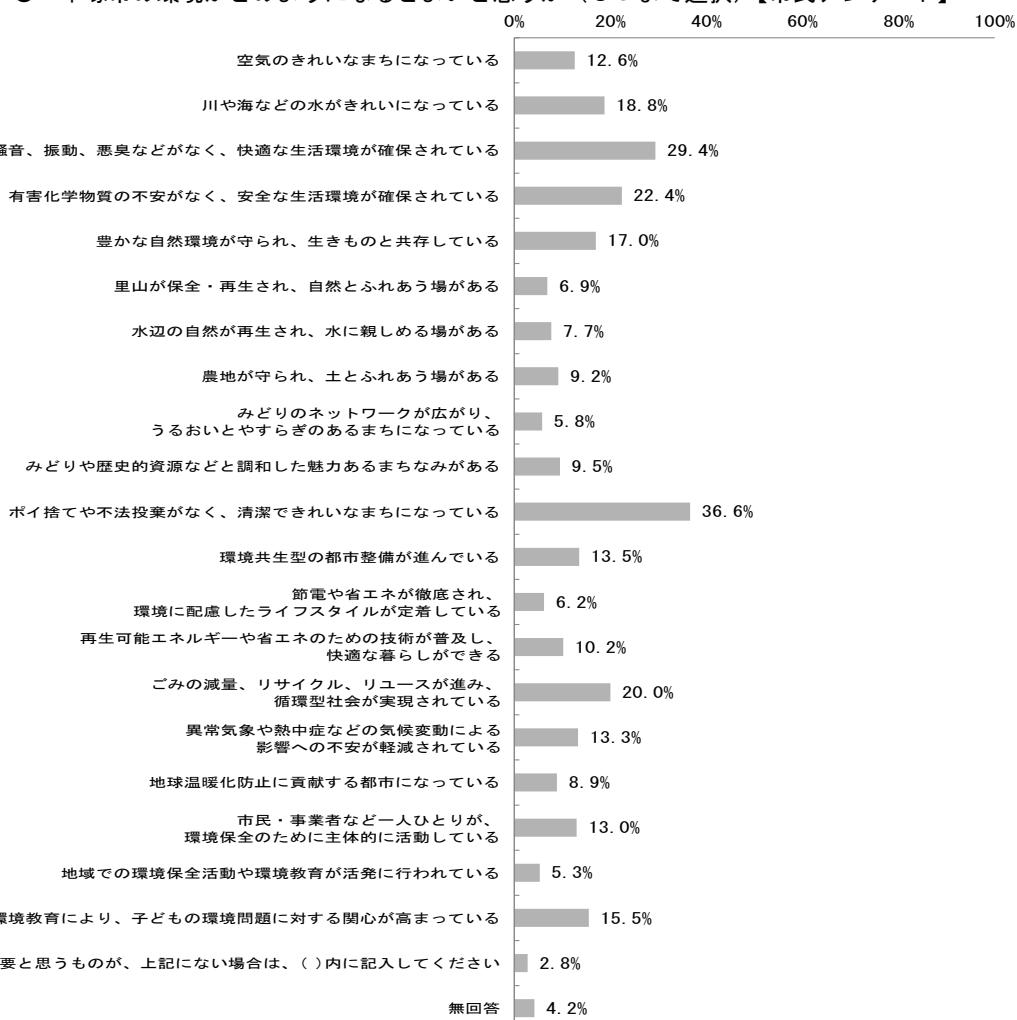
(n=899)

⑤ 平塚市の望ましい環境

望ましい環境に対する意向を聞いたところ、「清潔できれいなまち」のほか、「騒音、振動、悪臭などがなく快適な生活環境が確保されている」や「有害化学物質の不安がなく、安全な生活環境が確保されている」などが重視されています。また、その他の各環境の各分野に対する回答も多く、多様な意向があることがうかがわれます。

- 市民に望ましい環境について聞いたところ、「ポイ捨てや不法投棄がなく、清潔できれいなまちになっている」(36.6%) や「騒音、振動、悪臭などがなく、快適な生活環境が確保されている」(29.4%)、「有害化学物質の不安がなく、安全な生活環境が確保されている」(22.4%) などが多く、身近な生活環境の確保に関わる項目が重視されていることがうかがわれた。
- 続いて、比較的回答率が高かった項目は、「ごみの減量、リサイクル、リユースが進み、循環型社会が実現されている」(20.0%) や「川や海などの水がきれいになっている」(18.8%)、「豊かな自然環境が守られ、生きものと共存している」(17.0%)、「環境教育により、子どもの環境問題に対する関心が高まっている」(15.5%) であり、環境の各分野にわたっている。

● 平塚市の環境がどのようになるとよいと思うか (3つまで選択)【市民アンケート】



(n=899)

⑥ 身近な環境に対する満足度

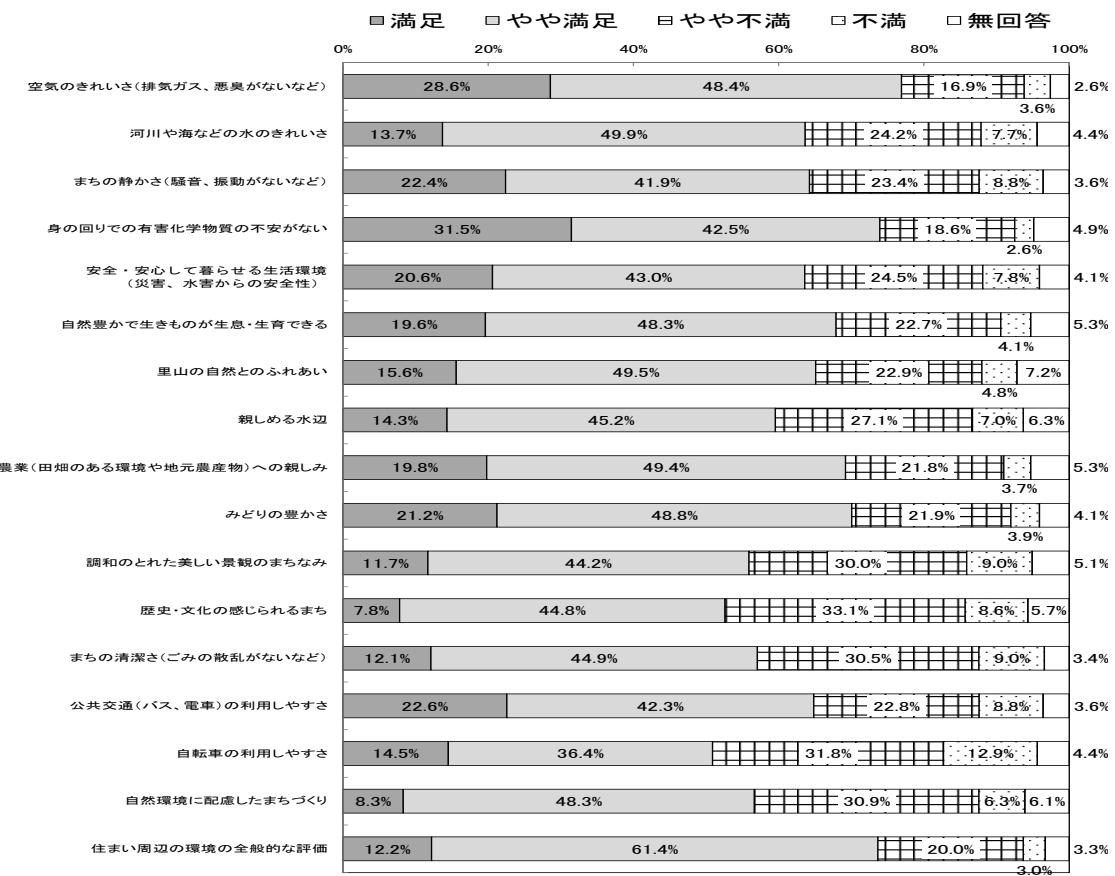
身近な環境に対する評価としては、「空気のきれいさ」「有害化学物質の不安がない」「みどりの豊かさ」に対する満足度が高いです。また、「河川や海などの水のきれいさ」「公共交通の利用しやすさ」「まちの清潔さ」については、満足度が上昇しています。

一方、「自転車の利用しやすさ」「歴史・文化の感じられるまち」「まちの清潔さ」は不満と回答する人が比較的多いです。10年程前からの変化を聞いたところ、「まちの清潔さ」は良くなつたと感じる人が多く、「自転車の利用しやすさ」は悪くなつたと感じる人が多いです。

<現在の環境に対する満足度（市民）>

- 満足の回答（「満足」「やや満足」の合計）が多かった項目は、「空気のきれいさ」（77.0%）や「身の回りでの有害化学物質の不安がない」（74.0%）、「みどりの豊かさ」（70.0%）であった。
- 不満の回答（「不満」「やや不満」の合計）が多かった項目は、「自転車の利用しやすさ」（44.7%）や「歴史・文化の感じられるまち」（41.7%）、「まちの清潔さ」（39.5%）であった。

● 住まいになっている周辺の環境に対する満足度【市民アンケート】



(n=899)

<10年前との比較（市民）>

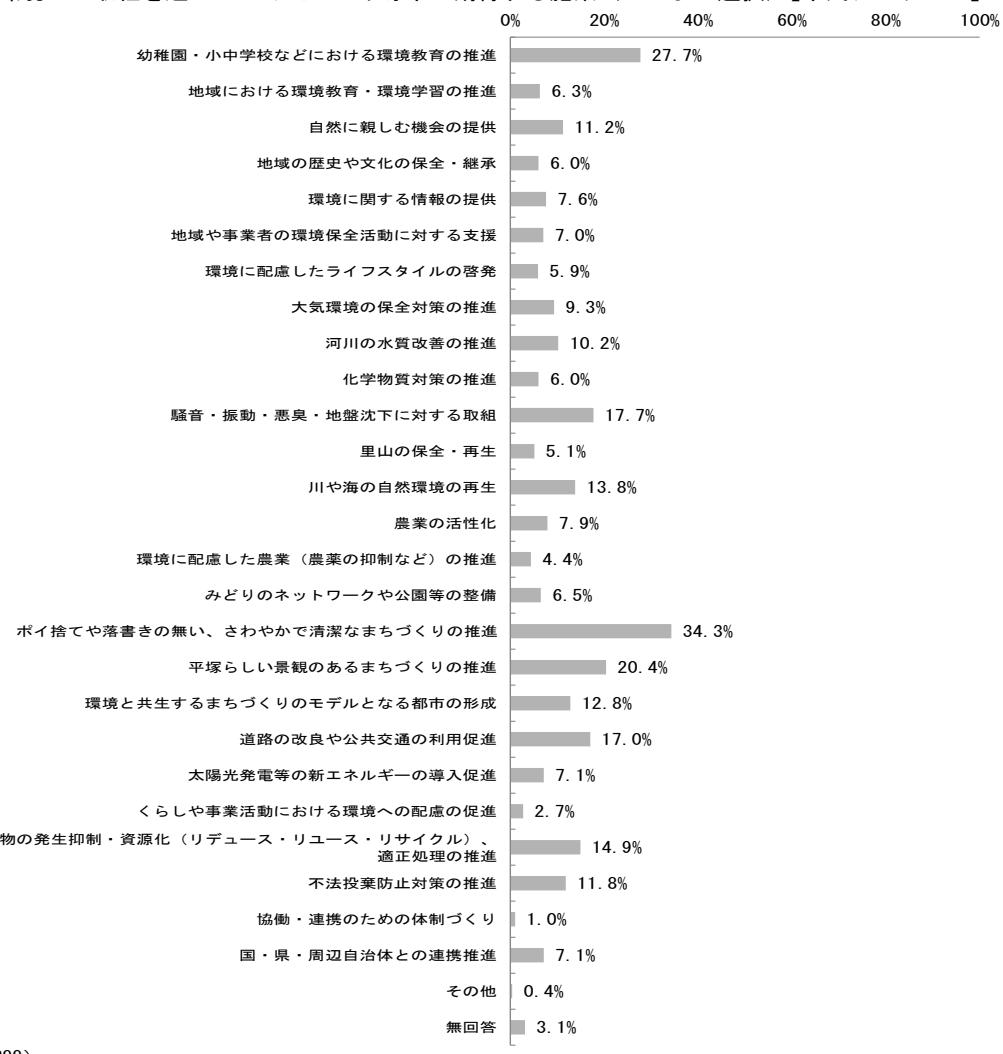
- 良くなつたと回答した人が多かった項目は、「河川や海などの水のきれいさ」（25.0%）や「公共交通の利用しやすさ」（17.3%）、「まちの清潔さ」（16.3%）であった。
- 一方、悪くなつたと回答した人が多かった項目は、「自転車の利用しやすさ」（25.7%）や「みどりの豊かさ」（20.8%）、「まちの静かさ」（19.0%）であった。

⑧ 市の環境施策について

市民、事業者及び団体の環境施策に対する期待を把握しました。

- 市民では、「ポイ捨てや落書きの無い、さわやかで清潔なまちづくりの推進」(34.3%) や「幼稚園・小中学校などにおける環境教育の推進」(27.7%)、「平塚らしい景観のあるまちづくりの推進」(20.4%) の回答率が比較的高かった。
- 事業者では、「低燃費自動車や電気自動車などのクリーンエネルギー自動車導入のための助成」(55.4%) 「環境に配慮した設備改善や再生可能エネルギー導入のための助成」(52.2%) といった設備・機器の導入のための助成のほか、「環境配慮行動に関するノウハウや情報の提供」(37.0%) の回答率が比較的高かった。
- 団体では、「幼稚園・小中学校などにおける環境教育の推進」(47.4%) や「自然に親しむ機会の提供」(21.1%)、「川や海の自然環境の再生」(21.1%)、「みどりのネットワークや公園等の整備」(21.1%)、「平塚らしい景観のあるまちづくりの推進」(21.1%) の回答率が比較的高かった。また、活動を行っていく上で行政に求めるとして、「活動費などの支援」(61.1%) や「他団体や企業等との連携支援」(44.4%) の回答率が比較的高かった。

●環境への取組を進めていくために平塚市に期待する施策（3つまで選択）【市民アンケート】



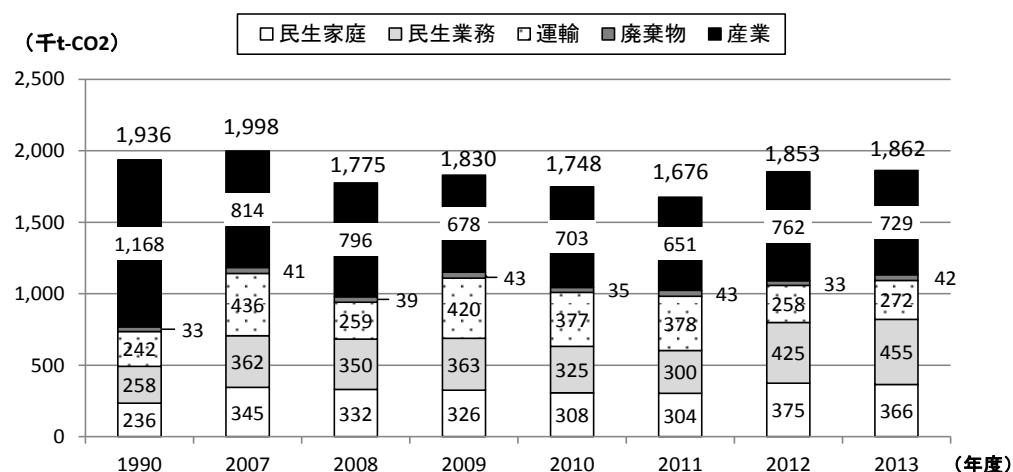
2 平塚市における二酸化炭素排出量の現況及び将来推計

(1) 二酸化炭素排出量の現況

① 排出量の推移

- 平成 25(2013) 年度における二酸化炭素排出量は、186 万 3 千 t-CO₂ でした。平成 2 (1990) 年度の排出量 193 万 6 千 t-CO₂ と比較すると、3.8% の減少となっています。
- 平成 25 (2013) 年度の二酸化炭素排出量は、平成 2 (1990) 年度に対する比率を部門別に見ると、産業部門が 37.6% の減少となったのに対し、家庭部門が 55.1% の増加、業務部門が 76.3% の増加となりました。

●平塚市部門別二酸化炭素排出量

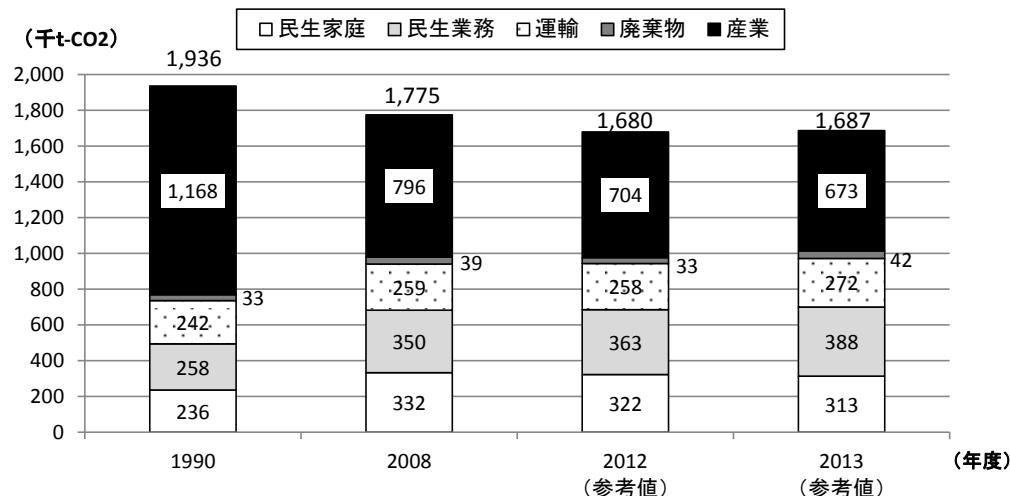


出典：ひらつかの環境

※四捨五入により合計があわない場合があります。

※平成 19 (2007) 年度・平成 21 (2009) 年度～平成 23 (2011) 年度は、旧計画による推計方法で算出されています。

●平塚市部門別二酸化炭素排出量 [平成 24 (2012) 年度・平成 25 (2013) 年度参考値]

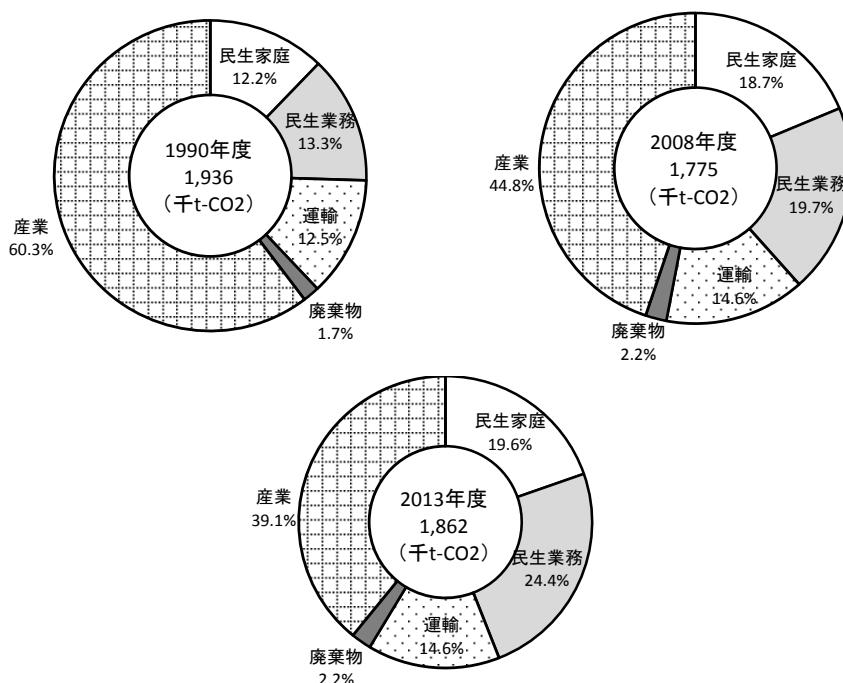


※平成 24 (2012) 年度・平成 25 (2013) 年度の電力排出係数を、平成 20 (2008) 年度の電力排出係数で計算しています。

② 分野別内訳の比較

- 二酸化炭素排出量の部門別内訳をみると、平成2（1990）年度は、産業部門が60.3%を占めており、次いで民生業務部門が13.3%でした。平成25（2013）年度では、産業部門が39.1%と排出量の大部分を占めているものの割合はやや減少し、民生家庭部門が24.4%と割合が増加しました。

●平塚市の二酸化炭素排出量（部門別）の比較 [平成2（1990）年度、平成20（2008）年度、平成25（2013）年度]



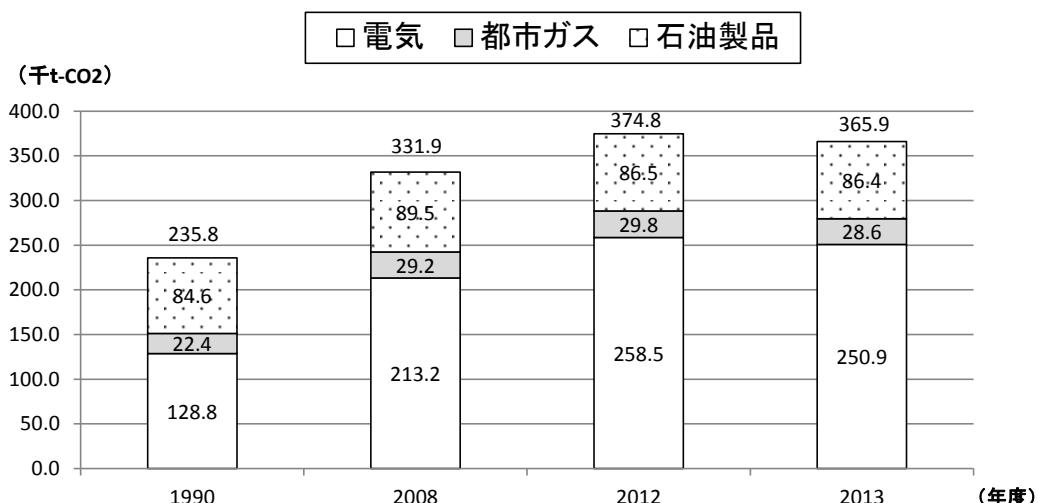
出典：ひらつかの環境

(2) 民生家庭部門

① 排出量の推移

- 平成 25(2013) 年度における二酸化炭素排出量は、36 万 6 千 t-CO₂ でした。平成 2(1990) 年度の排出量 23 万 6 千 t-CO₂ と比較すると、55.1% の増加となっています。
- 民生家庭部門において利用されているエネルギーの大部分を占める電気の使用量が増えています。

●平塚市のエネルギー別二酸化炭素排出量の推移（民生家庭）

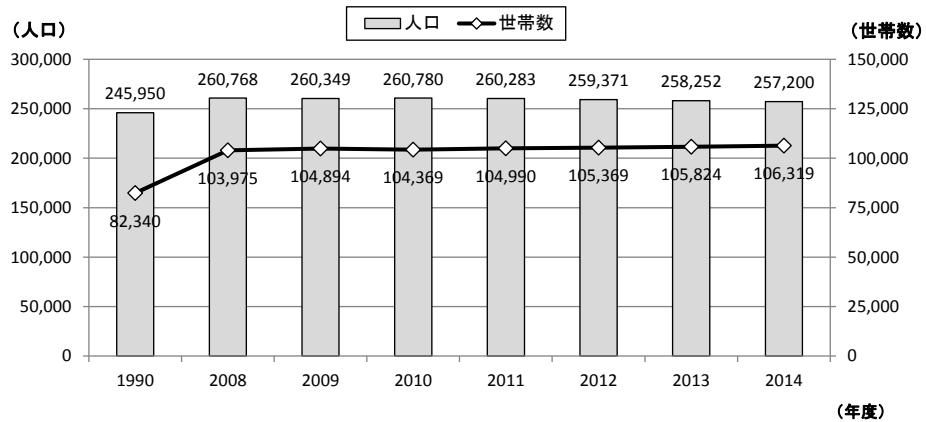


※各種統計を基にした推計値。

② 排出量の増減分析

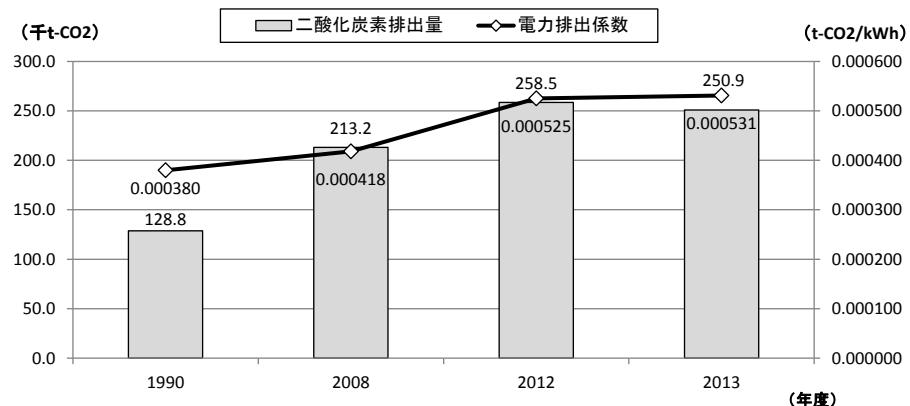
- 人口・世帯数は、平成 20 (2008) 年度以降ほぼ横ばいで推移していることから、一世帯当たりの二酸化炭素排出量が増加していることがわかります。
- 世帯当たりの電力の二酸化炭素排出量の推移 [平成 20 (2008) 年度の電力排出係数に固定した場合] のグラフから、平成 20 (2008) 年度の電力排出係数に固定した場合、世帯当たりの電力の排出量は減少傾向にあり、世帯当たりの電力エネルギー使用量は減少していることがわかります。これにより、市民の省エネルギーの取組による一定の効果が表れていることがうかがわれます。
- 電力排出係数の上昇は、平成 23 (2011) 年度の東日本大震災・福島第一原子力発電所の事故などに伴う原子力発電所の停止や火力発電所の発電量の増加の影響を受けています。

●平塚市の人団及び世帯数の推移



出典：平塚市統計書

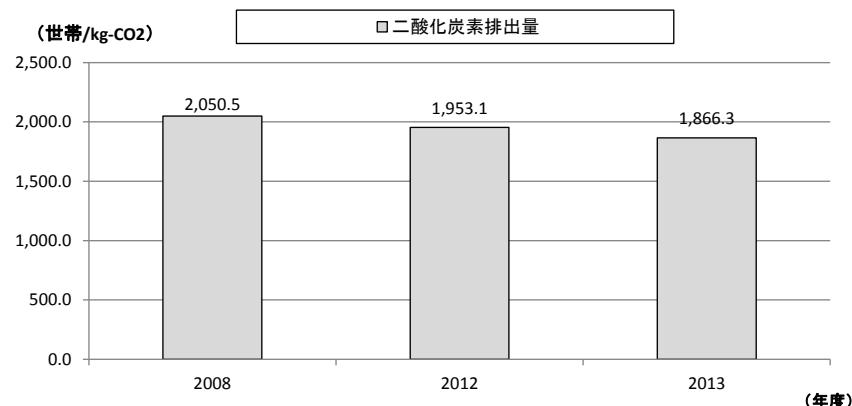
●家庭の電力の二酸化炭素排出量と排出係数



出典：電力排出係数は環境省ホームページ

※二酸化炭素排出量は各種統計を基にした推計値。

●世帯当たりの電力の二酸化炭素排出量の推移 [平成 20 (2008) 年度の電力排出係数に固定した場合]



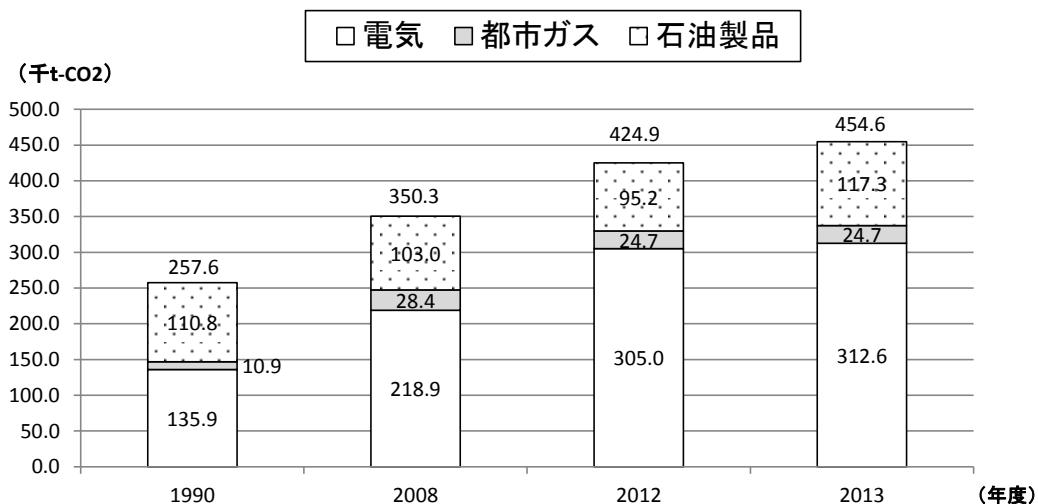
※各種統計を基にした推計値

(3) 民生業務部門

① 排出量の推移

- 平成 25 (2013) 年度における二酸化炭素排出量は、45 万 5 千 t-CO₂ でした。平成 2 (1990) 年度の排出量 25 万 8 千 t-CO₂ と比較すると、76.3% の増加となっています。
- 民生業務部門において利用されているエネルギーの大部分を占める電気の使用量が増えています。

●平塚市のエネルギー別二酸化炭素排出量の推移（民生業務）

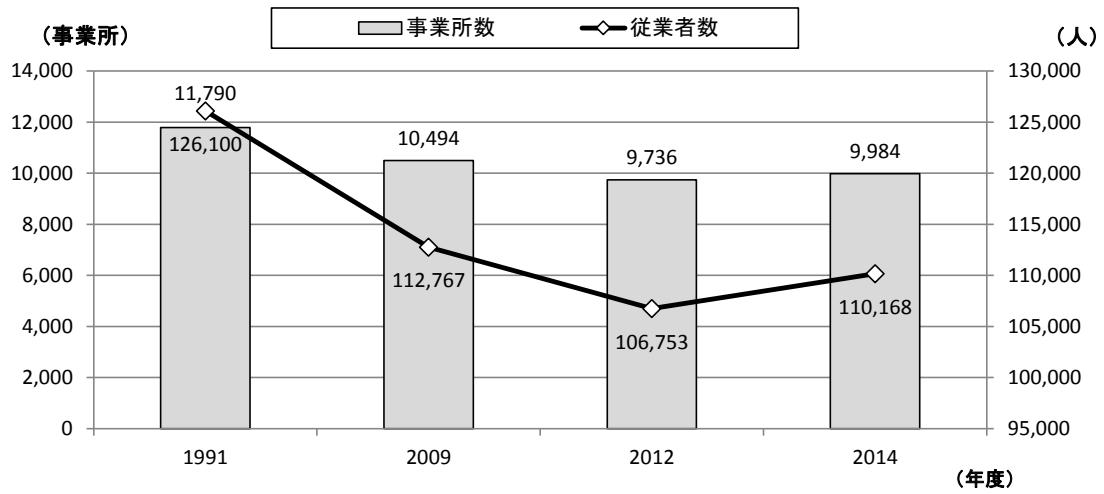


※各種統計を基にした推計値。

② 排出量の増減分析

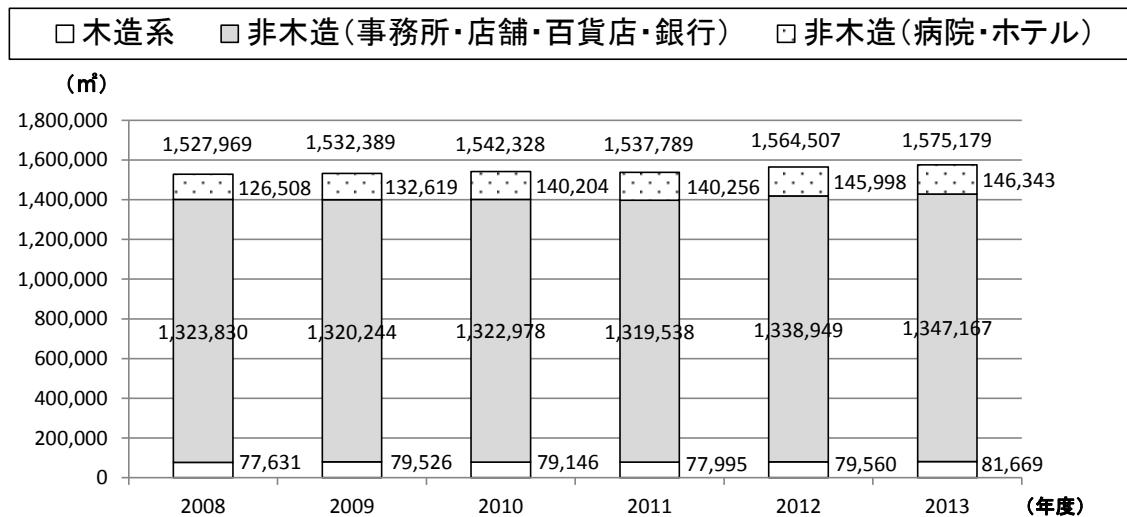
- 事業所及び従業者数は、平成 3 (1991) 年度から減少し、平成 24 (2012) 年度から平成 25 (2013) 年度にかけてやや増加しました。業務系建物の床面積は、近年、微増傾向にあり、一棟当たり延べ床面積もやや増加しています。
- 延床面積当たりの電力の二酸化炭素排出量の推移 [平成 20 (2008) 年度の電力排出係数に固定した場合] のグラフから、平成 20 (2008) 年度の電力排出係数に固定した場合、延べ床面積当たりの電力の排出量は増加傾向にあり、延べ床面積当たりの電力エネルギー使用量は増加していることがわかります。
- 一事業所当たりの電気の使用量の増加は、床面積の増加や床面積辺りのエネルギー消費量の増加、電力排出係数の上昇などの要因が考えられます。
- 電力排出係数の上昇は、平成 23 (2011) 年度の東日本大震災・福島第一原子力発電所の事故などに伴う原子力発電所の停止や火力発電所の発電量の増加の影響を受けています。

●事業所数及び従業者数の推移



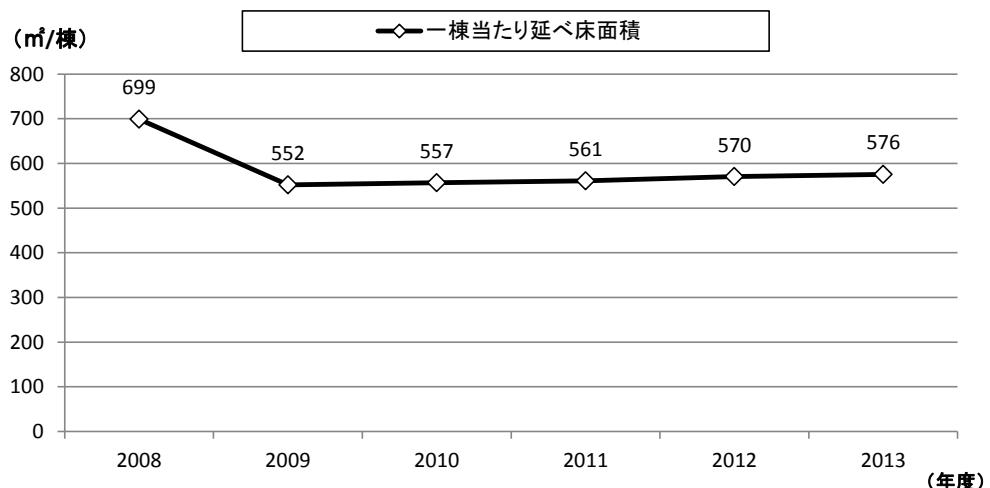
出典：経済センサス

●業務系建物の床面積の推移



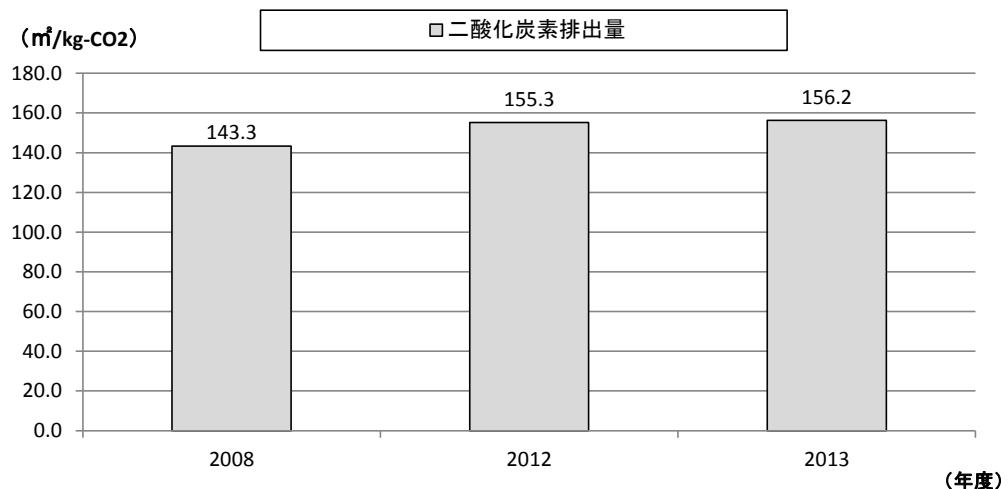
出典：平塚市統計書

●業務系非木材家屋（事務所・店舗・百貨店・銀行）一棟当たり延べ床面積



※平塚市統計書を基に算出。

●延床面積当たりの電力の二酸化炭素排出量の推移 [平成 20 (2008) 年度の電力排出係数に固定した場合]



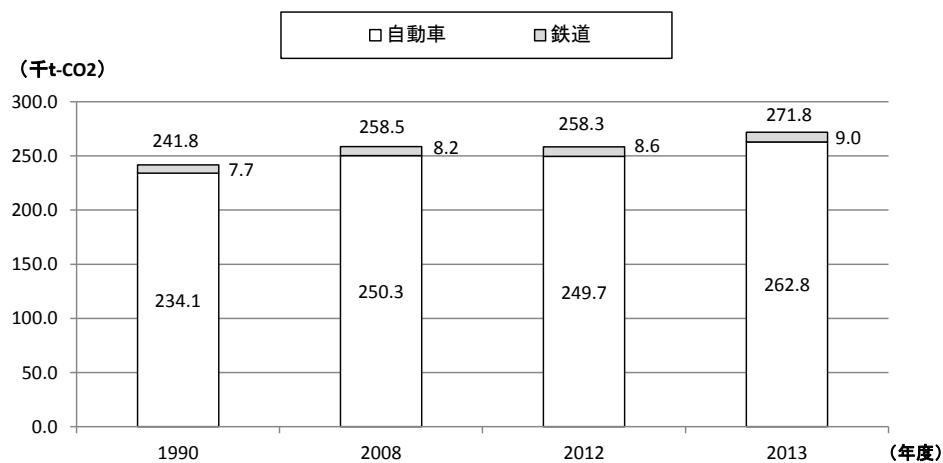
※各種統計を基にした推計値。

(4) 運輸部門

① 排出量の推移

- 平成 25(2013) 年度における二酸化炭素排出量は、27 万 2 千 t-CO₂ でした。平成 2(1990) 年度の排出量 24 万 2 千 t-CO₂ と比較すると、12.4% の増加となっています。
- 運輸部門のうち、自動車からの排出量の割合が多く、平成 24(2012) 年度から平成 25(2013) 年度にかけて増加しています。

●平塚市運輸部門の二酸化炭素排出量推移

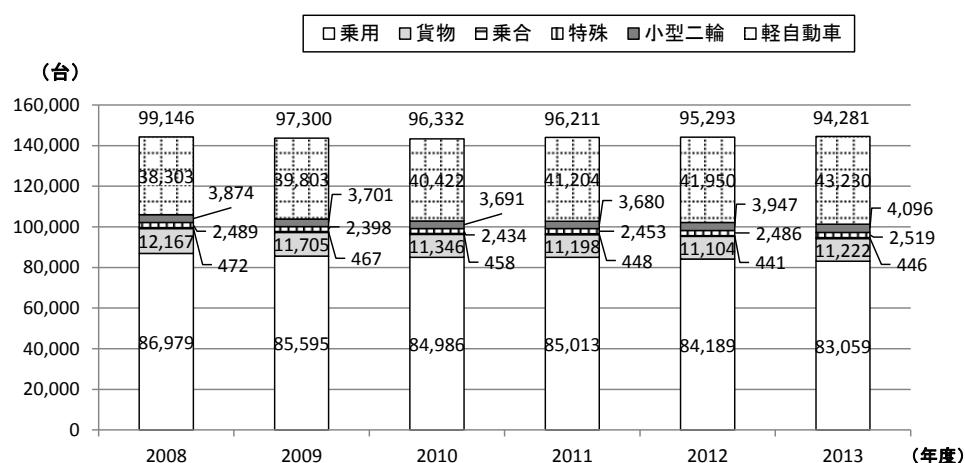


※各種統計を基にした推計値。

② 排出量の増減分析

- 平塚市の自動車保有台数は、平成 20(2008) 年度以降、ほぼ横ばいで推移しています。
- 自動車からの排出量が増加した平成 24(2012) 年度から平成 25(2013) 年度にかけては、自動車保有台数の顕著な増加は認められなかったため、車両当たりの燃料消費量の増加の影響がうかがわれます（ただし、推計計算の性質上、県全体の車両当たりの燃料消費量の増加の傾向が反映されています）。

●平塚市自動車保有台数の推移



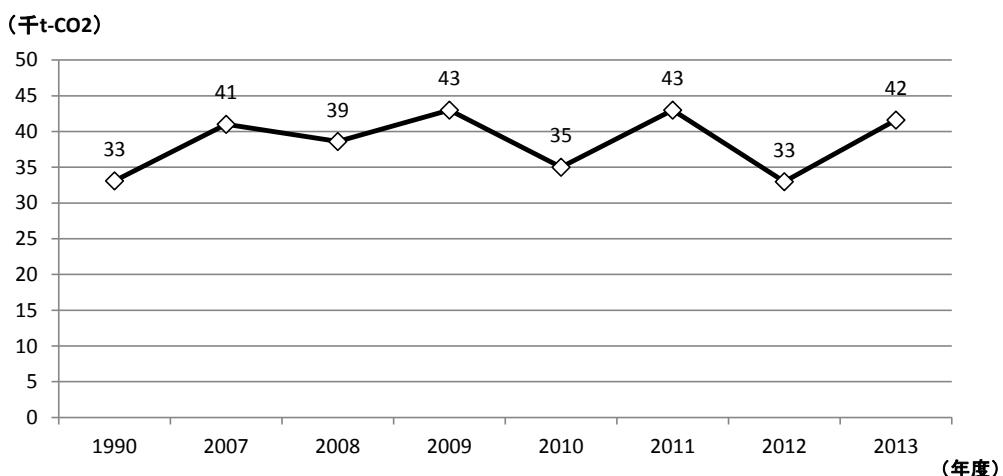
出典：平塚市統計書

(5) 廃棄物部門

① 排出量の推移

- 平成 25 (2013) 年度における二酸化炭素排出量は、4 万 2 千 t-CO₂ でした。平成 2 (1990) 年度の排出量 3 万 3 千 t-CO₂ と比較すると、27.3% の増加となっています。

●平塚市廃棄物部門二酸化炭素排出量の推移



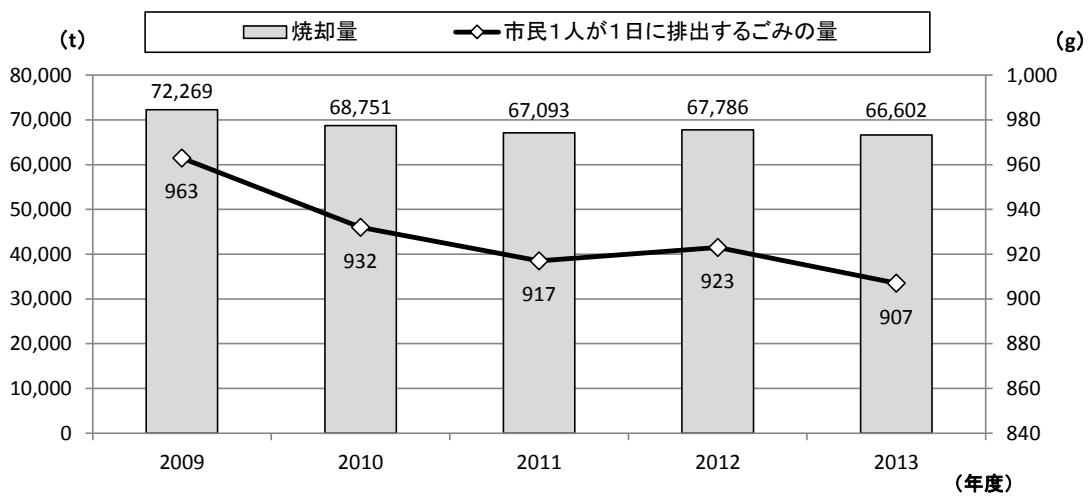
※各種統計を基にした推計値。

※平成 19 (2007) 年度・平成 21 (2009) 年度～平成 23 (2011) 年度は、旧計画による推計方法で算出されています。

② 排出量の増減分析

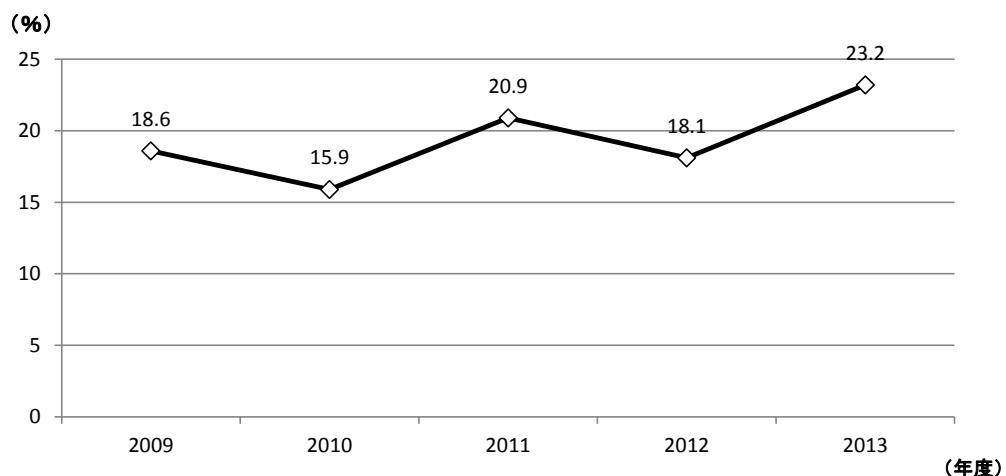
- 本市の一般廃棄物焼却処理量及び一人当たり処理量は、微減傾向で推移しています。
- 一般廃棄物のうち、焼却に伴う二酸化炭素排出量は、バイオマス起源（生ごみや紙）以外の廃プラスチック等の二酸化炭素について算出しています。このため、焼却ごみに含まれる廃プラスチック類（ビニール・合成樹脂類）混入率を見ると、平成 21 (2009) 年度以降、ばらつきながらも上昇傾向にあります。
- 平成 2 (1990) 年度以降、人口及び世帯数が横ばいで推移する中、近年、焼却量は減少しましたが、一方で廃プラスチック類の混入率が上昇し、平成 25 (2013) 年度における廃棄物部門の二酸化炭素排出量が、平成 2 (1990) 年度よりも増加しています。

●一般廃棄物焼却処理量及び一人当たり処理量の推移



出典：改訂 平塚市一般廃棄物処理基本計画

●焼却ごみに含まれる廃プラスチック類（ビニール・合成樹脂類）混入率の推移



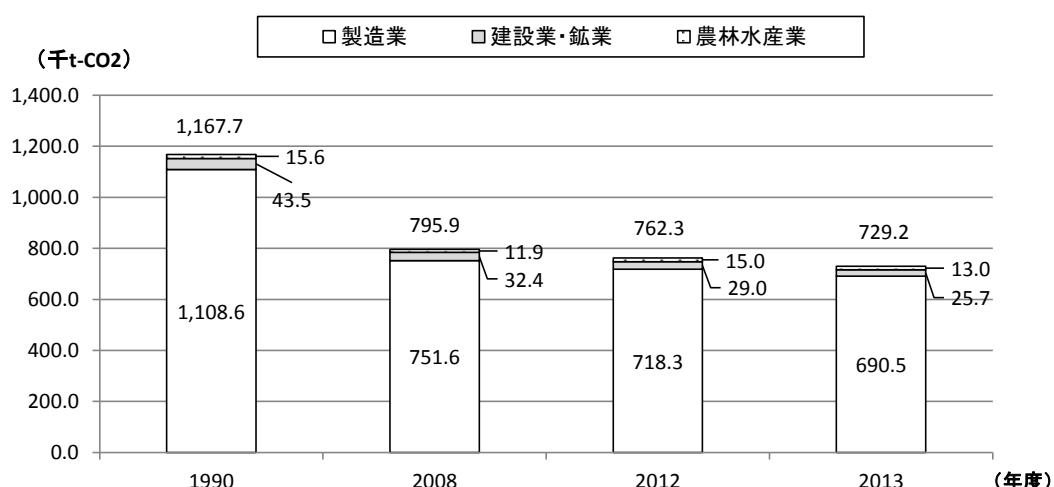
出典：清掃事業の概要

(6) 産業部門

① 排出量の推移

- 平成 25(2013) 年度における二酸化炭素排出量は、72 万 9 千 t-CO₂ でした。平成 2(1990) 年度の排出量 116 万 8 千 t-CO₂ と比較すると、37.6% の減少となっています。
- 産業部門のうちほとんどが製造業です。平成 2(1990) 年度からの排出量の減少が顕著ですが、平成 20(2008) 年度以降は微減傾向となっています。

●平塚市産業部門二酸化炭素排出量の推移

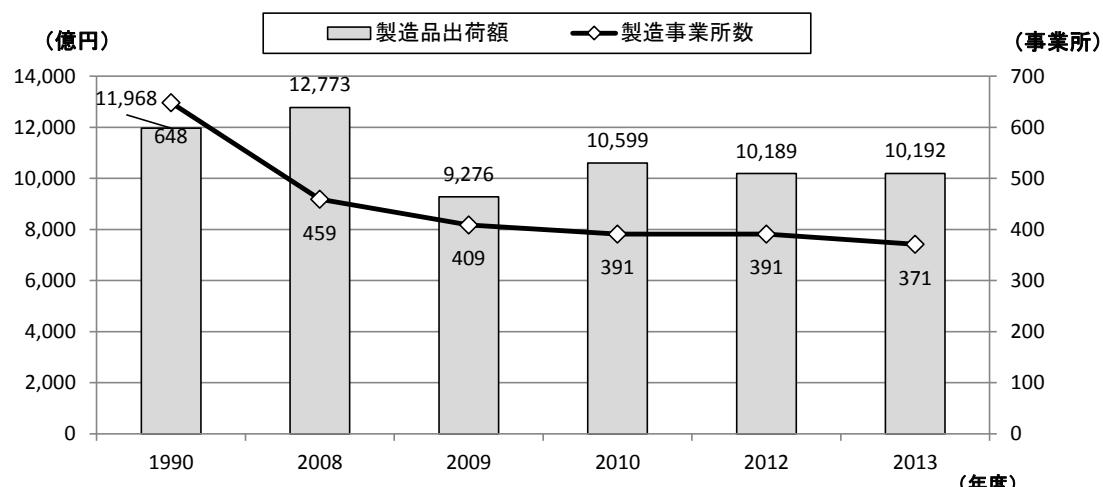


※各種統計を基にした推計値。

② 排出量の増減分析

- ・ 製造品出荷額は、平成 2（1990）年度から平成 20（2008）年度にかけて増加しましたが、その後リーマンショックの影響を受けた平成 21（2009）年度に落ち込みました。その後平成 22（2010）年度に持ち直した後は横ばいとなっています。
- ・ 製造業の事業所数は、平成 2（1990）年度以降減少傾向で、近年は減少率が小さくなっています。
- ・ 製造業一事業所当たりの二酸化炭素排出量は、電力排出係数の上昇の影響を受ける中、平成 24（2012）年度から平成 25（2013）年度にかけて微減傾向です。製造業事業所当たりの二酸化炭素排出量も微減傾向にあると考えられます。
- ・ 環境省では、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版〔平成 22（2010）年8月環境省〕」に基づき、平塚市における特定事業所（エネルギー使用量が原油換算で 1,500k1/年以上である事業所）からの二酸化炭素排出量の分析結果を公表しています。

●平塚市製造事業所数の推移と出荷額の推移



出典：平塚市統計書

(7) 将来推計

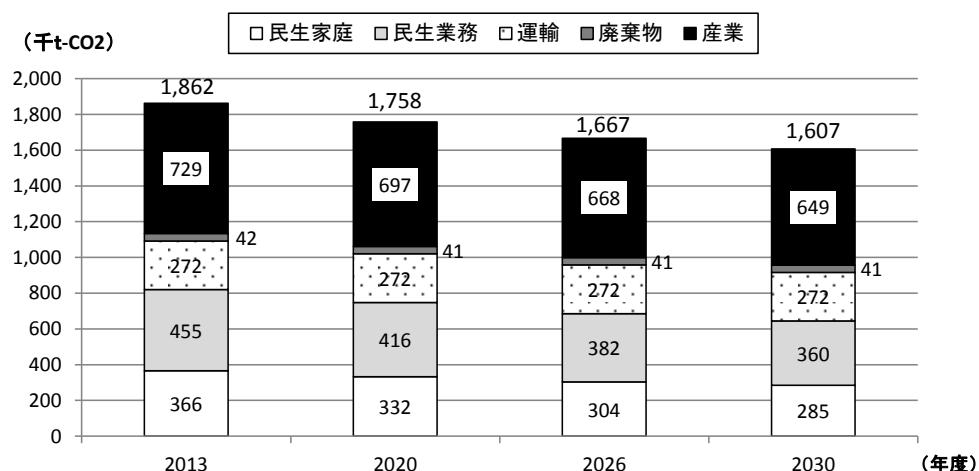
① 二酸化炭素排出量の将来予測の考え方

- 二酸化炭素排出量の将来予測は、現状から新たな地球温暖化対策が講じられないと仮定して、平成 32（2020）年度、平成 38（2026）年度及び平成 42（2030）年度の二酸化炭素排出量（現状すう勢）の予測を行いました。
- 部門別に、世帯当たりや事業所当たりなどのエネルギー消費量（エネルギー消費原単位）が今後も同程度で推移するものと過程し、将来の世帯数や建物の延床面積など（活動量）の推計値から、二酸化炭素排出量を推計しました。
- なお、排出係数については、国の長期エネルギー需給見通し〔平成 27（2015）年 7 月、資源エネルギー庁〕による平成 42（2030）年度の全電源平均の電力排出係数（0.37kg-CO₂/kWh）を用いました。その他の年度は、平成 25（2013）年度及び平成 42（2030）年度を基に按分した値を用いました。エネルギー源の各排出係数は、平成 25（2013）年度と同程度と想定しました。

●二酸化炭素排出量の将来推計に用いる活動量の推計結果

部門	活動量	将来推計の方法
民生家庭	人口	平塚市総合計画における将来推計を用いて予測
民生業務	建物の延べ床面積	近年の傾向を考慮し、平成 25（2013）年度のまま推移するものと予測
運輸	自動車保有台数	近年の傾向を考慮し、平成 25（2013）年度のまま推移するものと予測
廃棄物	人口	平塚市総合計画における将来推計を用いて予測
産業	製造品出荷額	近年の傾向を考慮し、平成 25（2013）年度のまま推移するものと予測

●平塚市部門別二酸化炭素排出量



※四捨五入により合計があわない場合があります。

※民生家庭・廃棄物は年 0.1% 削減、その他の部門は横ばいで算出。

※電力排出係数は、平成 25（2013）年度及び平成 42（2030）年度（0.37t-CO₂/kWh）を基に按分し算出。

3 平塚市における温室効果ガスの排出削減可能な量の試算結果

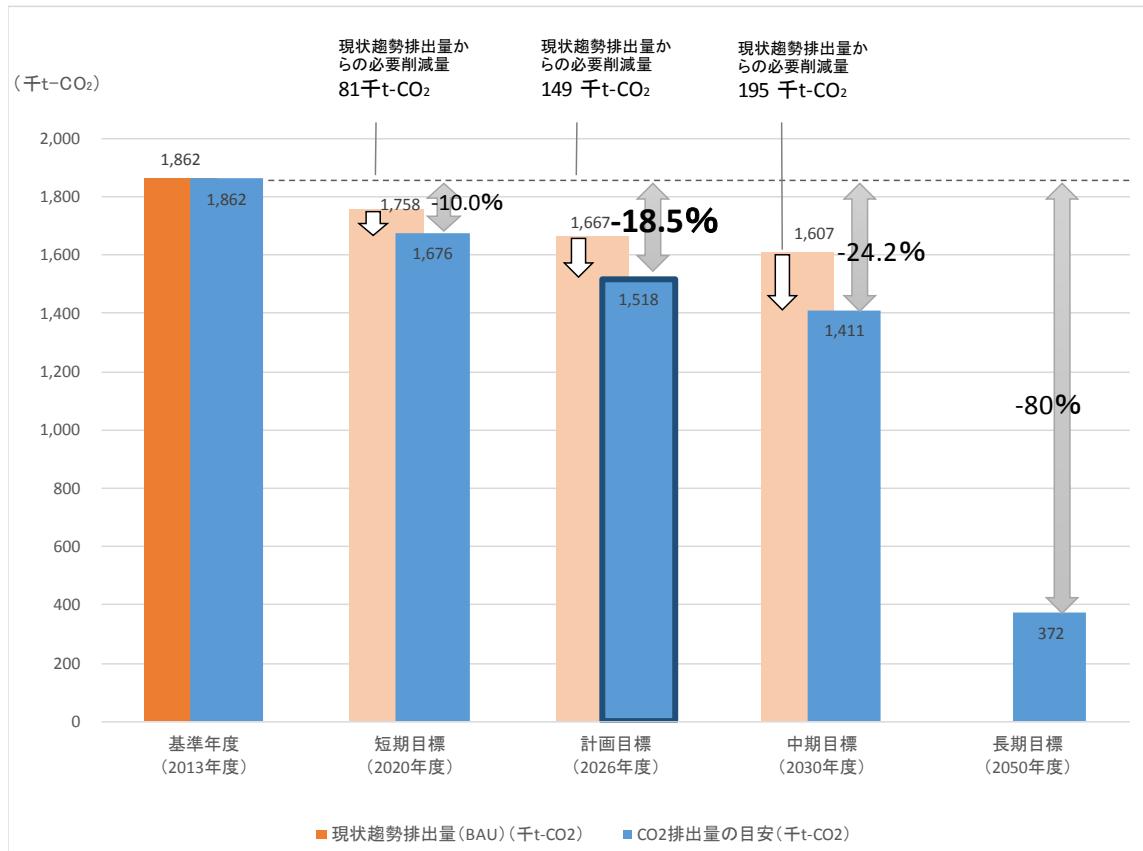
※省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入によるCO₂削減可能な量については、国の地球温暖化対策推進本部がとりまとめた「地球温暖化対策計画(案)」(平成28年3月15日公表)に示された「対策評価指標及び対策効果」を考慮した。

項目	対策No.	具体的な対策	平塚市・排出削減可能な量(千t-CO ₂) ※2013年度以降の追加量				国・対策評価指標				部門種別
			2013 年度	2020 年度	2026 年度	2030 年度	指標①	2013 年度	2020 年度	2030 年度	
省エネルギー性能の高い設備・機器等の導入促進(業種横断)	1	高効率空調の導入	0.1	0.7	1.1	1.4	平均APF/COP(電気系燃料系)	4.8/1.5	5.5/1.6	6.4/1.9	産業・業務
	2	高性能ボイラの導入	0.5	3.4	5.7	7.3	導入台数(万台)	280	591	957	産業・業務
	3	コーポレーティングの導入	0.7	4.2	21.7	33.3	コーポレーティングの累積導入容量(万kW)	1004	1134	1320	産業・業務
建築物の省エネ化	4	新築建築物における省エネ基準適合の推進	0.0	0.0	10.4	17.3	新築建築物(床面積2,000m ² 以上)における省エネ基準適合率(%)	93	100	100	産業・業務
	5	建築物の省エネ化(改修)	0.0	0.0	1.2	2.0	省エネ基準を満たす建築物ストックの割合(%)	23	—	39	産業・業務
高効率な省エネルギー機器の普及(業務その他部門)	6	業務用給湯器の導入	0.1	0.9	1.8	2.4	累積導入台数HP給湯器(万台)	2.9	5	14	業務
	7	高効率照明の導入	1.6	11.5	13.3	14.5	累積導入台数潜熱回収型給湯器(万台)	15	81	110	業務
トップランナーアイデア等による機器の省エネ性能向上	8	トップランナーアイデア等による機器の省エネ性能向上【業務部門】	0.8	8.4	19.6	27.0	累積導入台数(億台)	0.5	1.8	3.2	業務
	9	トップランナーアイデア等による機器の省エネ性能向上【家庭部門】	0.3	5.2	7.2	8.5	—	—	—	—	家庭
BEMSの活用、省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施	10	BEMSの活用、省エネ診断等による業務部門における徹底的なエネルギー管理の実施	0.9	6.3	11.8	15.5	普及率(%)	8	24	47	業務
エネルギーの面的利用の拡大	11	エネルギーの面的利用の拡大	—	0.1	0.2	0.3	※対策評価指標として省エネ見込量を設定。	—	—	—	業務
廃棄物処理における取組	12	プラスチック製容器包装の分別収集・リサイクルの推進	0.002	0.015	0.026	0.034	プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集量(万台)	66	69	73	廃棄物
	13	一般廃棄物焼却施設における廃棄物発電の導入	—	0.7	1.0	1.2	ごみ処理量当たりの発電電力量(kWh/t)	231	284~312	359~428	廃棄物
住宅の省エネ化	14	新築住宅における省エネ基準適合の推進	—	0.0	9.5	15.9	エネ基準適合率(%)	52	100	100	家庭
	15	既存住宅の断熱改修の推進	—	0.0	1.3	2.2	省エネ基準を満たす住宅ストックの割合(%)	6	—	30	家庭
高効率な省エネルギー機器の普及(家庭部門)	16	高効率給湯器の導入	0.2	3.9	8.2	11.0	累積導入台数HP給湯器(万台)	422	720	1400	家庭
	17	高効率照明の導入	1.3	11.6	13.8	15.2	累積導入台数潜熱回収型(万台)	448	1,800	2,700	家庭
HEMS・スマートメーターを利用した家庭部門における徹底的なエネルギー管理の実施	18	HEMS・スマートメーターを利用した徹底的なエネルギー管理の実施	0.0	3.7	9.2	12.9	累積導入台数燃料電池(万台)	5	140	530	家庭
	19	次世代自動車の普及、燃費改善	0.0	8.5	20.6	28.7	累積導入台数(億台)	0.6	2.4	4.4	家庭
次世代自動車の普及、燃費改善	20	道路交通対策等の推進	—	0.0	0.7	1.2	新車販売台数に占める次世代自動車の割合(%)	23.2	20~50	50~70	運輸
環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	21	環境に配慮した自動車使用等の促進による自動車運送事業等のグリーン化	—	0.4	0.6	0.8	平均保有燃費(km/L)	15	19	25	運輸
再生可能エネルギーの最大限の導入	22	再生可能エネルギー電気の利用拡大	135.1	61.2	113.6	148.6	発電電力量(億kWh)	1216	導入拡大を進めると2,366~2,515	—	業務・家庭
	23	再生可能エネルギー熱の利用拡大	50.9	4.5	8.3	10.9	熱供給量(原油換算)(万kL)	1104	導入拡大を進めると1,341	—	業務・家庭
バイオマスプラスチック類の普及	24	バイオマスプラスチック類の普及	—	1.2	2.6	3.6	バイオマスプラスチック国内出荷量(単位:万t)	7	79	197	業務・家庭
廃棄物焼却量の削減	25	廃棄物焼却量の削減	—	0.2	0.2	0.2	一般廃棄物であるプラスチック類の焼却量(千t)(乾燥ベース)	2856	2675	2458	廃棄物
代替フロン等4ガス(HFC、PFC、SF ₆ 、NF ₃)	26	ガス・製品製造分野におけるノンフロン・低GWP化の推進	—	0.3	0.7	0.9	ノンフロン・低GWP型指定製品の導入・普及率(%)	7	85	100	HFC等4ガス
都市緑化等の推進	27	都市緑化等の推進	1.6	0.1	0.2	0.2	自然冷媒機器累積導入数(百件)	—	31	76	CO ₂
合計(千t-CO ₂)			194.1	137.0	284.6	383.0		75	81	85	CO ₂

4 平塚市における二酸化炭素排出量の削減目標シナリオ

(1) 国の平成42(2030)年度における電力排出係数の目標を考慮したケース

	基準年度 (2013年度)	短期目標 (2020年度)	計画目標 (2026年度)	中期目標 (2030年度)	長期目標 (2050年度)
CO2排出量の目安(千t-CO ₂)	1,862	1,676	1,518	1,411	372
現状趨勢排出量(BAU)(千t-CO ₂)	1,862	1,758	1,667	1,607	
基準年度からの削減率【目標】(%)	0	-10.0	-18.5	-24.2	-80.0
基準年度からの削減率【BAU】(%)	0	-5.6	-10.5	-13.7	



(2) 将来にわたり電力排出係数が変動しないと想定した電力排出係数固定ケース

	基準年度 (2013年度)	短期目標 (2020年度)	計画目標 (2026年度)	中期目標 (2030年度)	長期目標 (2050年度)
CO2排出量の目安(千t-CO2)	1,862	1,676	1,518	1,411	372
現状趨勢排出量(BAU)(千t-CO2)	1,862	1,861	1,858	1,858	
基準年度からの削減率(%)	0	-10.0	-18.5	-24.2	-80.0
基準年度からの削減率【BAU】(%)	0	-0.1	-0.2	-0.2	

